

第百二回国会 社会労働委員会 議 録 第 二 号

昭和五十九年十二月六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 戸井田三郎君

理事 愛知 和男君

理事 小沢 辰男君

理事 池端 清一君

理事 大橋 敏雄君

理事 有馬 元治君

理事 稲村 利幸君

理事 齊藤滋与史君

理事 谷垣 慎一君

理事 長野 祐也君

理事 野呂 昭彦君

理事 林 義郎君

理事 網岡 雄君

理事 多賀谷眞穂君

理事 永井 孝信君

理事 新井 彬之君

理事 森田 景一君

理事 塚田 延光君

理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

厚 生 大 臣

出席政府委員

厚生大臣官房長

厚生省保健医療

局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭

局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

社会保険庁年金

保険部長

委員外の出席者

理事 稲垣 実男君

理事 丹羽 雄哉君

理事 村山 富市君

理事 塩田 晋君

理事 伊吹 文明君

理事 古賀 誠君

理事 自見庄三郎君

理事 中野 四郎君

理事 西山敬次郎君

理事 浜田卓二郎君

理事 藤本 孝雄君

理事 河野 正君

理事 竹村 泰子君

理事 森井 忠良君

理事 沼川 洋一君

理事 森本 晃司君

理事 梅田 勝君

理事 菅 直人君

増岡 博之君

下村 健君

大池 眞澄君

正木 馨君

小島 弘仲君

幸田 正孝君

吉原 健二君

長尾 立子君

大蔵省主計局共

済課長 坂本 導聰君

厚生大臣官房総

務審議官 長門 保明君

厚生省年金局長

金課長 山口 剛彦君

社会労働委員会

調査室長 石黒 善一君

委員の異動

十二月六日

辞任

浦井 洋君

梅田 勝君

補欠選任

梅田 勝君

浦井 洋君

補欠選任

浦井 洋君

本日

の会議に付した案件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、第百一回国会開議第三六号)

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関

する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞穂

君外四名提出、第百一回国会開議第四四号)

○戸井田委員長

これより会議を開きます。

第百一回国会、内閣提出、国民年金法等の一部

を改正する法律案及び第百一回国会、多賀谷眞穂

君外四名提出、国民年金法及び特別児童扶養手当

等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の

両案を議題といたします。

両案につきましては、前国会におきまして既に

それぞれ趣旨の説明を聴取しておりますので、こ

れを省略いたしますが、御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よっ

て、さよう決しました。

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関

する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○戸井田委員長 両案について審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。池端清一君。

○池端委員 私は、まず最初に、物価スライドの

問題、例の二％の問題についてお尋ねをしたいと

思うのであります。

既に御承知のとおり、さきの特別国会で、社公

民三党は、百年の大計を決める年金大改革案と厚

生年金、国民年金あるいは福祉年金の二％スライ

ド部分を抱き合わせたこのような法案は、まさに

木に竹を接いだような法案であって、これは切り

離して処理すべきである、こういう立場から分離

法案を提出したところでございます。しかし、残

念ながら継続審議に終わりました、依然としてこ

れらの受給者の方々にはいまだスライド分二％は

支給されておられない、こういう状況にあるわけ

であります。この問題は理事会において時間をかけ

て議論をしてきたところでございますけれども、

現段階におきましては、スライドの年内支給につ

いては最大限努力をするという域を出ておりませ

ん。年の瀬も押し迫ってまいりました。あと二十

日余りでございます。この問題は、単に厚生年

金、国民年金の受給者千七百万人の方たちのみの

問題ではない。福祉年金を受けておられる方、あ

るいは共済年金でもいわゆる通年方式と言われて

いる人たちについてもこれは影響するわけでござ

います。これらの方々はまさに一日千秋の思いで

待つておられるわけでありまして。

そこで、最初にお尋ねしたいのは、さきの理事

会で与野党合意で、スライド分の年内支払いのた

めの準備を行うようにということとを事務局に要

請をしたところでございます。この点の準備は万

端足りないと思うのでありますが、その準備状況

についてまずお尋ねをしたいと思います。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

年金額の改定に伴います差額の支払いに関しま

しては、年内にこれを行うことができるように、

社会保険庁の業務一、二課並びに都道府県の国民

年金課及び社会保険事務所におきまして所要の準

備作業を進めております。

○池端委員 準備状況についてはわかりました。

そこで、大臣にお尋ねをいたすわけでございま

すが、先ほど申し上げたとおり、年の瀬までであ

ともうわずかでございます。このような時期を迎え

て、スライド分を分離して実施をする、そして年

内支給をするという決断の時期に来ていると私は

思うのであります。大臣の決断のほどをお尋ね

したいと思います。

○増岡國務大臣 スライド部分のことにつきましては

ては、先ほど準備状況を申し上げたわけでありま

すけれども、私どもは、スライドの年内支給と同

時に、将来の本格的な高齢化社会に備えて基盤の

安定を図っていかねばならぬということが焦眉

の急だと思っております。特に婦人

や障害者の方々のための改善措置も盛り込まれて

おるわけでございますので、ぜひ同時に今回の改

正法案を全体としてお取り上げいただいて御審議

を進めていただきたい、一日も早くやっていただ

きたいというふうに考えております。

○池端委員 いや、それは、我々もこうやってき

て

一

第一類第七号

ようも審議に臨んでおるわけでありま。この問題は極めて重大な問題であるということで、本場に皆さん慎重審議をしようということで、きょうも長時間をかけて審議をするわけでありま。

しかし、今大臣言われましたように、同時に審議をお願いしたい、こう言うのでありま。それから、二%の物価スライドの問題、既に共済年金の大部分の方、恩給の方は受け取られておる。日ごろ官民格差を口にする政府・自民党が、この問題についてはまさに口をつぐんでしまつておる。というのは、私は異常な状況だと思ふのです。きょうはもう十二月六日ですよ。そういう時期に来ている。従来のようなことをオウム返しに言う、そういう状況ではないと私は思ふのでありま。

だから、私はあえて、決断の時期を迎えているのではないかと、こう言つたのでありま。厚生大臣、はつきり言つてください。

○増岡国務大臣 二%の問題が重要でないというふうに申し上げるつもりはございませんけれども、私は、やはり制度改正全体に緊急を要する問題である、法律が通りましても相当な期間、一年余りも準備を要する問題でございますので、改正法案の全体の御審議をお進めいただきたいというふうに思つております。

○池端委員 制度改正全体の問題についてはまた後で申し上げます。大臣が言っていることについて私は反論もございまして、それは後ほど申し上げます。

しかし、これはそもそもボタンのかけ違いがあったと思ふのでありま。どだい、二十世紀を展望しての大改革案、こう言われるものと、五十九年の四月から引き上げるものと合わせて一本というふうな形で法案として出してくる、そして二%欲しければ早く本体を上げなさい、まさにそれを人質にとるかのようなやり方というのは、極めてこそくなやり方だと私は思ふのですよ。そのときあなたは大臣じゃなかった、厚生大臣じゃなかった、局長も当時年金局長でなかったから、

あなた方はあるいは責任はないとおっしゃるかも知れないけれども、政府全体の姿勢として、こういう法案の出し方を、これはまさに邪道とも言うべきものです。邪道ですよ。ですから、私も、こういう過ちを直ちに改めて、そして本場に一日千秋の思いでこれを持ちあぐんでいる皆さん方に少しでもやはりおこたえをする、そういう姿勢が必要ではないか、そういうことで申し上げますが、大臣、もう一度。

○増岡国務大臣 そのような意図的なことは無いと思つておるわけでございます。制度全体の改正を見直しはもう数年前からやっておるわけでございます。たまたま二%問題もあり、同じ法律の中心でございまして一本で出された、そういうふうに理解しております。

○池端委員 どうも歯切れの悪いお答えだ。大臣にとつてはきょうは最初の答弁みたいなものから、もうちょっと歯切れをよく、増岡厚生大臣ここにありという姿勢をやはり示してもらいたい、こう思ふのですよ。(小沢(辰)委員「国会で決めることだよ」と呼ぶ)まあ小沢理事がそういうふうにもおっしゃいます、もちろんこれは今後とも理事会で協議する問題でもありま。理事会でも十分協議します。しかし、私は、大臣の腹一つでこれは決まる問題でもあると思つておるのです。だから、私はあえてあなたにお尋ねしているのです。あなたも、あともうわずかですよ。あなたも十分そのことを念頭に入れられて今後とも対処せられたい、そのことを強く要求しておきます。

それでは、次に、スライドの積み残し分の措置についてお尋ねをしたいと思います。

五十九年度は二%の引き上げになっておりますね、これはまだ決定しておりませんけれども、法案としては出されている。これは昭和五十七年度、五十八年度の物価上昇率よりも下回つた数字だと私は思ふのですが、両年度の物価上昇率とい

わゆる積み残し分はどのような数字になるのか、それをまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉原政府委員 五十七年度の物価上昇率は二・四%でございました。それから五十八年度の物価上昇率は一・九%でございました。したがいまし、五十七年、五十八年の累積合計が四・三%となるわけでございます。で、今年度の物価スライド率が二%でございますので、二・三%分が積み残しになっておる、こういう状況になつておるわけでございます。

○池端委員 そこで、ただいま局長から御答弁のありました二・三%の積み残し分はいつ措置をされるつもりか、お尋ねをしたいと思ふのでありますが、もうちょっと具体的に申し上げますと、この数字でいきますと、昭和五十九年度の物価上昇率は、昭和五十九年度の物価上昇率が二・六%以上になりますと、これは掛け算をいたしますから、積み残し分と合わせて五%を上回るわけでありま。すね。そうしますと、昭和六十年年度予算で義務的に、これは五%を上回るわけでありま。すから措置をしなければならぬ、こう思ふわけでございます。仮に二・六%を下回つたとしても、五十九年度、本年度は公務員賃金並みの措置をとらうとしておるものでありますから、昭和六十年年度においても、まだ最終決定をしておりませんが、人事院勧告をはかるに値切つた三・三%というものが予定されているようでありま。すけれども、この三・三%を下回ることはいない、そういうスライドが昭和六十年年度は行われる、こういうふうに理解してよろしいか。

一つは、五%を上回つたら当然これは義務的に措置する。それから、仮に五%を上回らなくても、ことしの公務員賃金で閣議決定された分並みにこれは物価スライドが行われる。こういうふうに理解してよろしいか、こういうことでありま。

○吉原政府委員 五十九年度の物価上昇率がどのくらいになるかまだ定かたてございませんが、仮にこれが二・六%以上のときは、先ほど申し上げました積み残し分の二・三%と合わせて五%を

超えるということになりますので、お話の中にございましたように、法律上当然スライドをするという義務が生ずるわけでございます。

仮に本年度の物価上昇率が二・六%を下回つて、合わせて五%に達しないときにどうするかというところになるわけでございますけれども、そのときには、スライドをするかどうか政策判断というところになるわけでございますが、私どもとしては恩給、共済年金がどうなるか、そういうものを見守りながら、それとバランスのとれた形で措置をとる必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○池端委員 恩給、共済年金並びに、こういうことだと思ふのでありますが、ことしは公務員賃金並みにスライドをしたわけでございますから、当然これに対する期待権というものには皆さんあるわけでありま。したがって、私どもは、最低でも三・三七は下回らない措置がとられるべきである、こう思ふのであります。ですから、そういう皆さんの期待にこたえるために、年末の予算編成の段階にこれは大きな問題になると思ふのでありますが、ひとつ最大限の努力をしていただきたい、こう思ふのでありますが、この点はいかがですか。

○吉原政府委員 御趣旨に沿つて、最大限の努力をしたいと思いますと思ひます。

○池端委員 物価スライドの問題に関連して、もう一点お尋ねをしたいと思います。

実は、昭和五十八年七月の十五日に出されました社会保険審議会厚生年金保険部会の意見書では、「スライドの基準(五%)についても、近年の物価動向等からみて引き下げる方向で」「引き下げる方向です」「見直す必要がある」という意見書が実は出ているわけでございます。しかし、今度の改正案では依然としてこの部分は従来どおりでございます。この五%の問題については何ら手を加えておられない。

確かに、この物価スライドの問題につきましては、附則事項から本則事項に移すとか、年度平均

を年平均にするとか、あるいは実施時期を四月に繰り上げるといったような部分的な改善はござい
ますけれども、この五％の問題については全く手
が触れられておられない。この理由はなぜなん
でか。こういう意見書が出ておられるが、こ
ういふものを尊重するという従来から立場をと
つておる、それが建前である厚生省が、この問題に手
をつけなかった理由を明らかにしてもらいたい
と思います。

○吉原政府委員 確かに社会保険審議会では、こ
のスライドの問題につきましては、五％という基
準の引き下げの問題、それから実施時期の問題、
そういつたものについて見直しをするようにと
いう御意見をいただいたわけですが、その
後、政府内部でいろいろ検討をいたしました結
果、スライドの実施時期については四月からの実
施に改善をする、引き上げるといふことにいた
しましたけれども、スライドの基準そのものの、五
％という基準そのものにつきましては、人事院勧告
が御案内のとおり、民間との給与較差が五％以上
増減するようない場合に勧告されるというよう
な措置になっておりますこと等を勘案をいたしま
して、当面、この物価スライド基準についても五
％にしておこうということになったわけございま
す。この考え方、この基準については今後の課題
としてさらに検討をさせていただきますというふ
うに思っております。

○池端委員 人事院勧告が民間給与との比較で五
％以上の場合ということを一つの理由にされて、
それとの兼ね合いから従来どおりにしたという
のはちょっと理由にならないのではないかと、物価ス
ライドの問題とそれとは全く別個の問題である、
次元の異なる問題だ、こういうふうに私は思う
のです。ちょっとそれは局長、こじつけとい
うものでしょう。

そこで、せっかくこうやって意見書も出てい
るわけですよ。これを尊重するというのが従来の厚
生省の立場ですから、今、若干努力をしたい、検
討したいというふうなこともおっしゃったけれど

も、もっとこれは前向きにやってもらいたいと思
うのですが、どうですか。

○吉原政府委員 年金の基準改定というものを何
を基準にしてやるかというのとは従来ともいろいろ
議論がございまして、物価だけでいいかという議
論も基本論としてあるわけでございます。

そういつたことで、例えば今年度の今御議論い
ただいております二％の物価スライドというの
も、いわば物価スライドということよりもむしろ
恩給、共済が二％上がった、そのもとをただせば
人事院勧告でベースアップの率に合わせて恩給、
共済が上がる、それに合わせて今年年金を上げよ
うという措置も現にっているわけでございます
から、いろいろな考え方がある。そのときにやは
り、物価スライドだけでいくとすれば、それは五
％を下げるという行き方もこれは一つの考え方か
もしれませんが、賃金や恩給や共済のそつちの方
の動きもにらみながらバランスのとれた格好でや
っていく余地を残すということにすれば、物価ス
ライドとしては当面五％にしておいて、あととい
ろいな諸状況というものを考えながらそれぞれ適
切に対応していくというふうなこともいいんじや
ないかという判断があったわけでございます。

ただし、審議会の御意見にもございましたよう
に、この五％ですと将来ともいいとは必ずしも
私も思っておりませんので、検討させていただきます
きたい、こう思っておりますわけでございます。

○池端委員 我々は、賃金スライドでやるべきだ
という基本的な方針を持っているということを含
めために申し上げておきますけれども、これはせ
つかくの御提言でございしますから、鋭意前向きに
検討をいただきたいということを強く要望してお
きます。

次に、この改正案の実施時期の問題でございま
す。

政府や自民党の皆さんは、この改正案は昭和六
十一年の四月に実施をしなければならぬ、その
ためには相当の準備期間が必要だ、したがって急
がなければならぬということを盛んに強調する

わけでありまして。

そこでお尋ねをしたい。一体六十二年四月、ぜ
ひここでやらなければならぬという決定的な理
由は何なのか、それをまず最初に明らかにしてい
ただきたい。

○吉原政府委員 この年金改正につきましては、
私も三々四々前から検討を続けてきたわけで
ございまして、できるだけ早くやりたいという基
本的な考え方を保持していたわけでございます。臨
調等におきましても、年金の改革、速やかに着手
をすべきであるというふうな御意見、御答申もい
ただいておりますし、早ければ早い方が実は望
ましい、また早く手をつけなければ改革自体が大
変困難になるといふ考え方を保持していたわけで
ございすけれども、いろいろこれだけの大きな改
革をやるといふことになりましたとどうして一年
半程度の準備期間が必要だということ、できれ
ば六十年の実施を考えておったわけでございます
けれども、準備期間を見て新年度の六十二年四月
からというふうに決めたのが一つでございます。

それから、六十二年四月という考え方のもう一
つの理由と申しますのは、一つは、国民年金制度
が始まりましたのが昭和三十六年でございす
が、ちょうど六十二年で二十五年、いわば国民年
金の資格期間を完全に満たした人の年金の受給
権、受給者が発生をするという時期でございま
して、その年金額というものを基準にして、今後の
年金制度の基準、新制度の給付水準のいわば出
発点にしたというふうなことがあるわけございま
す。

したがって、将来の給付計算、財政再計
算、すべてその六十二年四月の国民年金の二十五
年の基準というものを出発点として、いわば原点
として再計算をしてこの法案の審議をお願いして
いるわけでございます。そういう二つの意味か
ら、六十二年四月というのを施行日といえますか
実施期日にさせていただいたわけでございます。

そういつたことも背景にございまして、閣議決
定におきましても、法律は五十九年度に成立をお

願いし、実施は六十二年四月ということが、既に
この法案の提出と同時にお願いをいたしましたこ
と、二月の閣議決定で決まっておりますわけござ
いますので、何とかこの閣議決定どおりの実施が
できるようにお願いをしたいというふうに思っ
ております。

○池端委員 私も、何も悠長にやればいふんと
いう立場で物を言っているわけではないのです
よ。そのことだけは誤解のないように。

ただ、この問題はまさに、先般参考人として出
席されました小山教授でございすか、あの方が
言われておりました、もう年金改革の最後のチャ
ンスだと思つてこの問題に取り組んだ、まさにこ
れからの二十一世紀を展望しての百年の大計を決
める大改革なんですよ。それだけに我々は、この
問題は本当に国民の共通のコンセンサスを得なけ
ればならない重要な問題だろう、こう思うので
す。

現に、時々審議会の答申を引用して恐縮でござ
いすますが、この社会保障制度審議会の答申でも、
「諮問のごとき重大な改革に際しては、その趣旨
と内容を十分に明らかにし、国民の理解と納得を
得るよう、最善の努力を尽くすことが先決の問題
である。」先決の問題である、こうまで言っている
わけでございます。ですから、この問題は、事柄
は重要でありますから、拙速に走ることなく、や
はり真剣に検討しなければならぬ。そのために
は、どうも今政府の言っているのは、昭和六十
一年四月というものがにじみの御旗になつてい
る、まず最初に昭和六十二年四月ありきだ。だから、
おまえたちこれに合わせるように国会も審議をや
れと言ふ。これは私は本末転倒ではないかと思
うのです。閣議決定を押しつたり、六十二年四月
を我々に押しつけて、そして審議を急げなんとい
うようなやり方は、立法府を何と思つていろ
うか、こう私は言いたくなるのですが、その点はい
かがですか。

○増岡國務大臣 先生おっしゃるとおりの百年の
計画でございす。また、それだけに私も、

御審議の委員会の御都合もあらうかと思ひますけれども、その限られた時間の中で、中身の濃い、濃密な御審議をぜひともお願いをいたしまして、一日も早い御可決をいただきたいというふうに考えております。

○池端委員 全く趣旨不鮮明ですな。何を言っているかわからない。

大臣、私は「公的年金制度改革の経緯」という資料を厚生省からもらいましたが、この問題に着手したのが実は昭和五十年八月十二日、自來九年の歳月をかけて政府内でも検討されたものでしょう。それに、社会保険審議会の厚年部会でも、昭和五十六年十一月以降五十八年七月十五日まで、一年八か月の歳月をかけ、実に三十回の部会を開いて慎重に討議をされたのです。またこれは、事柄の重要性からいって当然そうあるべきだと思ふのです。それを、何か年内に同時決着などということが盛んに言われてきている。これで本当にこの「国民の理解と納得」が得られるでありましょうか。

しかも、内容を仔細に吟味してみますと、掛金は大幅に上がる、給付も非常に下がる、国庫負担も大きく削減をされる、まさに国民の生活に大変な影響を及ぼす法案ですよ。こういう欠陥法案、問題法案というものをきちんと正していくのが国会の責任だ、こう私は思ふのです。ですから、先ほど局長は、改善されている面もあるんだからと、婦人の問題であるとか障害者の問題を言われましてね。確かに障害年金の充実がありますけれども、しかし、障害年金の問題でも三級の方については従来よりもむしろ改善されているという問題点もあることだ、これははっきりしておかなければならないのです。ですから、そういうふうなことを言うのはフェアではない、こう私は思ふのです。

しかも、お尋ねをしますが、厚生省が発行しております「年金改革を考へる」というこのパンフレットの一番最後に、「実施までの準備に二年程度は必要」と書いてある。「現行国民年金法の公布

(昭和三十四年四月)から施行(昭和三十六年四月)まで二年を要しています。その経験に照らして二年程度は必要だ。しかし、皆さんどうですか、実際に、おたくが予定をしておる昭和六十一年四月まであと何カ月ありますか。

○吉原政府委員 大変大きな改革でございますので、今コンピュータで処理しております記録、裁定、支払い、そういったものを全部システムを変える必要があるということでございます。そのためには事前の事務的な準備作業、それから本作業、それからそのテストといひますかテストラン、そういったものに大変膨大な事務量と期間が要るわけでございます。それで私も、それ全部に大体最小限二年程度必要という見積もりをしていただけてございすけれども、御案内のとおりもう一年余りの期間しなくなつてしまひました。私ももとしましては事務的な準備作業、内々事務的にできる作業は率直に言つて進めさせていたたいてございすけれども、やはり法律の成立、内容が確定いたしませんと大部分の本体的な作業に入れない、こういう状況にあるわけでございます。そういうことで、大変期間が短くなつてきておりますので、ぜひ早く年内に法律の成立をお願いしたい、こうお願いしているわけでございます。

○池端委員 初めは二年だと言つてみて、今になつたら一年ちょっとでもやれる、現実にはもう一年三カ月しかないわけですよ。一年三カ月でもまあやれるんだ、また年を越したら一年でもやれる、もうちょっと行つたら半年でもやれる、こんなふうに変つてくるんじゃないですか。どうも宣伝がころころ変わつて、おたくの都合のいいようなPRが行われてゐる。これは私は、国民を愚弄するものだし国会を軽視するものだと思ひます。最低二年程度は必要だ、こう言つて大量のパンフレットを流しているんじゃないかと。ところが、実際は、仮にこの十二月に上がったとしてももう一年三カ月しかないのです。物理的に不可能じゃないですか。そこを私は聞いてゐる。皆さん方のように六十二年四月、最初に六十二年四月ありき

というよりなやり方、これはおかしいじゃないか。どうですか局長、もう一回。

○吉原政府委員 私どもとしては、この今度の法案が六十二年四月実施を前提に給付の水準、保険料負担、そういった水準も決めておりますし、財政計算を六十二年四月実施を前提にして実はやつております。そういうこともございすし、この二の二の閣議決定、これを申し上げるとおしかりを受けるかもしれませんが、政府の方針として年金制度改革は六十二年四月から共済も含めて同時に実施するというのが決まつておりますので、その線に沿ひまして何とか、あと期間はわずかではございすが、六十二年四月に間に合わせたくいろいろなこと準備をし、またお願いをしてゐるわけでございます。

○池端委員 これ以上質問をやつても水かけ論に終わりますから、この程度にとどめておきますけれども、六十二年四月が絶対的なものだという理由は全く私はないと思ふのです。ところが、あなた方はそれを金科玉条、にじきの御旗にしているところに私は問題があると思ふ。それをあえて申し上げておきます。

次に、問題を変へまして、国民年金における保険料免除者及び無年金者の実態とその問題点についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、幾つか実態の数字をお聞きしますから、それをお答えいただきたい。

第一、国民年金における保険料免除者の実態はどうなつてゐるか。法定免除、申請免除別に、その実態を明らかにしていただきたいと思ひます。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

国民年金の保険料の免除者数でございますが、昭和五十九年の三月末現在の数字で、法定免除の人が八十七万人、申請免除が二百二十二万人、合計三百九十九万人でございます。この免除率でございますが、法定免除は四・七％、申請免除は二・一％で、合計いたしまして一六・七％になつております。

○池端委員 次に、都道府県別の実態はどうなつ

てゐるか。全部言うことは必要ないですから、ベスト五ぐらいお答え願ひたい。

○長尾政府委員 都道府県別の免除率の状況を申し上げます。

免除率の多い県を申し上げますが、一番多い県は沖縄県でございまして四三・三％でございます。法定免除は九・三％、申請免除は三・四・〇％になつております。次に福岡県でございまして二四・八％、うちの法定免除が一・三％、申請免除が一・五％ということになつております。

低い方を申し上げますと、一番低いのは石川県でございまして九・四％、法定免除は四・二％、申請免除は五・二％、次に茨城県の一・〇・六％、法定免除は四・一％、申請免除は六・五％等でございます。

○池端委員 国民年金の被保険者の所得階層別、職業別の実態はどうなつておりますか。

○吉原政府委員 まず国民年金の被保険者の所得階層別の状況を申し上げますと、少し詳しくなりますが、強制加入世帯の構成割合、平均所得額が二百四十五万円でございます。一番分布が多いところが百万円から二百万円の間でございまして二八・七％、その次が二百万円から三百万円の間でございまして二〇・九％、こういうことになつております。

それから、職業別の構成でございますが、強制加入者の中で職業を有する人について申し上げますと、農林水産業が一番多くて三百七十七万人、ちなみに、強制加入者のうち職業を有する方は国民年金の被保険者約二千六百万人のうち千五百万人でございますが、そのうちの農林水産業が三百七十七万人、二五・六％、それから小売業が三百四十四万人の二三・四％、サービス業が二百九十四万人の二〇・〇％、建設業が二百三十一万人の一五・〇％、製造業が百七十七万人の一・二％、その他というふうな状況になつております。

○池端委員 最後の実態であります、いわゆる無年金者、俗に百万人とも二百万人とも言われて

おりますけれども、厚生省はいわゆるこの無年金者についての事態をつかんでおりますか。

○長尾政府委員 無年金者になるケースといいたしましては、年金制度に加入していないことによるものとか、国民年金の保険料を滞納されたということによるものが考えられますが、その事態を正確に把握することにつきましては大変難しい状況でございます。つまり、市町村の段階では、例えば厚生年金保険や共済組合等の制度の被保険者期間があったとか、受給権者であるとかということにつきまして、公簿等によって把握することが困難でございます。また、現在のところは、加入期間が資格期間として不足しておると考えられるものでございまして、過去におきまして被用者年金の加入期間等を持っておりまして、それを合算いたしますと通算老齢年金に結びつくケース等がございまして、今、先生お話しのように、無年金者が百万であるかというようになことにございまして、私も正確な数字は申し上げられないわけでございます。

○池端委員 無年金者の数はわからなくとも、保険料の収納状況はどうなっているか、それはわかると思うのです。私どもは、大都市では未納の状況が一〇％にも達する、こういうような話も聞いておるわけでありまして、その実態はわかるでしょう。

○長尾政府委員 国民年金の保険料の収納状況でございますが、現在の五十八年度のいわゆる検認率、つまり、当該年度において被保険者が保険料を納付すべき延べ月数に対して保険料が納付されました延べ月数の比率を申し上げますと、九四・六％となっております。

先生御指摘の都道府県別の状況でございますが、大都市という意味で東京都を申し上げますと、東京都は八七・六％でございます。大阪府が九一・五％、神奈川県が九一・八％ということでございます。御指摘のとおり都市部では未納者が多いことは事実でございます。

○池端委員 今いろいろ数字を挙げていただきました

した。免除者の数あるいはその都道府県別の状況、あるいは無年金者の実態はわからなくても収納状況、いろいろな数字を挙げてもらいました。私は、これは大変な数字だと思っております。今、簡単に皆さんおっしゃったけれども、その中には大変な問題が含まれている。この今の数字の結果、あなた方はこれは何を物語っていると思ひますか。数字は何を物語っているか。

○長尾政府委員 先生御指摘のように、免除率が相当に多いとか、検認率におきまして大都市で一〇％未納者がいるという実態につきましては、事業を主管いたします者といまして、私どもの努力が大変至らないと思っております。

保険料の現在の納付でございますが、国民年金につきましては三カ月分をまとめて納付するといふふうになっておるわけでございますが、自営業者の方、農家の方にございまして、三カ月分をまとめて納付するということにつきましては困難な面もあるかと思っております。

私どもとしては、被保険者の方ができるだけ納めやすいような環境づくりということに努力をいたしたいと思っております。一つは、この三カ月分まとめてというのを、できる限り毎月納付というようにすることを実施したいと思っております。現実の市町村におきまして、二〇％程度の市町村が毎月納付をやっておりますけれども、こういったものを推進したいと思っております。

もう一つは、口座振替の推進でございます。米の代金等が入りました口座からこういった保険料を納入していただくような振替措置も推進をいたしたいと思っております。

また、今回の改正案におきましては、六十四年度には全国的に毎月納付に移行するというものになっておるわけでございます。こういったものを通じて保険料を納入していただくような措置を考えていただきます。また、私どももいたしまして努力をさせていただきます。

るわけでございます。

○池端委員 今、長尾さん、いろいろおっしゃいましたけれども、あなたの方の努力が足りないからこういう数字になっていると必ずしも私は思わないのです。もちろん、もっとも努力していただければならない点もあると思ひます。しかし、努力が至らなかったからこういう数字になっているんだという状況ではないと思ひます。さっき挙げてもらいましたように、自営業者の中には農業をやっておられる方もあり、五人未満の中小零細企業の人もおる、あるいは自由業の人もおる、日雇いの人もいらっしゃる、そういった人の中には失業の方もおるのです。いろいろな階層の人が混在している。ところが、保険料は、こういう人たちの所得の格差には何らお構いなしに、現行では月六千二百二十円、一律であります。この定額負担というところに大きな問題があるのではないかと。これはやがて六千八百円になる。そしてまた一万三千円に上っていく。これは大変なことですよ。この定額負担に大きな問題があるから、払いたくても払えない。確かに、口座振替や毎月納めるといふようなやり方をすれば、それは多少改善はされるでしょう。しかし、そういう事務的、技術的な問題でこの事柄は解決しないと思ひます。だから、沖縄や福岡や、言われなかったけれども北海道に保険料免除者が多い。失業多発地帯です、有効求人倍率も全国平均よりはるかに低い、こういう地域に多いということ、これが私が今申し上げたことを如実に証明しているのだらうと思ひます。

ですから、こういう社会保険方式による定額制の保険料を徴収するといふのはもう限界に来ている、端的に言ってこういう状況ではないですか。

○吉原政府委員 国民年金の場合には確かに所得のない方も含めて全部強制的な被保険者、原則として強制被保険者にして保険料を納めていただく、こういう仕組みをとっておりますがゆえに、ただいま御指摘のございましたような免除あるいは無納、保険料の未納者、そういった方々が発生

するわけでございます。被用者保険と違いまして、必ずどこかへ勤めておる、給料を必ずもらっている、給料から天引きすればいい、こういう仕組みがとれないというところに実は国民年金の難しさがあるわけでございます。それにもかかわらず、国民を一応適用対象にし、保険料を払っていただいて年金を出すという仕組みをとりましたのは、やはりそういった社会保険方式でないとならぬ。安定した年金制度の運営というものが困難である、そういう判断で国民年金は発売したわけでございます。

今度の新しい年金制度におきましても、そういった社会保険方式による年金制度は今後とも維持をすべきである。確かに、そういったものには限界があつて、税方式に変えたらどうだという御意見も伺うことはございました。そういう御意見もございましたけれども、大部分の先生の方方あるいは社会保険審議会の委員の方々の全体としての御意見は、従来から日本の場合には社会保険方式で出発をし、既に二十年以上の歴史を持つておるわけでございます。それを踏まえて、それとの円滑な移行ということをお考えの場合にも、今後ともそういった方式は堅持をすべきである、こういう御意見だったわけでございます。

○池端委員 きょうは時間が限られておりますのでこれ以上申し上げませんけれども、これ以上保険料の免除者や無年金者が増加をするといふことになれば、まさに国民年金制度は崩壊の道をたどる、こういうふうに思ひます。この社会保険料方式といふものはもう限界に来ている、こう思ひます。

そこで、既に大臣や局長も御案内かと思うのですが、我が党は「くらせ年金」社会党の年金改革構想、こういう貴重な労作をまとめました。これは長い間の年月をかけて、我が党の英知を結集してやったわけでありまして、これをぜひひ

とつ熟読玩味してもらいたい。しかもこれは、かつて制度審でもそういう提起があったわけですからね。いわゆる税方式、所得型付加価値税ですか、いわゆる税方式ですね。こういうものによつての基本年金構想というものがここに示されているわけでありませう。私は、本当の年金改革というものはこういう道をたどっていかねければ真の年金改革はできない、こういうふうな思いをもちますから、これはひとつ貴重な労作でありまして、十分御検討を賜りたいということを申し上げておきます。

次に、国民年金の二階に所得比例という問題であります。

これは、国民年金審議会の答申でも社会保険審議会の答申でも、ぜひ検討せよ、こういうことになっておる。この間、私も地方に参りましていろいろ意見陳述をお願いをいたしましたら、自民党推薦の意見陳述者の中にも、ぜひとも自営業者にも所得比例方式というものを採用してもらいたい、二階建てをやってもらいたいという強い要望が出されておるわけでございます。したがって、これについてはどのような検討を厚生省としては現段階で行っておるか、検討の状況についてお示しをいただきたいと思うのです。

○吉原政府委員 国民年金に所得比例を導入したかどうかというのは、実は国民年金をつくり出すときからの御議論であつたわけでございます。先ほども申し上げましたように、年金制度としては、やはり所得に比例した保険料を出していただく、所得に比例したそれに見合った給付ということが、制度としての魅力も出てまいりますし、国民の納付意欲といえますか年金に対する参加意欲、そういうものも大きくなるんじゃないかと思ひます。

ただ、実際に国民年金の場合にそういった所得比例が導入できるかどうか、現実的に可能かどうかというのを考えますと、大変いろいろな意味の難しさがあるわけでございます。

一つは、何といひましても、先ほど申し上げま

したように収入のある方、職業を持つていらっしゃる方が全体として非常に少ない。過半数にすぎません。職業なり収入を持つていらっしゃる方が加入者のうち過半数にすぎないというところ。しかもその職業が多様な様であるということでございます。業態も全く別々である。それから同時に、収入が全体として低い。先ほども申し上げましたように、国民年金の加入者の平均の所得額は二百万円台でございます。所得比例を導入した場合に、例えば四百万とか五百万あるいは八百万以上の方については高い保険料を取つていただく、こういうことになるわけでございますけれども、仮に五百万円以上の人がどのくらいいるかといひますと、国民年金の場合には六割くらいしかおられません。それから八百万円以上ということになりますと、四割という、ごく所得の高い人、所得比例でもって高い保険料を負担していただく方が非常にその数が少ないといふことが一つあるわけでございます。

もう一つは、やはり所得の公平な把握というところが大変困難である。税金の面でよくクロヨンとかクシンンだとかというふうなことが言われましても、所得の公平な把握ということが非常に難しい。やはり所得比例保険料を取るとした場合に、所得の把握が公平にできるといふ前提条件がないとなかなか実際問題として難しい、こういうことがあるわけでございます。

こういふことをいろいろ検討しました結果、なおかつ、国民年金の所得比例の導入の問題は今後の課題、今後の宿題としてひとつ検討を続けさせていただきたい。当面は今のような形で継続をさせていただきたい、こういう結論になつたわけでございます。

○池端委員 現実には可能かどうか非常に困難な問題がある。いろいろな理由を挙げられておりますが、所得の把握も非常に難しいというふうなお話でございますけれども、私は、一つは国保の例等もありましますから、やろうと思えばこれはやれないことではない。難しさは確かにあると思ひますけれども、やってやれないことはない、こう思ひま

すよ。要するに、やる気があるかないかの問題だ、こう思ふのです。ですから、これはくどくど申し上げませんけれども、審議会の答申にもきつとあります、前々から検討されておつたことであるから、ぜひこの国民年金にも二階建て、二階の部分にこの所得比例を導入するという方式について前向きに検討に着手していただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、時間も大分来ておりますので、国庫負担の問題についてお尋ねをいたします。

国庫負担の問題については、従来の国会答弁を聞いておきますと、政府側は、国庫負担率は現状を変えないとか、あるいは給付に対して三分の一負担しているのだ、全体の国庫負担の量そのものに極めて抽象的な答弁に終始しているのです。聞きよによつては、国庫負担は削減しないんだ、従来と同じなんだよ、心配しなさんな、こういうふうにも聞こえるのでありますが、私はこれは答弁のまやかかしではないかと思ふのであります。この辺、きつくりしてもらいたいと思ふのです。

実は、きのうの朝日新聞に「補助金削減に延長論」という大きなトップ記事が出ておる。これをずっと読んでいきますと、「例えば、特例法による削減の柱である年金について、いま審議中の国民年金法改正案が成立すると、六十一年度からは特例法と同様の歳出削減が行われることになり、あと一年間だけ延長すればすむ。ところが、年金法案の早期成立が難しくなつてきたことにより、財政当局の思惑が狂つてきた。」こう書いてあるのです。国庫負担が大幅に削減されるというのはこういう報道からも明らかであります。この点について明確に数字を挙げて、我々が理解できるように答弁を願ひたい、こう思ふのです。

○吉原政府委員 今度の年金改革によつて、私どもも国庫負担の削減を考えていたわけでは絶対ございません。国庫負担の水準をいたしましては、現行制度の水準をあくまで新制度においても維持するといふ考え方に立つておるわけでございます。

す。ただ、国庫負担の仕方が、従来各制度ごとにはばらばらでございました。従来、国民年金は三分の一、厚生年金は定額部分、報酬比例部分を合せて原則二〇%というところであつたわけでございますけれども、それを、今度の新しい制度におきましては基礎年金部分に集中する。基礎年金部分に三分の一集中するということにしておるわけでございます。まして、厚生年金の二階建ての報酬比例部分にはもう国庫負担はつけない、こういうことにしているわけでございます。

それが全体としてどうなのかということでございますが、国民年金は従来も三分の一、今度も基礎年金で三分の一です。同じでございますが、厚生年金の場合に、じゃ一体、基礎年金の三分の一というのは低くなるのじゃないかという御心配があらうかと思ひますが、厚生年金については今原則二〇%でございますが、在職老齢年金というものがございまして、在職中に支給される老齢年金については、現行制度も国庫負担がございまして、全額保険料で賄われていたわけでございますけれども、それを込みにいたしますと、厚生年金の国庫負担率というのは一六ないし一七%というのが現行制度の水準なんです。厚生年金の場合には、定額部分と報酬比例部分が大體半半、平均的なケースで半々でございますので、その基礎年金部分に集中、定額部分が原則として基礎年金の三分の一、三三%入れるということとは、現行の報酬比例部分を合めた一六ないし一七%が、横に基礎年金部分に三分の一ということになるわけでございます。ですから、水準としては現行制度と新制度では変更がない、変わらない、現行の国庫負担の水準を維持するということになるわけでございます。

基本的にはそういうことでございまして、あと経過的な国庫負担として、現行制度でも、例えば国民年金の免除期間に相当する国庫負担でありま

すとか、あるいは経過的年金の優遇加算であり
ますとか、厚生年金の昭和三十六年四月前の加入
期間の国庫負担とか、いろいろな国庫負担がある
わけですが、それについてはこれから
国庫負担は引き続きつけていくことでござ
いますので、総体の国庫負担の水準は変わらな
い、また変えるつもりはございません。

○池端委員 それじゃ、総体の国庫負担の水準は
変わらない、こうおっしゃるなら、具体的に数字
を出してください。昭和六十一年四月、この法改
正でやった場合の国庫負担はどうなるのか、現行
制度でいった場合の国庫負担はどうなるのか、具
体的な数字を出してください。

○吉原政府委員 六十一年度国庫負担がどのく
らいになるか、現行制度の場合と改正案の場合で
ございますけれども、六十一年度ということにな
りますと、やや大ざっぱな推計になるのをお許し
いただきたいと思います。現行制度のままです
と、厚生年金が約一兆二千四百億、国民年金が
福祉年金を入れますと一兆四千二百億、合計で
二兆六千六百億でございますけれども、改正案
では、新しい制度におきましては、厚生年金は一
兆七千八百億、国民年金が約九千億、合計二
兆六千九百億、数字的に見ましても、現行制度
の場合と今度の新制度に改めた場合の国庫負担の
金額的な水準は変わらない。むしろ、今の私の申
し上げました数字では、若干新制度の場合の方が
多くなるといふことになっております。

○池端委員 二兆六千六百億と二兆六千九百億
円ですね。現行法でいったら二兆六千六百億、
改正でいけば二兆六千九百億、まあ三百億程度
むしろこれはふえているんだ、こういうことで
すね。経過的にはそういうことがあるかと私は思
うんですよ。

そこで、六十一年はわかりました。それじゃ、
それ以降はどうですか。それ以降の推移はどうな
っていくか、六十一年以降の推移、それをやはり
具体的に示してください。

○吉原政府委員 先ほど申し上げました国民年金

の現行制度、一兆四千二百億、これは障害福祉
年金は入っております。それ以外のものは入って
おりません。

それから、六十一年度以降はどうなるかという
ことでございますが、制度全体の大きな変更、改
定、改正でございますので、将来どうなるかとい
うのは、いろんな要素がまた絡んでまいりますの
で、推計がなかなか難しいわけでございます。そ
ういったことで、基本的には私も金額で申し上げ
るのが難しいわけでございます。考え方として
は、先ほど申し上げましたように三分の一とい
うことで、おおむね現行の国庫負担の水準は將
来とも変わらないというふうに考えているわけで
ございます。

○池端委員 だめですよ。おおむねだとかなんと
か言っておまかせしたってそれはだめだ。数字
がないんですか。そんなばかな話ないでしょ
う。これだけの大法案ですよ。給付水準がどうな
るのか、掛金がどうなるのか、国庫負担がどうな
るのか、これは大きな柱でしょう。それすらも出
さないで審議を急げなんて、そんなべらぼうな話
ってあるかというんだよ。はっきり示さなければ
これは審議できませんよ。示してください。

○吉原政府委員 制度発足後、おおむね五年程度
あるいは十年程度の大ざっぱな推計を試みにいた
しますと、制度発足五年後、六十五年度における
現行法と改正案を比較いたしますと、現行法の
場合には大体三兆四千億、改正新制度の場合には
三兆三千億ぐらゐというところだろうというふう
に推計をいたしております。昭和七十年年度にお
きましては、現行法のままで四兆四千億、改
正案の新制度の場合ですと四兆四億程度というこ
とではないかというふうな推計をいたしております
。

○池端委員 ちゃんと数字を持ってるんでしょ
う。都合の悪い数字は出さない。どういふこと
ですか、これは。上がるところだけぽつんと出し
て、水準は変わりません、こう言っている。ここ
ろが、六十五年はどうですか、あなた。現行法で

いけば三兆四千億、改正案でいけば三兆三千億
円、一千万円削減でしょう。七十年は四兆四千億
円、そして改正案で四兆四億、四千万円も削減。こ
ういふような数字を持っていながらそれは示すこ
とができないなんてそうやってためらって、それ
で審議できませんよと言ったら、泡食って出して
くる。こういうこそくなくや方はやめなさいとい
うのですよ。これは「これによって国庫負担が減
少することのないよう、配慮すべきである。」とい
う答申ですよ。現実これだけ国庫負担が減るで
はありませんか。これでもあなた方は水準は維持
している、こうおっしゃるのですか。

○吉原政府委員 新制度の場合と現行制度の場合
とを比べる場合に、やはり考えなければならぬ
ことは、あくまでも今度の改革のねらいが、現行
制度のままでおきますと給付水準が大変高
くなる、保険料の負担の水準も大変高くなる、国
民の負担能力の限界を超える、それを適正なもの
にしたい、こういうことがねらいであるわけでご
ざいます。したがって、年金制度に対する国
庫負担は現行制度と同じ水準を維持するにいたし
ましても、給付水準自体が適正なものになる、い
わば現行制度のままでより相対としては少なくな
るわけでございますから、当然に国庫負担の水準
も額も金額的に見れば現行制度のままでより低く
なる、これは御理解をいただきたいと思うわけで
ございます。

それで、保険料負担も、現行制度のままですと
当然四〇〇近くになる保険料負担を三〇〇以下、
二八〇近くにとめたいというのが私どものねらいで
ございまして、そういう意味におきまして、給
付も国庫負担も保険料負担もすべて適正なものに
していく、これが今度の年金制度の改革のねらい
でございますので、その点はひとつ御理解をいた
だきたいと思っております。

○池端委員 給付水準の適正化を図るといふ美名
のもとに、結果的には国庫負担の大幅削減、これ
はもう臨調行革路線の社会保障、社会福祉切り捨
て以外の何物でもないということは、この改革案

ではつきりしていると私は思うのです。そうい
うことで、これでいくと明らかに大幅な国庫負担
の削減が行われるんだ、これがきょうの国会答弁
で政府側から明らかにしたということを確認を
しておきたいと思っております。

時間がございませぬので、この問題も大変大き
な問題ですが、また後ほど同僚議員が申し上げま
すので、私はこの程度で終わりたいと思っております。
次は、児童手当の問題でございます。

児童手当制度見直しの問題がこのところ大変急
を告げているようでございます。この問題は、実
は御案内のように年金問題と無関係ではございま
せん。非常に密接な関係を持っている問題だと思
うのであります。そういう立場から二、三御質問
をしたいと思うのでありますが、児童手当制度検
討の経過はどうなっておるか、経過についてま
ずお伺いをしたいと思います。

○小島政府委員 児童手当制度、昭和四十七年一
月から発足しているわけでございしますが、これに
つきまして最初に抜本的な検討が行われましたの
は、五十五年の中央児童福祉審議会の意見書でご
ざいます。これについては、現在三子目以降とな
っております。給付対象児童の範囲を第一子からに
拡大する、それとともに、いろいろな財源対策を
検討してはどうかという御趣旨の意見書をいた
だいております。

その後、財政再建絡みで、臨時行政調査会、第
二臨調におきまして、五十六年七月の第一次答申
で、児童手当制度につきましては、公費負担を伴
う給付については、低所得者階層に給付を限定す
るなど制度の見直しを行えという御指摘がござい
まして、これを受けまして、行革関連法案におい
て所要の措置が講ぜられたところでございます。
さらに、同法案におきましては、児童手当制度
の抜本的見直しの必要性が指摘されておりますの
で、中央児童福祉審議会におきましては、五十七
年六月以降今日まで、当面の改革策についての検
討を進められてまいっております、近く御意見
の具申をいただけるものと考えておるところでござ

ございます。

○池端委員 近くというのはいつですか。

○小島政府委員 今月の中旬を目途に今最終の意見の取りまとめが行われているところでございまして、我々としては、十日前後ぐらいにいたいただけるものと期待しながら、その推移を見守っているところでございます。

○池端委員 どのような方向での改革論議がなされておりますか。

○小島政府委員 まだ御意見をとりまとめ中でございまして、審議の御様子拝聴しております。と、やはり基調は五十五年答申の線に沿いまして、本来第三子以降というのが制度のあり方として必ずしも適当ではないのではなからうか、支給対象児童の範囲を拡大して一般化する方向で考えるべきではないかという御意見が強いように拝聴しております。

ただ、さはさりながら、現在の厳しい財政状況のもとでございまして、そうした場合の実現の方策等についていろいろの詰めが行われているところでございます。

○池端委員 現在の第三子からの支給を拡大するということの方だ。それは第一子ですか、第二子ですか。

○小島政府委員 基本的な方向としては、第一子から考えるべきであらう。ただ、当面の財政状況を考へてみた場合に、第一子が適当だとする意見と、この際やはり第二子ということでも考えてもいいのではなからうかという意見とがあるように拝聴しております。現在、その辺のところの意見の最終の詰めが行われている段階だろうと思っております。

○池端委員 対象の拡大はわかりましたけれども、要するに手当の支給期間ですね。何かこれの短縮が問題になっているように聞いているわけがあります。現行は義務教育終了、十五歳までですか。これを大幅に圧縮しようという動きがあるというふうに聞いておるのではありませんか、その点はどうですか。

○小島政府委員 現在の財源の範囲内で賄うということになりまして、対象者を拡大すれば相対的に給付期間をある程度短縮するか、手当額を減額するかというような問題が選択の幅として残されているわけですが、それにつきましてもいろいろの御意見があるところでございまして、ただ、手当というからにはある程度意味のある額というのを考えるべきであらう、そういう範囲で、当面妥当と考へられる給付期間はどう考へたらいいかというような兼ね合いで、現行制度の評価も含めましていろいろ御議論のあるところでございまして。

○池端委員 報道によれば、三歳未満に限定するとか就学前に限定するとかあるいは十歳で切るとか、いろいろのことを言われておりますね。私どもは、これは大変な問題だと思っております。正直な話、これはやはり、これからの高齢化社会を迎えて、我が国の年金制度を支えていく子供さんたち、また現にいるお子さんたちのことでございまして、これはすべての社会が連帯して支えていく義務があると思っております。そういう立場から言いますと、こういう給付期間の急激な短縮というのは絶対許されなかつたと思うのですが、そういうことも、三歳未満とか就学前とか十歳とかも現実には議論されているのですか。

○小島政府委員 これは年限を切った議論というものはいくつかあると思いますが、給付期間を短縮するとしても給付の範囲を拡大した方がベターか、あるいは三子以降と限定する現行制度にした方がベターかという、比較検討の問題として御議論になっているところでございます。

○池端委員 まだ答申が出ない段階で、政府側は答弁を求めてもなかなかつかないところであらうと思っておりますが、もう一つ問題は、支給対象世帯の年収の上限、現行四百一十万円を三百万円程度に引き下げるというような動きもあるやに聞いておりますが、これについてはどうですか。また、これについて厚生省はどういう立場で臨みますか。

○小島政府委員 御承知のとおり、臨調では低所得階層に限定するなどという御意見の方向で見直しが迫られてまして、それで特例法の措置になったわけではございますが、中央児童福祉審議会の御意向としても、また厚生省の考え方としても、これは単なる低所得階層と考へるべきではない、むしろ三子以降、多子世帯への手当ということであるというふうな誤解も招いているのではなからうかというふうなことも考へまして、これは、その本旨に沿うような形で今後の改革の第一歩を踏み出すような形で考へてまいりたいと思っております。

○池端委員 大臣、これは前渡部厚生大臣も、何とかそういうような制度改悪はさせないで、改善の方向でいきたいということを国会でも答弁されておるわけではございます。我が国の合計特殊出生率は一・八というふうな聞いています。先ほども申し上げましたけれども、二十一世紀にやってくる高齢化社会を支えるのが今の子供たちであり、また今後生まれてくる子供たちなんです。その子供たちを社会全体で育てていく、連帯して育てていくということが本当に重要なことだと私は思うのであります。世界の動きを見ても、私の乏しい知識では、大体第一子からこの手当を支給しているというものが大半のように聞いておるわけでありまして、この問題の改悪は絶対許さないという立場で臨んでまいりたいと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○増岡國務大臣 先生おっしゃるとおり、次の時代を支える児童について、社会全体が責任を持ってやっつけていかなければならぬということはそのとおりでございまして。したがって、今、臨調からいろいろの制度の抜本的見直しを求められておるわけではございまして、その過程で今日、先ほど御説明申し上げましたような児童福祉審議会、審議中ではございましてけれども、今先生の御意見も承りまして、本来の制度の趣旨というものを失うことなく、今後に対処してまいりたいというふうに考

えておるところでございます。

○池端委員 それでは、時間も迫りましたので最後の問題にしたいと思います。実は先般、札幌における意見聴取の場で、年金生活者の皆さん方から切々たる訴えが出されました。それは積雪寒冷地居住の年金生活者に対してぜひ何らかの寒冷地手当を支給してもらいたい、こういう要望であったわけでありまして。いろいろお話を承っております。この問題でもう既に九年前にもわたっているいろいろな運動を進めてきた、小沢厚生大臣にもお会いしてお話を伺ってきた、こういう話もございました。国田厚生大臣のときには、何とかひとつこの問題を前向きに検討しようという話もあつた。いろいろな経過等もありました。本当に、北海道を初め東北あるいは甲信越等の積雪寒冷地に住んでいる年金生活者の皆さん方の、冬場における燃料代というものは大変なものであります。北海道でも大変な高い灯油を買って暮らさなければならぬ。食事は一食抜くことができて、暖房だけはとらないというわけにはいかない。たとえ一人家族でも、単身家族でも二人家族でも、暖房代はほぼ変わらなく必要だ。だから、何とかこの問題を解決してもらいたい。これは北海道だけじゃありません。東北の人も、北信越の人もあるいは山陰の人もそうであります。本当に切実な要求を持っておるわけではございまして、先般、四日の日にも、増岡厚生大臣にもお会いして陳情したところであります。何とかこの願いをかなえてあげてもらいたい、切実な要求を持っておるわけではあります。いかがでしょうか。御見解を承りたい。

○正木政府委員 先生のお尋ねの寒冷地世帯に対する援助の問題、特に暖房費を中心とした御要望がかねてよりあることを私ども十分承知をいたしております。それから、北海道の市町村の一部におきまして既に援助事業が行われている、この事情も十分承知をいたしております。それから、先生方の御要望が歴代の厚生大臣になされた、その事情も承知をいたしております。

しかしながら、この問題というものは、こういう問題に対して国がどう対応していくか、これは財政上の問題もさることながら、福祉施策のいわゆるバランスと申しますか普遍性の問題、そういったような取り上げ方についている難しさがあるわけでございます。さらに申し上げれば、地域特性に応じた施策というのについて国がどういった関与をするのか、あるいは地方、市町村なり都道府県がどういう取り組みをするのか、この辺についていろいろ議論も分かれる点だと思います。率直に申し上げて、なかなか難しい問題だというふうに私も事務的には考えておるわけでございます。

この問題につきまして先生方からの御指摘もあつたわけですが、単に役所だけでなくて、やはり第三者の方々の意見も聞いてみる必要があるのではないかと御示唆もありまして、先般先生方のお見えになりましたとき、厚生大臣からも、一、二カ月のうちにそういう福祉の専門家の方々の検討機関を設けて、そこで十分御議論をしていただいたらどうかというようなお話ございました。私も、そういう機関を発足させました。昨におきましては十分諸問題について検討させていただきたい、こういうふうな考えております。

○池端委員 専門家を設ける、こういうことで、大体どういう構成でしょうか。

○正木政府委員 これはやはり第三者的な立場で御議論をいただくということが必要だと思っております。福祉の専門家の方々、人選を行っておるところでございますが、その人数でもあれだと思っておりますので、五、六人の専門の先生方にお集まりいただくもので、地域特性に応じた福祉施策というものは一体どうあるのか、その一環として、この問題につきましても十分御議論をいただきたいというふうに考えております。

○池端委員 この問題は、今私がお聞きしましたら、社会保険の単価の中にもそれは組み込まれている、そういう問題もございまして、生活保護の

中にも冬季の加算みたいなものもある、こういうような制度上の問題もございまして、これは私にはやってやれないことはないと思うのであります。したがって、これはもう長年の要求、要望でございます。何とかこれは私、増岡厚生大臣の任中にそれを実現してはほしい。広島県の増岡さんが東北や北海道や甲信越のこともやってくれた、そういうことで北海道に銅像が建つような実績をひとつ示してもらいたい、このことを私は心からお願ひ申し上げますが、大臣、どうでしょうか。

○増岡国務大臣 ただいま局長から御説明申し上げましたように、近く専門家の人選を終え、一、二カ月後にスタートさせるということでございます。その場で、先生おっしゃったような御趣旨が真剣に取り上げられることと思ひます。私もそれを期待いたしておるわけでございます。

○池端委員 きょうは、実は大蔵省の方にも共済年金のことについていろいろ伺ひしたいと思つておりました。今までお待ちをしておるのかどうか、これを願つた。今までお待ちをしておるのかどうか、これは同僚議員がお尋ねをすることにいたします。きょうのところはひとつ、質問いたす機会がございませぬのであしからず御了承いただきたい、こゝう申し上げておきます。

以上をもちまして質問を終わります。

○戸井田委員長 午後零時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時二十七分休憩

午後零時三十二分再開

○戸井田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。河野正君。

○河野(正)委員 質疑に入りまします前に、まず国民年金に対する政府の基本的な姿勢についてお尋ねをいたしたい、こう思ひます。

そこで、もう大臣御承知のように、今度の国民年金法等の改正に当たつての提案理由の説明がこ

こに書いてあるのです。その中のさわりだけちょっと読み上げますが、**「年金制度は、国民が安心して老後生活を営んでいくうえで最も重要な柱であり、このような社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、長期的に安定した制度運営を行うと、こう書いてあるのです。ですから、どこまでも国民が安心して老後の生活を営む、そういうことが年金の究極の目的でなければならぬ、そういう意味のことが提案理由の説明の中にあることは御案内のとおりです。でございますが、今日まで長い間の質疑の中でもいろいろ述べましたように、果たして老後の生活を営むに適切な内容であるのかどうか、こういう疑問が数多く実は指摘をされておるところでございます。」**

でございますから、大臣は就任早々でございますけれども、一体この提案理由の説明におりに事が運ぶというふうにお考えになっておるのかどうか、これは基本的な問題でございますけれども、まずお尋ねをいたしたい、こう思ひます。

○増岡国務大臣 これまでの年金制度の改善につきましては、諸外国の給付水準に迫っていくということが中心であつたと思ひます。しかし、急激な高齢化社会を迎えるに至りまして、その経営基盤の安定ということが言われるようになりまして、そのことが、先生のおっしゃるような御趣旨に近い、老後を安心して暮らせるような年金というところになつたろうと思ひます。

したがって、私も、そういう安定をした経営基盤、それからいろいろな年金間の格差の問題がございまして、給付と負担の公平化を図つていきたい、そういう気持ちでおるわけでございます。

○河野(正)委員 今御答弁いただきましたけれども、御案内のように基礎年金制度が導入される、これが五万円、しかもそれは四十年掛けて五万円、その間、物価というものがどんどん上昇する、物件費が上がっていく、そういうことを考えてまいります場合には、今までなかった基礎年金制度を導入したんだからという趣旨は私ども全然評価せぬわけじゃないけれども、果たしてそ

れで、提案理由に言われておるような、老後生活を営んでいく上で最も重要な柱であるという年金の名に値するかどうか、そこを実は申し上げておるわけですか。

○増岡国務大臣 詳しくは局長から説明をいたさせますけれども、これは当然今の価格の五万円でありまして、将来それが物価にスライドをしていくという機能もあるわけでございますので、決して十分とは申しませんが、しかし、これが適切な額であらうというふうに考えております。

○河野(正)委員 それが適切な額であるというふうなお考えであると、それは困るのです。それは諸般の事情で、いろいろな意見があり、いろいろな要望もあるけれども、しかし財政事情もこれありということなら話がわかるけれども、その五万円が適当な額であるというふうな御答弁では、新任早々の大臣でございますけれども、大臣、なかなか人格者だそうでございますが、その点は私も、はい、そうでございますかと申すわけにはまいらぬ、こういうふうに思ひます。

やはりこれは、諸般の事情があるわけですから。それは我々我々の言ひ分があります。しかし政府は政府として、財政を預かつておられるわけですから、政府の立場もあつたでしょう。そこで、それをどういうふうにもックスし調整をしてうまくなるかというのが私は政治だと思ひます。それを、もう五万円が適当な価格である、適当な水準である。それでは、私もちょっと、この問題を今から審議をしまつておるわけにはまいらぬと思ひます。ですから、その辺はもう少し、政治というものはこうだという立場から御回答をいただかなければならぬのではなからうか、こう思ひますが、いかがですか。

○吉原政府委員 基礎年金五万円の考え方については、五万円に理由でございますけれども、あくまでも、今度の新しい年金制度におきましては、この基礎年金でもって全国民、各制度共通の給付というものをどうするか、いろいろ

な考え方があつたわけでございますけれども、私どもがとりまいたのは、基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるように水準にしようということを考えたわけでございます。

老後生活の基礎的部分は具体的に一体どのくらいな水準なのかということでございますけれども、その際に私も参考になりましたのが、全国消費実態調査という総務庁でやっております調査でございますが、その五十四年の結果によりますと、六十五歳以上の単身者の方、老人の単身者の方の消費支出の中で、衣食住を中心にした基礎的な消費額というのが四万七千六百円という数字が現実に出ていたわけでございます。調査の時点が古うございますので、その後の物価上昇なんかを見込みまして、大体現実には六十五歳以上のお年寄りの方がどのくらい生活費として使っているか、せめてその程度のものは基礎年金として保障すべきでないかということで、五万円というものを考えたわけでございます。

それから同時に、やはりこの新しいこれからの年金構想につきましては、社会保障制度審議会の御意見なりあるいはいろいろな各種の団体からも御構想をいただいておりますし、社会党からも、社会党の考え方というものをこの間私も拝見させていただいておりましたけれども、大体、基礎年金というものの水準としては、夫婦で八万とか十万とかという水準が妥当であるという御意見もいただいておりますので、そういうものも勘案をいたしまして、現在時点の価格で五万円、こういうことにしたわけでございまして、もちろん将来だんだん物価も上がっていく、あるいは賃金も上がっていく、それに伴って五万円というものも上げていくという前提で、あくまでも現在の五十九年の価格で五万円というものを基礎年金の額として保障しよう、こういうことにしたわけでございます。（発言する者あり）

○河野（正）委員 まじめに質問しておるわけですから、ひとつ周囲の方もまじめに傾聴していただ

きたいと思つております。（こちらまじめにやっておりますよ」と呼ぶ者あり）周囲の人たちにいろいろと答える必要はないわけですからお答えいたしません、私どもが今日まで長年言い続けてまいりましたのは、例の憲法二十五条ですね。これはもう長年の懸案ですから御承知だろうと思つております。これには「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」そしてその後段に、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」というふうな二十五条では明記してあるのです。ですから、その中でいろいろございまして、社会福祉、社会保障、社会福祉、この部分の向上及び増進に努めなければならぬ、こういうことですね。

そうしますと、率直に申し上げますけれども、むしろ、今回出てまいりましたいわゆる国民年金法等の改正というものは、給付率が下がるし掛金が高くなるし、そういう議論は随分あつたわけですから、具体的には申し上げませんが、いざいざいたしましてそういう議論があるわけですから、そういうことから考えてみますと、どうも二十五条の精神というものが十分尊重されておらぬのではないかと。これはもう行政ですから、政治ですから、そのときそのときの事情がありましようけれども、しかし常に考えておかなければならぬのは、やはり今申し上げましたように、社会福祉、社会保障の向上及び増進に努めなければならぬ、ということ、これは常に憲法を守っていく以上は念頭にに入れておかなければならぬ問題だと思つております。

そうしますと、どうも今回の改正では、少なくとも国民の福祉の向上、増進ということとはいささか縁が遠いのではないかと、こういう感じがします。その辺については一体どういふふうな御見解であるか。これは基本的な理念ですけれども、どうでしょうか。

○吉原政府委員 私どもも、今後の年金制度のあり方、その基本的な理念としては、今御指摘のご

ざいました憲法二十五条に規定しております考え方、理念、そういったものに即応して年金制度というものを将来安定したものにしていきたい、公平なものにしていきたい、こう考えているわけでございます。

むしろ、現行制度のままにしておきますと、この憲法に書いてある理念の実現というものが阻害されるという事、なかなか実現の困難性というものが生じてくるというふうなことを考えまして、そうあつてはならない、現行制度のままであつてはならない、制度の安定化、基盤の安定化、そして各制度間の格差の是正、そういったものをねらいにしながら、憲法の理念に基づいた年金制度に将来とも持っていきたい、こういうことで今度の改革案を御審議いただいているわけでございます。

○河野（正）委員 おっしゃつておることと実際はかなり矛盾があるような気がするのです。というのは、先ほど申し上げましたように、憲法の精神では国民の福祉の向上、増進に努めていかなければならぬわけですから、これは常に努めていかなければならぬわけですね。今やらないといふことじゃない、これは未来永劫やっていかなければならない、憲法が守られる以上は。しかし、現状は、例えば厚生年金にいたしましても、ここで制度改正しておかなければ高齢化はどんどん進んでいく、年金はパンクするといふようなことで、現状でこのモデル年金というものが賃金の八三％、二十一万一千百円、これを六九％に抑える。それから国民年金でも、今の制度ですと計算してまいりますとこれも一人が約七万八千円、それを五万円に抑える。ですから、それはいろいろいふ分があることはわかるのです。高齢化がどんどん進んできて年寄りがふえるわけだから大変なことになる、それはわかるけれども、しかし、憲法二十五条では福祉の増進と向上に努めていかなければならぬといふことですから、少なくともこのように抑えるといふことは、それでしよう、今申し上げますように、今の制度では厚生年金が二十一万

一千百円、平均賃金の八三％、そういうふうになるし、国民年金にいたしましても大体七万八千円といふことであります。でございますから、厚生年金の場合は八三％が六九％に抑えられる、国民年金は五万円に抑えられる、こういう状況になるわけですね。そういうことが、憲法の精神から言つて、向上、増進に努めなければならぬと書いてあるわけですから、それをそこで抑えていくといふことは、それは全然わからぬことではないですよ、財政事情の問題があるわけですから。それは、今までの計算したらこのくらいで抑えなければ財政がパンクしますというふうな言い方であらうと私は思うのですが、ですけれども、憲法の精神から言えば、少なくともこの程度に上げ幅を抑えていかなければならぬといふことは、まあ財政事情が非常に厳しいといふことでこれくらいしかやれぬ、それは福祉の向上、増進に「努力」といふものがその文にあるわけですから、その辺は別に論ずる必要はないと思つたのですが、しかし、少なくともこのように抑えていくといふことは、向上、増進に努めておることにはならぬのではないかと、こういうふうに申し上げているわけですね。

○吉原政府委員 その点が、実は私ども先生のおっしゃる考え方とちよつと違つたかもしれません、必ずしも年金の給付額を上げていくことが憲法の精神に沿つたといふふうには考えないわけでございます。まして、年金の給付の水準はあくまでも、例えば保険料負担との関係、それから現実におられる勤労者、労働者の方々の賃金とのバランス、そういったもので公平でかつ適正なものでなければならぬであらう。今のままにしておきますと六八％の水準が八〇％以上になる。これは年金の水準としては、現に働いている人の賃金の水準から見ても高過ぎるということになるだろうと思つたし、現実にはそれだけの年金を払おうと思つれば保険料負担がまた月給の四割近いものになつてしまふ。これでは、年金の給付の面からだけ言いますとあるいは高ければ高い方がいいといふ御

それから、病氣になる。あるいは不時のいらいらな事故が起こるというようなことがありましようが、今申し上げましたように、ベストセラーの中身の中で今言うようなことが指摘されておるわけですから、私は、専門的なことは局長、政治的な

ことは大臣、こういうふうにするだけ区別して御質問いたしますから、そういうふうな気持ちでひとつお答えいただきたいと思ひます。

そういう意味で、今マル優問題がいろいろ議論されておりますが、これは自民党の中でもいろいろ議論されておるようでございますが、やはり貯蓄というものは、税金逃れとか財産隠しとか、そういうことでマル優を利用する人もおるかも知れぬけれども、しかしながら、今申し上げるように、定年後やはり老後の生活の安定というものを考えて、食べたいものを辛抱して、着たいものも着ることを遠慮して、そしてこつこつと老後のためにためていられしやる、こういう方も数多くいらつしやるわけですから、その定年準備のための読本が非常に売れて読まれておるといふような現状があるわけですね。ですから、やはりそういう点は、貯蓄の問題等である議論のある場合は、そういう老後の安定のために数多くの国民というものが粒々辛苦して貯蓄をしておる、そういうこともぜひひとつ大臣踏まえて、そういう方々のためにお力添えをいただかぬと、ただ美德だといふだけで片づけられてはこれはかなわぬですね。

ですから、やはり今申し上げるように、特に客細な方は、とにかく公的年金、まあ私的年金もございしますが、これだけでは十分な老後の安定ができません、だから一生懸命我々は苦勞して貯蓄しておるんだ、そういう多くの階層があることも大臣としては十分ひとつお踏まえをいただきたい。これは年金と非常に関連するわけですから、貯蓄しないで済むような十分な年金がいただければ、だれも貯蓄しませんよ。だから、私の持論ですけれども、日本の貯蓄率が高い、さつき申し上げましたように、アメリカが七%、イギリスが一〇%ですが、日本は二〇%ですからイギリスの倍も貯蓄しておる。ですから、貯蓄率が高いのは自慢じゃなくて、むしろそれだけ日本の社会保障がおくれていますよ、私はそういうふうに言いたい。それはいろいろな考え方がありましよう。ありましよう

けれども、今の貯蓄は、税金逃れとかあるいは財産隠しとか、いろいろな意見もあるけれども、しかし、数多くの国民がやはり老後の生活を安定させる意味で粒々辛苦して貯蓄しておる、こういう現状にあることをぜひひとつ大臣も踏まえて、今後とも行政の中で生かしていただきたい、こう思いますので、その点は大臣の方からお答えいただきたい。

○増岡国務大臣 先生御指摘のように、貯蓄の目的の一つに老後の問題を考えるおられることは間違いないと思ひますけれども、それ以外の要素、先生もおっしゃいましたように、病氣でありますとか、不時の災害でありますとか、学校でありますとか、そういう費用にも充てたいというお考えの方々も多いわけでございます。そして、先生が今お触れになりましたけれども、マル優の制度につきましましては、これは制度が悪いのではなくして、悪用する人がおるだけだ、私はそういうふうにしておりまう。

○河野正委員 今大臣からお答えがありました、この国民の貯蓄というものは、単に財産隠しあるいは税金逃れということではなくて、老後の保障のためにやはり粒々辛苦して貯蓄をしておるのですよ。こういうことをぜひ踏まえて行政に生かしていただきたい。ですから、私はさつきも申し上げたように、貯蓄率が高いということはむしろ恥すべきことだ、本当のことを言えば、貯蓄せぬでも老後は保障していただける、病氣になったらちゃんと完全に医療はやっていただける、面倒を見ていただける、そのことが一番望ましいわけですから、貯蓄でもしようかというところから、こういう方々に対してはぜひひとつ今後ともお力添えをいただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、財源の問題、先ほどから幾つか憲法の問題等を取り上げながらお話をいたしました、やはり財源の確保、これは古くから言われておるわけですが、保険主義でいくのか保障主義でいくのか。これは医療でも同じことですが、こういう

議論がもうつとに今日まで展開されてきたところ。それについて、今度の年金制度が保険主義でいくということ、掛金がどんどん上がっていきまう。ですから、公平な負担・給付というのが政府の売り言葉でございすけれども、やはり憲法の精神から言えば保障主義で財源確保をすべきじゃなからうか。これは議論の分かれることは承知してまいす。ですけれども、私も、そのことがやはり憲法二十五条の精神に沿う道ではなからうかというふうに思ひます。

そこで、これは本会議でも質問の際にお尋ねをしたところですが、もう古くから、医療を初めとして年金問題もそうですが、財源確保は保険主義でいくのかあるいは保障主義でいくのか、これは議論の分かれ目ですね。私はやはり、保障主義でいくことが先ほど申し上げた憲法の精神にも沿う道ではなからうか、こういうふうに思ひわけです。逆に、保障主義でいけば税金は高くなりまう。よ、そういう議論が出てくることは私は承知いたしておりますが、今申し上げましたように、やはり憲法の精神から言ってもそういう方式をとるべきではなからうかというふうに思ひわけですが、その点はいかがでしようか。

○吉原政府委員 保障主義、もっと端的に言いますと、恐らく税金を財源にした年金制度にすべきだ。私どもの考え方は、税金ももちろん導入をいたしますけれども、原則として保険料を納めた方に老後に給付をという、いわば社会保険方式をとっているわけでございますが、税方式か保険方式か、確かに二通りの考え方があることは事実でございます。私どもとしては、私どもとしては、あくまでも保険方式でいくことが、我が国の場合には、今後の年金制度を安定的に維持していくためにはその方がよいという結論になったわけでございます。これはもう関係審議会でもいろいろ御議論をいただきましたし、いろいろな方、いろいろな団体の御意見や御提言、そういったものを十分参考にさせていただきますので、そういうことをとったわけでございますが、やはり一番問題は、仮に税方式

を導入して年金制度をやるとした場合に、大要な財源というものが今新たな税として、財源として必要になつてくる。基礎年金だけでも、税方式でいたしますと六兆円のお金がかかる。それを全部新しい税金で一体やれるかどうか。現在年金のために国庫負担を導入しておりますけれども、使っております税金が二兆円余りでございすけれども、約倍ぐらいの税金をさらに年金のために新たに増税をしなければならぬ、こういったことが現実問題として可能かどうかということがございす。

それからもう一つ、やはり、従来の日本の年金制度は、国民年金にいたしましても厚生年金にいたしましても全部社会保険料主義でやってきています。これを一挙に税方式に切りかえることができるかどうかというのを考えてみまうと、今まで納めた人の保険料は一体どうなるのだというようなことが出てまいります。

したがしまして、既存の制度からの円滑な移行というのを考えた場合にも、税方式に変えるというようなことは、たとえそういつたことがよいというようになって、円滑な移行ができるかどうかという点、これは非常に難しい問題があるという点がございす。あくまでも、今までの長い歴史、沿革、それとの連続性といひますか継続性の上で新しい制度というものを考えるという点になりますと、社会保険方式でなければ実際問題として新しい制度への移行はなかなか難しい、こういうこともあるわけでございます。

それから、諸外国の制度を見てみましても、やはり税方式というものはしきりに詰まりやすい。給付がどうしても税というものによつて財源的に制約を受けやすいということがございすので、なかなか、特に今日のような日本の置かれてある状況の中で、今、税方式でやるとした場合に果たして十年、二十年、安定的にやっていくかどうかといひますと、私どもとしては到底自信が持てないということでございす。

○河野正委員 これは今始まったことでなく、

ですから、政府としても、当然、そういう日本の医学医師というものが高齢化に役立ってきた。それが、医学医師というものの制度が後退することによって高齢化がとまるということになると大変ですね。それはまあいろいろ考え方はあるけれども、やっぱり健康でできるだけ年金をいただけで豊かな老後を行う、そういう意味でのお年寄りがふえることは結構ですよ。不幸な年寄りがふえるということはそれはみじめでなりませんけれども、今申し上げたように、健康でしかも年金も

いたで、そうすれば何とか最低の老後が保障される、そういうお年寄りがふえることは、これは厚生省、賛成でしょうね。

そういうことになりますと、どうも、今の医療政策というものは、今申し上げますような日本の高齢化あるいは高齢化社会、そういうものに逆行する形になりはせぬかというように私は考えるわけですが、どうでしょうか。これはお答えしやすと思いますので、大臣に。

○増岡国務大臣 先生おっしゃるとおり、日本人が長生きできるようにしたことについて医療機関の果たされた役割は大変大きいものだというふうに思っております。ただ、先般の健康保険法改正の結果につきましては、まだどのような影響が出ておるかということがはっきりいたしておりませんので、恐らく今月下旬くらいにならないとわからない問題かと思えますけれども、大要私の聞いておりますところでは、さほどの診療率の激減ということはないように聞いております。

○河野(正)委員 私の質問の言葉が足らなかったかも知れないけれども、日本の高齢化、日本のお年寄りの平均寿命が伸びましたね。それに日本の医学技術というものが大きな役割を果たしてあるわけですね。だから日本の高齢化が非常に進んできたのだ。それはいろいろな要素はあると私もは思いますよ。医学技術だけじゃなくて、ほかにも食生活が違ってきたとかあるいは環境がよくなったとか、いろいろありましようけれども、少なくとも医学技術が日本の高齢化に対して大きな役割を果たしてきた、この要因というものは割合大きいと思うのですよ。

ところが、その役割を果たしてきた医療制度というものが今後退退しておるわけですね。例えば老人医療が一部有料化になった、あるいは健康保険は一部負担しなければならぬ。そうすると、高齢化に水を差すような形になりはしませんか。それはもうパーセンテージは別ですよ。そういうことになりはしませんかと。だから、本当に日本の高齢化を我々が期待するならば、当然、医療政策と

兼ね合わせて考えていくべきではないかというふうに私はお尋ねをしておるわけでありま。

○増岡国務大臣 いろいろの見方もございまいしうと思えますけれども、そういう高齢化社会に移行し、今後とも長生きをしたいというのは日本人の願いであらうと思えますから、それを守っていくために、長期的に安定した、有効な機能を発揮できるような制度にしなければならぬという考え方でやっておりますのでござい。

○河野(正)委員 まだ全体的な私どもの問いが御理解いただけておらぬようでございますけれども、しかし、時間の制約がございましてからそこだけにこだわらるわけにまいりませんので、さらに進めてまいりたいと思えます。

先ほど申し上げたように、私どもの立場から言わせた場合、今日まで医学技術の進歩によって日本の高齢化が非常に進んできた。ところが、この一、二年少し伸び方が落ち込んでおる。これは急速に進んできたから、それより先に伸びることは非常に難しいということになります。これはスポーツでも何でも同じことでしょう。ある程度度さあつと立派な記録が出たけれども、それ以上の記録を出すことはなかなか難しいというのと同じように、高齢化が急速に進んできた、だからそれから先どれだけ伸びていくか。それがだんだん幅が薄くなっていくということはある程度常識で考えられますね。ところが、男の方は縮んでおるのです。御承知のように、女性と男性の平均寿命を比べてみますと、大体五歳から六歳違う。男性が七十四で女性が七十九ですから、大体五歳ぐら

い違う。ですが、その違う方の男性の寿命の伸び率が落ちておるわけですね。一体これはどういうことか。ですから、その辺がまた医療と関係しはせぬかというようにもこれあり、お尋ねしておるわけですね。これをどういうふうにお考えになつておるかということですね。ひとつお答えをいた

○長門説明員 先生、ただいまの平均寿命の動向でございますが、ちょっと今手元に数字がござい

ませんのではつきりしたことは申し上げられませんが、近年におきまして、簡易生命表、毎年その年の出生、死亡の動向を前提にいたしまして平均寿命を計算いたしましたところ、ある年だけ男性の平均寿命が前年に比べてダウンしたことはござい

ますが、これは各年におきまして死亡の傾向、秩序を前提にいたしまして、人間が各年齢ごとにその死亡率に従って生存し続けていくとすれば何歳まで生きられるかという平均寿命の考え方でございますので、ちょうどその年には流感等の特定の疾病が流行したという要素があつたウツしたというふうな承知しておりますが、それを別にいたしますれば、大体前年に比べて伸びておるという状況でございます。

○河野(正)委員 実は、今お答えになった内容は現実と違つておるわけですね。非常に違つておる。政府委員といろいろ連絡し合つておるから、そういうような連絡の不手際もあつたかどうか知りませぬけれども、今せっかくお答えいただきましたけれども、実は実情と違ひます。

というのは、前年と比較して女性はずかしく伸びておる。男性は落ち込んでおるわけですね。それに対して政府は何とおっしゃつておるのかという、男性の自殺が多かつた、こうおっしゃつておるでしょう。これは審議官がおっしゃつたかどうか知りませぬ。私が承知している範囲ではそのうだ。

だから、私がなぜそう言うかという、女性は平均寿命が上がつた、男性は落ち込んでおる、そしてその理由の一つに自殺が多かつた。だから、ここが私が言う老後の保障ですよ。自殺するのは老後生活の安定と関係があつて、そして結局という命を絶たなかならぬというふうなことに

なつたのではなからうか。そういうことで男性の平均寿命の伸びというものが落ち込んだら大変ですよ。ここが言いたいから実は私、あえて取り上げたわけですね。全然無関係なことを言つておるわけじゃないのです。

はかの細かいことは既に皆さんがそれぞれおっしゃつておるから、ひとつできるだけ角度を変えてやろうというところで、いろいろ随分あれこれして、きょうこういう御質問を申し上げておるわけですね。これは全部、年金といひますか老後保障と関係のあることを申し上げておるのです。

自慢じゃないけれども、そういうことをいろいろまとめるのに大変な時間をかけてまとめたのですが、今申し上げましたように、今審議官がお答えになったことと私どもが聞いておることとは全然違つた。それは政府委員との連携に何かいろいろあつて、おたくの方が十分調査できなかったんだと思つたのですが、昨年に比べて実は、女性は若干平均寿命が伸びたけれども、男性は若干ですけれども落ち込んでおるのです。初めてですよ。その理由は何かと言つたら、まず男性の自殺が多かつた、こういうふうな言われておるわけですよ。政府が言われておるわけですね。だから、男性が年とつて自殺するのなら、やはり老後の生活というものが不安定じゃないだろうか、そういう感想を持つものですかあえて私は取り上げておるわけ

です。残念ながら、今の審議官のお答えでは、厚生省が今まで言われたことと若干食い違つておる。それでは困るんで、これはもう今さらここでいろいろ言つたつていたし方ございませぬから、もし私が申し上げたように、男性のお年寄りの自殺率が高くなつておるために今日の平均寿命というものが落ち込むというふうなことがあったら、これはもう大変です。だから、年金を含めて老後保障、これはまたひとつぜひお考えいただかなければならぬですよ。

これは非常に細かいことですけれども、それがやはり人生の機微に触れた政治じゃないでしょうか。そういう意味であえて取り上げたわけでございますので、大臣、これはひとつ十分耳にお取り入れいただきたいというふうに思います。ただ、厚生省の御答弁がちょっと私の聞いたことと違つていた点は非常に残念だと思つておるが、それはここ

でとやかく言うても始まらぬことですから、そ

う

う

う

う

の点ひとつ、大臣、お答えは必要ございませんから、ぜひ耳に入れておいていただきたい、こう思っています。

そこで、いま一つ年寄りの問題で非常に深刻な問題は、老人性痴呆ですね。私も「ぼけ」という言葉は差別用語じゃないかなというところで実は随分遠慮してきたわけですが、今「ぼけ」という言葉は当たり前のようになつてしまいましたが、で申し上げるわけですが、私もできるだけ注意しようということで、できるだけ「ぼけ」という言葉は使わぬで、老人性痴呆というふうに申し上げたいと思うわけです。

高齢化が進んで、いろいろな問題がありますね。そこで、今深刻な問題になっております一つはいわゆる老人性痴呆対策、これが非常に十分ですね。ですから、極端に言いますと、要するにもっと早く診察をして、早くいわれるぼけ症状を見つけて治療したならばもっと減るといふ専門家もいらつしやる。

厚生省、御承知でしょう。田中多聞君というのがおりますね。これは東京都がいろいろパンフレットや何かで使つておるようですが、彼の著書によりますと、もっと早く痴呆症状を見つけて治療したならば、これだけぼけ老人をふやすことはなかった、そういうふうな専門家の意見もございまして、残念ながらそういう対策がとられておる。今、日本にぼけ老人と言われているのが大体五十六万、それが実際に施設に収容されておる者は三万しかないのです。大部分が家庭におつて、要するに家庭の介助で非常に迷惑をかけておるといふような実情があるわけですね。そこで調べてみました。六十五歳以上でぼけ老人というのが一体どのくらいいらつしやるのか。東京都で四・六%、横浜市で四・八%、全国的には五十六万。そして施設に収容されておるのが三万ということですから、たくさんの方が家庭に残されておるといふ実情でございまして。

そこで、今、私は医療対策を申し上げたわけですが、年度の年金改正が二十一世紀を展望し、高

齢化社会を予測して立案をした、こういうふうに言われておることは御承知のとおりです。そこで、私も考えるわけですが、やはり医療対策というものが後退すれば、そういつたぼけ老人対策に對して国が特に力を注がなければならぬ、今はこういう時期でもございまして、やはり医療対策が今ほとんど後退しておると私は言うわけですが、こゝもやはり考えていただかなければいかぬ。老人問題の対策というのは年金と医療ですね。この二つは車の両輪のようなものでしょう。

健康な人ではあるだけ年金を差し上げる、病気になるればひとつ治療を差し上げるといふことですから、老人対策というのは極端に言えばこの二つに尽きる。車の両輪のごとく、一つは医療対策、一つは年金対策、こういうふうな思ひわけですが、残念ながら、ぼけ老人を見てまいりまして、やはり医療対策について今後十分考えていただかなければ、年金とあわせてこれは大変な事態になるんじゃないかな。現在五十六万と言われているんですけれども、この五十六万という数字とおりますけれども、この五十六万という数字といふものはほとんどふえていくんじゃないかな。施設がほとんどできるわけではありせんから。

施設もとても大変なことです。ときどきテレビで放映されていますね。大臣もごらんになつていられると思うのですが、あの実情を見ましても、大変です。そしてレポーターは、放映されぬ部分の方が大変ですよと言っている。そういうことでございまして、これは私は別に前大臣のことをとかく言うわけではございせんけれども、新聞社の対談の中で、どうも国民は政府に頼り過ぎると言つておる。しかし、国民が政府に頼らなければ、今のぼけ老人対策だつてあるいは高齢化の問題だつて、先ほど高齢者の自殺の問題を申し上げましたが、これは政府がきめの細かな行政をやつていただけかぬとそういう問題はなかなか解決できないんじゃないかな。何でもかんでも頼みますよ、これもやつてください、そんなに財政の問題があるのでございせんよ。それは私もわからぬこと

ありません。ですけれども、やはりそれだけ国民が政府に期待しておる。その期待にはやはり政府はこたえる必要があるのじゃないか。いろいろ国民が言うから、国民が政府を頼り過ぎておる、もうおまえたちは、自分らは自分らでしつかりせいというふうな言葉も暗にあらうでございまして。別にやめられた大臣のことをとかく言うわけではございせんが、新大臣は人格者のようでございまして、そういう国民のいろいろなニーズに對してはやはり謙虚に耳を傾けてそれらの問題に對応する、そういう行政をぜひひとつ果たしていただきたい。それが私は新大臣に特に期待しておるところでございまして、それらについては大臣の方からお気持ちをお聞かせいただきたい、こう思ひます。

○増岡國務大臣 先生御指摘のとおり、老人性痴呆になる以前に予防するというのが理想的なことだかと思ひます。そのためには良質な医療が行われなければならぬということであらうかと思ひます。また、ほかの病気になる上での治療も行わなければならないということもおっしゃつておられると思ひます。

したがって、私もといたしましては、今日法律や制度の中で構造的にそういうものの欠陥があらわれておるとは考えておりませんけれども、その制度の中で運用よろしきを得ない面があるといふたしましたならば、これは是正をしていかなければならないというふうに思つておるところでございまして。

先生が御指摘のとおり、長生きできたのは医学の進歩のおかげでありまして、また、今後、年金と医療とが高齢化社会におきましては特に大切な存在になつてくるということもおっしゃつておられるとございまして、その点を念頭に置きながら政治をやつてまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 ぜひひとつ、そういうことでよろしくお願いしたいと思ひます。

そこで、一つ関連して。実は健保の改正當時も

ございましたが、私も社会労働委員会ではいろいろ議論しておると、どこかでいろいろなことが決めるから、こういう現状もございまして。これは法律ですから、制度ですから、やはり所管の委員会できちつと明らかにしていくということが望ましいと思ひます。そこで、就任早々の大臣でございまして、私もそういう点は特に期待をいたしております。

ただ、先月の二十一日に、決算委員会で、健保の問題でちよつとお尋ねをいたしました。そのとき、まだ十月のデータは出ていないわけですから、したがつて的確な答えができません。でございまして、実は別なところでは、医療費の引き上げというものは当然考えなければならぬ、薬価差益分だけで賄えるかは疑問があるので、薬価差益以上に医療費を上げざるを得ないだらうということがございまして。大臣は、十月の改正の後の結果も十分明らかでないで、中長期的には、体系の改善についてさらに努力してはしつていこうといふことをした、こういう話です。すけれども、医療費を上げるとか上げぬとかいふ問題は、行政が財源措置をするわけですね。もちろんその方は自民党の有力な方です、私もかなり親しくしておりますから、とやかく申し上げようとは思ひませんけれども、やはり行政のあり方としては、この所管の委員会でも明らかにしていくということが正道じゃないでしょうか。ところが、今言うように、ここでは明らかにされぬけれども、こちらではほとんど火花を上げたように上げられておる。これでは私は、国会審議といふものは意味がないと思ひます。そういうことが日医のシンポジウムで言われておるわけですから、これは厚生大臣としても、きちつとここでしつてもらふねと困ります。大臣も非常に言いにくいところがあると思ひます。私はそういう行政のあり方についてかねがね疑問を持つておるものです。大臣はここでも慎重に慎重に、ところが一方ではほとんど火花を上げてやられる、それは本當の行政のあるべき姿

じゃないと思うのです。ですから、今の診療報酬についてはそういうことが言われておりますから、大臣としては、一体行政としてはどう考えておるのか、それはやはり明らかにされる必要があると思うのです。非常に厳しいと思いますけれども、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○増岡国務大臣 先般、決算委員会での先生の御質問にお答えしたわけでありましても、診療報酬の問題は、従来から中医協におきまして、薬価の適正化と技術料重視ということで、診療報酬全体の合理化を御検討いただいておりますわけでありま。私どもは、その御審議の際に、医療機関の経営の安定ということもひとつお考えをいただきたいというお願いをして、その結論を待つておるところでございます。

新聞で報じられておりますようなことは、どういふお考えで、どういふお気持ちで発言なさったか私どもわかりませんので、その真意をお伺ひしてみたいと思ひますけれども、責任はやはり厚生省にあると思ひますから、厚生大臣の責任でやらしていただきたいと思ひます。

○河野(正)委員 実は三〇前後が攻防かと、パーセンテージまで書いてあるのですよ。行政の責任者は厚生大臣ですから、大臣が財政措置をなさるわけですね。大臣が財政措置をなさるのに、財政のわからぬ部分で三〇が攻防だ、こういうことを言われますと、いずれにしても、医療も不評判な部分もたくさんございます。ですから、それは信賞必罰じゃないけれどもはつきり処断をしていただきたい。しかし、健全な経営、まじめな経営者があるわけですから、それらについては当然考慮していただかなければならぬし、前大臣もそれはおっしゃってございました。でございますから、どこかで三〇が攻防だ、こう言われる。しかし厚生大臣は、自分はまだわかりませんでは話にならぬので、やはりどこから出てきていると思うのですよ、大体この辺でしようと思ひます。

ですから、これは新聞にでもかかると書かれておるわけですから、やはり大臣としても、そのことに拘泥される必要はありませんよ、それは大臣の自主性というものはあるわけですから、拘泥される必要はない。ですけれども、やはりそういう情勢は踏まえて処理をしていただかぬといかぬのではなからうか、こういうふうに思ひます。そういう意味で、その辺の答えだけはひとつきちんとしておいてもらいたい。

○増岡国務大臣 今、中医協にお願いしておる最中でございますから、数字を申し上げることは差し控えたいと思ひますけれども、新聞やその他で報ぜられておるような数字が、中医協の意向に反映して、そのとおりになるということはあり得ないことだと思ひております。

○河野(正)委員 あり得ないということですか。○増岡国務大臣 中医協が独自の判断でなさるわけでありまして、ほかのことは影響されないと思ひます。

○河野(正)委員 やはり中医協といえども、政府がいろいろ資料を出して、それに基づいて審議をなさるわけですね。これは、中医協が勝手にやみくもでやるわけではないのですよ。それは国の財政事情も考えなければなりませんから。ですから、だれかがどこかで言うたから左右されるということではなくても、現状が現状ですから、恐らく中医協としても政府が考えておる方向で御検討なさるであらう、そういうお答えならここで私はやめますよ。それをひとつ。

○増岡国務大臣 先生のお考えに近いと思ひます。

○河野(正)委員 よろしくお願ひいたします。そこで、もう時間が余りありませんのでここからはしよってやってみますが、一つは今のことに関連をしておきながら、先ほどおぼけ対策を申し上げましたね。そういうことに関連をしておし上げるわけでございます。

特におぼけ対策、こういう問題がございますので、この保護の面、特に精神障害者の保護の面について、さらにひとつ御検討いただかなければならぬ。時間がございせんから、個々具体的に申し上げても大変だと思ひます。

一部は健保改正の折に渡部厚生大臣の決断によって解決されましたが、一部は残っております。ですから、そのおぼけ対策その他、そういう問題に関連をしておきながら、精神障害者の保護の残された問題、いろいろ問題があるのですよ。それは危険性の問題もありましようし、あるいはまた非常に取り扱いが難しい問題もありましよう。ここで議論するまでもございせんけれども、おぼけ対策が出てまいりましたから、この点についてひとつ厚生省の方からお答えをいただいております、こういうふうに思ひます。

○幸田政府委員 河野先生御指摘の、精神衛生法で医療と保護の両面を規定しておるわけでございます。先般の国会で御議論のあったこともよく承知をいたしております。保護といいますが、危険といいますが、手間がかかるあるいは手数がかかるという問題につきましましては、精神衛生法上の対応もあり得ると思ひますけれども、人手を要するという意味で、看護面でのアプローチでございますとかあるいは入院面からのアプローチ等いろいろあると思ひますので、具体策をよく検討いたしてみたいと思ひております。

○大池政府委員 ただいまの保険局長と同様なことでございまして、よく両局連携をとりながら検討をしたいと思ひます。

○河野(正)委員 前大臣の場合は非常に明快到御検討いただきましたので、それに準じて明快到ひとつ検討の結果、御決定をいただきたい、こういうふうに思ひます。具体的には、きょうはそれが主でございますので、たまたまおぼけ問題が出てまいりましたからあえて申し上げたところでございまして、そこで、あと時間がわずかになりましたので申し上げますが、一つは農林年金の問題でござい

す。実はいろいろな試算が行われた結果、これはもう試算の条件によってそれぞれ見解は違ふと思ひますけれども、しかし当事者の言によりまして、四百六十七万八千円政府の方から収奪をされるということになる、これではたまったものではないというふうなことで、厚生省にも陳情に行つたが、その数字そのものは否定をされなかった、しかしそういう誤りを正そうということにはならなかった、こういうお話でございまして、これは恐らく、私もいろいろ考えてまいりました、やはり試算の条件、金利の問題があるでしょう、それから物価の上昇率の問題がある、それをどの程度と踏まえるかということでも若干の行き違いがあるんじゃないかならうか、こう思ひます。しかし、聞くところでは、否定はされなかった、だけれどもそれを正そうという御発言がなかった、ぜひひとつ国会でやってくれというところでございまして、これからあえて申し上げますが、どうでしょうか。政府委員の方にもそう申し上げておいたのですが。

○吉原政府委員 ただいまのお話、今全く初めてお伺ひしたことでございまして、どういふ御趣旨の御質問なのか、またここでどうお答えしたいのか、全くわかりませんので、また後から……。

○河野(正)委員 それは、これだけは私のオリジナルではないわけですよ。今までやったのは全部私のオリジナルですが、これは陳情がございましてので申し上げておる。だから内容は、私の見解としては、金利のとおり方とかあるいは物価の上昇率とか、いろいろありましよう、そういう条件によつてそういう差が出てきたのではなからうかと私は思ひます。しかし、厚生省に陳情に行つたら、そういう矛盾が出てくることについては否定はされませんで、きょうのお話なんです。ですから、きょうのお話を願うようにということで、実はきのうちゃんとその旨を説明しておいたのですが、答えが出てこなければ話になりません。私の方ではこの表を見せてきつたと言つたつもりですけれども、今局長のおっしゃったように初耳なら、連絡

が悪かったのしょうからいたし方ございませ
ん。いずれ御検討の上お答えいただきますように
お願いいたします。

それから、いま一つは厚生年金第三種に関する
問題でございます。これはもうお聞き取りだらう
と思ひますけれども、ぜひひとつ善処を願いた
い。それは、石炭産業、金属鉱山で働かれる方々
は太陽のないところで長い間苦勞なさつておられ
るわけですね。そういうことで今日まで特例措置
がとられてきた。ところが残念ながら、六十一年
以降は期間の計算方法が変わりまして、従来三分
の四倍になつておつたが今度は三分の三というこ
とで、従来十五年であつた二十二年と計算されてお
つたけれども、六十一年からは十五年は十五年。
長い間地下で、太陽のないところで苦勞して頑張
つてきた、にもかかわらず、そういう制度の改革
はどういうことだということでございます。

私も随分、炭労出身の方もおられますので
で、この制度については政府に對してしましてもい
ろいろ願ひした経緯がございます。それが今度い
よいよ廃止されようとしてゐる。これは、今まで
長い間太陽も見えない地下で、これは石炭産業だ
けではございません、いわゆる金属鉱山その他も
ございいます。これはもうけい肺その他いろいろあ
るわけですが、その年金制度が改悪される。これ
では困るということで、私どもの社会労働部会
も、これについては絶対政府に善処を願わなけれ
ばいかぬという決定をいたしております。でござ
いますから、きょうは、党としてそういう方針を
決定いたしておりますから、ぜひこれは善処して
もらいたいということを強く要請いたしますので、
ひとつ特に温情あるお答えをいただきたい、
こう思ひます。

○吉原政府委員 第三種被保険者といひますか、
坑内夫の方々の年金制度の上での取り扱いの問
題、実は坑内夫の方が一般被保険者に比べて大
変有利になつてゐるといひますか優遇措置が二
点ございまして、一つは支給開始年齢が五十五
歳、一般が六十歳、それからもう一つは今御指
摘の期間

計算を三分の四倍して計算する、こういう二つの
大きな優遇措置、特例が行われておるわけござ
います。

これはあくまでも、国民年金制度でございます
前におきまして通算制度も何もなかったときに、
坑内夫として働いた期間がなかなか年金に結びつ
かないというところで、こういう二つの特例措置が
認められてきたわけでございますが、今の時点で
考えますと、やはりどうしても一般の被保険者の
方との間に不均衡、不公平があるのではないかと
思ひます。そういうことで、この特例措置は率直に
言ひましてもう廃止をすべきでないかという御議
論もあつたわけでございますが、審議会でいろいろ
御検討いただきまして、この二つのうち、支給
開始年齢につきましては従来どおり五十五歳のま
まにして、ただ少なくともその期間計算、
十五年働いたら二十年の計算をするという期間計
算の特例だけは、所要の経過措置にも配慮しなが
ら見直すべきであるという審議会の結論になつた
わけでございます。

これは大変いろいろ御議論がございまして、残
すべきであるという御議論ももちろんありまし
たけれども、最終的には見直すべきである、廃止す
べきであるという御意見をいただきましたので、
その御意見に沿つてかような措置をとらして
だいておるわけでございます。

○河野(正)委員 時間がございませぬから、最後
にも一言申し上げます。
問題はやはり既得権です。でございますから、
今から新しい制度というのとは別として、既得権
ですから、私どもが申し上げてゐるのは、既得権は
既得権として尊重する。もう炭鉱労働者、鉱山
労働者がどれだけの減るばかりでし
う。そう大した問題じゃないです。ですから、い
ろいろな意見があるわけけれども、先ほど言つた

しょう、明快にひとつ温情あるお答えをいた
したい、こう言つたのです。その温情は一体どう
いうことかといつたら、今言うように、大多数の
見がそうだから廃止をしよう。それじゃあ温情
はならぬ。もう時間がないそうですから、時間が
参りましたと書いてありますから、大臣の方
から、温情ある、十分検討してみようというこ
とのお答えをぜひいただきたいと思ひます。

○増岡国務大臣 この件につきましては、従来か
らいろいろ御議論がございましたことは局長から申
し上げたとおりでございします。先生のおっしゃ
います中で、全部を取り上げたわけでもございま
せんので、一部分は従来の制度も残してございま
す。今度の実施をいたしました上で、今後の課題
として考えさせていただきますと思ひます。

○河野(正)委員 この際、最後に、局長でいいと
ころはそのまゝお答えとしていただいで結構です
が、局長で十分なところは、大臣が自主性を持
つてやつていただく、そこに私は大臣の温情を期
待しまして、今、検討するとおっしゃつたから、
その検討することに期待して、私の質問を終わ
りたいと思ひます。

どうもありがとうございます。
○戸井田委員 森本晃司君。
○森本委員 いよいよきょうから、さらにまた本
格的な年金の法案の検討に入つたわけございま
す。さきの百一国会でも、私が本会議場で質疑を
させていたいただきましたが、三十六年から続いてま
いりました今日までのこの年金法は、我が国の人
口構造の持つ特殊性あるいは社会経済の状況の変
化に伴つて、今どうしてもこの大改革をしなければ
ならない時期に來てゐる。また、そのときに当
たつて、今、我が公明党がかねがね主張してまい
りました二階建て、我々の方では二階建て年金と
申し上げておりましたが、今回の大改革、基礎年
金導入という形でのそういった視点からして、我
も、今回の年金改革の法改正については、二十
一世紀へ向かつて非常に大事な改正案である、こ
のように思つておる次第でございます。

また、婦人の年金権が今度は確立されるという
問題等々を考へても、非常に大事な改革に入つて
きたと思つたわけでございますが、それでも、今回
政府の出されました改正案についてはなお多くの
問題点がございしますし、基礎年金の導入という形
をとるからこそ皆年金という形への歩みをとつて
いくわけですが、そこにも大変な無理が今
生じられてゐるのではないだろうか。果たしてこ
のままの今の改正案のみでいいのかどうかという
こと、数多くの疑問点がございします。

今日まで、同僚の沼川議員を初め我々の同僚議
員がいろいろ論点を述べてまいりましたけれども、
また、たび重なる点もございします。きょうは、そ
ういった点についてもう一度整理しながら質疑を
させていただきますと思ひますので、御答弁のほ
どをよろしく願ひ申し上げたいと思ひます。
また、新しい増岡大臣も誕生いたしましたの
で、さらにもう一度念を押して、いろいろな点に
ついて質疑をさせていただきますと思つたわけござ
いします。

そこで、一つ一つの質疑に入る前に、まず最初
に、この五十九年いよいよ暮れようとしてゐる
わけでございますけれども、朝からも議論があつ
たかと思ひますが、共済組合制度等々の二つの物
価スライドに對することは既に実施されておしま
すが、この厚生年金、国民年金はいまだそのま
まになっております。この法案を出されますとき
に、厚生省にいかなる流れがあり、いかなる手続
があつたのかわかりませんが、この五十九年中に
実施しなければならぬ問題と、そして六十一年
からいよいよ実施する大改革と、ともに合せて
決着をつけなければならぬというふうな考え
で今進められてゐるところに、数多くの疑問点を
私は感ずるわけでございます。五十九年中に決着
をつけるものはつけなければならぬ。一千五百
万人ほどの人が、今この年内を楽しみにしなが
ら、期待しながら多くの国民の皆さんが待つてお
られるわけですが、大臣、その二つのアップに對す
る決着のつけ方に対する考え方を伺ひたいとい

思います。

○増岡国務大臣 御指摘の点でございます。けれども、本日もこうやって改正案全体につきまして御審議いただいておりますので、精力的に御審議をいただきまして、制度改正とともに年内支給ができますことをお願い申し上げます。

○森本委員 大臣は、お願いを申し上げたいとおっしゃったわけでございます。これは理事会等々でもこれから当然検討されていくことでもございまして、委員長の方も新委員長をお迎えしてこの社会労働委員会でございます。大臣からお願いするという形よりも、理事の中には、自民党さんの方の中でも、何とか年内決着をつけるよう努力をしてみようというお気持ちをお持ちの方や、発言されたかどうかはわかりませんが、そういうお気持ちであられると思うのですが、大臣、その点はいかがでしょう。お願いすると言うが、大臣の決意としてはいかがなものか、お尋ねしたいと思ひます。

○増岡国務大臣 二％問題も人情的には大変大切に扱わなければならぬと思ひますけれども、やはり何と云つても二十一世紀のことを考えていかなければならぬと思ひますので、そこまでの長期的な観点に立った大切な制度改革でございますので、この方の御審議も鋭意進めていただきたいと思います。

○森本委員 大臣、二十一世紀へ向かつての大改革なので慎重審議ということでございますが、そのとおりでございます。大臣のおっしゃるとおりでございます。だからこそ、その問題については今慎重審議をし、長い時間をかけてやるというふうにはやっておるわけでございます。その問題と、それがあつたからこの二％を抱き合せていくんだという考え方は、ちょっと腑に落ちないなと私は思ふのです。二十一世紀に向かつての大事な法案は一生懸命これから慎重審議しよう、だけれども、当然なされるべき二％の問題については、千五百万人の人が待っているのだからまずこれに

決着をつけていこう、この二％の部分に対する大臣の考え方を伺ひたいと思ひます。

○増岡国務大臣 制度改正と二％の問題でありましてけれども、私は、今の若い働く方々は、自分の年金が将来一体どうなるんだろか、財政が破綻するんじゃないか、こういう御心配を持っていらつしやる方は、恐らく五千二百万人加入者のほとんどではないかというふうにも思つておるわけでありまして、したがつて、その方々の不安の解消ということもぜひともお願いしなければならぬという気持ちでおります。

○森本委員 先ほど申し上げましたように、その問題については一生懸命各委員の先生方も、また大臣自身も、心労を重ねてくださつておられることはわかる。だから、今その審議をしていくわけです。その問題と二％を分離して、そしてこれは当然決着をつけなければならぬところなんです。物価スライドの二％アップというのは当然決着をつけなければならぬ問題なんです。その問題をどう考えておられるかを伺つておるわけです。

○増岡国務大臣 そういう急ぐ問題もありますので、この法案全体をぜひとも年内に御可決いただきたい、そういう切なる願ひを持っております。

○森本委員 これは恐らく朝までこのままやっても決着がつかないんじゃないか、このように思ひます。私も数多くの論点を抱えておりますのでその方に移らしていただきたいと思います。どうか大臣も、また委員長も、この問題を早く、年内に実施されるようによろしく願ひたい。こちらの方こそお願いしたいような思ひでございます。また、各理事の先生方も一生懸命その方向に向かつて議論をしていただける、このように確信をしまして、次に移らしていただきます。

今回の改正の最大のポイントは、何といひましても基礎年金の導入というところであります。この基礎年金導入の定義、それからいかなる性質のものか、こういったものについて新大臣にお伺ひしたいと思ひます。

大臣には、十一月二十日の社労委員会の場で大臣に就任したごあいさつをいただいたわけですが、高齡化社会という暗いイメージで語られがちであります。私は、本来喜ぶべき長寿を心から喜び、生きがいを持って安心して長生きできる明るい社会の構築に努力していかなければならぬと思つております。そしてそこで「社会保障の分野では、公平で安定した制度の確立に努める」というふうな非常に力強いごあいさつを伺つたわけですが、その点も踏まえまして、基礎年金の定義、考え方についてお願いしたいと思ひます。

○吉原政府委員 基礎年金の定義や考え方につきましては、私からお答えをさせていただきますと思ひます。

基礎年金といふのは、簡単に言いますと、今日の年金制度にはいろいろな種類のものがございますけれども、その各制度に共通した給付として基礎年金を設ける、全国民に共通した給付として基礎年金を設けるという考え方でございます。そして基礎年金を設けるといふ考え方では、今制度ごと給付の面では負担の面ではばらばらになつておる、あるいは非常に不公平があるといういろいろな問題を、基礎年金の導入によって解決をしていこうということが一つでございます。もう一つは、基礎年金といふことになりまして、給付も等しくなると同時に、負担の面でも全国民がその基礎年金の財源を公平に負担をする、こういうことになるわけでございます。

そういうことによりまして、この基礎年金については非常に財政的にも安定したものである、公平であると同時に安定した財政基盤というものができる、こういったことによつて、日本の年金制度全体を公平かつ安定した制度にしていくというものがこの基礎年金の考え方、ねらいでございます。

○森本委員 今お答えいただきましたのは、全国的に共通したものを作る、それから公平な負担、こういう二点で御回答をいただいたかと思ひ

のですが、性格、定義という段階になつてまいりますと、やはりもう一度日本の法律に戻らなければならぬんじゃないかと思ひます。国民年金法の第一条には「憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて」云々、こういうことが書かれてござい

ます。さらにまた、そのよつて立つ日本国憲法の第二十五条の第二項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という日本国憲法を基礎として国民年金法ができ、そこから今度の基礎年金法というのはいくらでもござい

ます。そういうふうな考えをまいりますと、私は、この基礎年金といふのは、一つは無年金者がなくなるような制度でなければならぬのじゃないだろうかと思ひます。先ほど局長さんが、全国民だれでもとおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりでございます。無年金者がなくなるような制度でなければならぬ。また、そのためにはだれにでも負担できるようなものでなければならぬ。それから第三番目には、年金法、また日本国憲法の第二十五条の精神に基づいていきますと、水準は生活の最低保障がされなければならぬ。こういう大きな三つになつてくるんじゃないかと思ひます。

そこで、まず、今申し上げました中の第三番目からでございますけれども、今、政府が出されております五万円の基礎年金というのは、果たしてそういう生活の最低保障ができる額なのかどうか、この五万円の基準の出し方、私は五万円ではとてもじゃないけれども憲法の精神に基づく最低生活保障ができる額ではないと思つておるわけですので、ちょっと局長の考え方を伺ひたいわけでございます。

これは生活保護基準の一級地の中位とすれば十一万五千八百八十円です。二級地ですと最低十万七千五百四十円、その間をとりましても最低

十一万円、すなわち一人当たり換算しますと五万五千円が要るのじゃないか、私はこのように思いますが、五万五千円あるいは五万円以上じゃないか、五万円という局長の考え方を伺いたしたいと思います。

○吉原政府委員 基礎年金の五万円の考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、この基礎年金というのは、全国民共通の給付として、老後の生活の基礎的な部分はこの基礎年金によって保障されなければならないのだというふうな基本的な考え方に基づいておられるわけでございまして、老後の生活の基礎的な部分というのは、具体的な金額の水準として一体どの程度のことを考えればいいのか、こういうことになると思えます。

それで、私も、実際問題として、老人一人当たりの生活費は月額にいたしまして一体どのくらい支出されているのだらうかというのを調べたわけでございまして、総務庁、当時の総理府が行いました統計によりますと、六十五歳以上の単身者の月額の生活費といえます消費支出額は大体四万七千円、五万円程度のものでございまして、厳密に言いますと、全体的な金額は七万二千円程度でございまして、その中で衣食住といった基礎的な生活費がどのくらい占めるかといえますと、七万二千円のうち大体四万円余りという数字があるわけでございまして、やはりこれを基礎年金の具体的な金額水準を考える場合の一つのめどとして考えてみたいということが出発にございまして、その後の物価の上昇、生計費の上昇といったものもあわせて、基礎年金としては大体五万円ぐらいで老後生活の基本的な部分が賄えるのじゃないかということが一つございまして。

それからもう一つは、今も御引用がございましたけれども、それでは生活保護の基準が一体どのぐらいの基準になっているのかということでございます。御案内のように、この生活保護の基準も級地、年齢によって、また住宅あるいは教育扶助等いろいろな扶助がございまして、な

かなか厳密な意味でそれを基準にするかというのが難しいわけでございまして、一級地は東京とか大阪に非常に高いところがございますが、全国の二級地の基準で六十五歳以上の男女平均をとってみますと、単身では大体五万三千円でございますが、夫婦二人の場合は二万八千二百円程度という金額が出てまいります。単身の場合には五万円ちょっと超す金額でございまして、生活扶助の基準額といったものとあわせて考えてみました場合にも、現在の貨幣価値で基礎年金としては五万円というところが大体妥当な水準なのではないか、こういうふうな結論になったわけでございまして。

それから同時に、将来の年金制度のあり方として、社会保障制度審議会がございましていろいろの団体から年金構想が発表されておりますけれども、そこで基礎年金といふのは大体どの程度の水準のものが考えられているかという、やはり夫婦二人で十万円程度でございまして、そういうことをもとにいたしまして、厚生省の今度の政府案におきまして、単身で五万円、夫婦で十万円、現在の貨幣価値で大体そういうことでどうだろうか、そして将来、物価の水準なり賃金などの上昇に從って当然上げていくという考え方をとったわけでございまして。

○森本委員 今の局長のお答えは、一つは全国消費実態調査、消費支出から見た六十五歳以上の方の基準、それからもう一つは生活保護基準、この二つの角度から御回答いただいたと思うのです。まず、総理府統計局から出てきた消費実態調査の分でございまして、これはなんだって同僚の沼川議員が、今の局長のお答えの四万六千八百八十五円だから五万円ではないのじゃないかという考え方に對して、そうではございませんよ、お年寄りについては保健医療費や交通・通信費というのを考えていかなければならないのじゃないか、そのときこういふふうな質問をして、時間がなくて次の質問に移ったわけでございまして、私もよく考えてみますと、そのとおりだ。お年寄りの生活を考えるときに、衣食住費、いわゆる食料費、住居費、光熱費、被服費のほか、六十五歳以上のお年寄りが生活することにかかる費用の中で足りないものが、私はこのように思うわけです。この保健医療費も今は無料でございまして、年がいけばいくほど病気にかかりやすいのですから医療費が要るわけでございまして、今そういう点を考えてみたとき、保健医療費を組み入れたもので考えていかなければならないと思うのです。それから交通・通信費。公明党試算では四千六百十九円というのがあるわけでございまして、これからだんだんお年寄りがふえてくると、交通・通信費、なかんずく通信費がお年寄りの目であり、耳であり、手であるわけでございまして、衣食住と同じような機能になっているわけでございまして、私はこれを除いて考えられないと思うのです。

厚生省が、五十八年度厚生行政年次報告書を出していただきましたけれども、これを読ませていただきますと、「そのうち六十歳以上の単独世帯（いわゆるひとり暮らし老人）の割合は一〇・七％（昭和四十年）から二一・三％（昭和五十八年）と倍増している。」またその後、「今後こうしたひとり暮らし老人の数は増加していくことが予想される。」というので、これからだんだんひとり暮らしの老人が多くなっていく。戦前の三世帯世帯がおつてその中で生活をしていたお年寄りの時代と、今のひとり暮らしの老人がふえている時代とは随分変わった感じがする。そういう意味では、今後そういうお年寄りの方の試算を出す場合には、先ほど申し上げました医療費や交通・通信費というのを十分考えていかなければならない。これからの情報化社会の中で、生活の中に通信費を考えないということはもうあり得ないと私は思うのです。せんだつても世田谷で例のような事故がございましたけれども、あれがあっただけでも大変な機能麻痺をしたわけでございまして、それと同

時に、独居老人等々に至りますと、もう電話がすべての頼みであり頼りであるわけです。そういうことから考えましても、私は同僚の沼川議員が言った保健医療費、交通・通信費、これをも加味した中で考えていかなければならない。その試算によりますと、消費支出は雑費も含めて四万七千三百一十一円になる。それに物価上昇率一・一七〇％を掛けていくとどうしても五万五千三百五十四円、五万五千円が必要なんだ、こういうことがその全国消費実態調査から一つ言えることは思うのです。

それから二級地の場合でございますが、さっき私も、あれつ、何で四万円になるのかなとちょっと思ったわけでございまして、五十九年度の生活保護基準でございますと十万七千五百四十円ではなかつたでしょうか。これは夫七十二歳、妻六十七歳の老人世帯に対するものですから、二人で割りますと五万円を超えていくものでございまして、この二点から考えますと、どうしても一人当たり五万円以上の年金が必要になってくる、このように思われますが、いかがでしょうか。

○吉原政府委員 生活保護の方から先にお答えをいたしますと、先ほど二人世帯の場合に一人当たりいたしますと四万円だというふうに申し上げましたけれども、先生の場合、恐らく計算の中に住宅扶助九千円を入れた金額でございまして、それをおられるのだと思ひますが、私も、生活保護基準と比べます場合には、生活扶助の基準で比較するのがむしろ適当なのではないかと判断で、住宅扶助を抜きにして生活扶助の基準で申し上げたわけでございまして、それが一つの違ひでございまして。

それからもう一つは、全国消費実態調査の中で、雑費の中に保健医療費とか交通・通信費が入つておるわけでございまして、年金として実際に必要な額、一般の老人の方が平均的に支出している額全部を基礎年金として支給をするということでありまして、そういう保健医療費だとか交通・通信費あるいは教育費、教養娯楽費、それからいろいろな交際費、そういうものも実

際には要るわけでございますから、そういうことも全部含めてという考え方もあり得ると思ひますけれども、私ども、基礎年金の額は、水準としてはあくまでも基礎的な生活費を賄うに足りるものにしたい。基礎的な支出の額ということになりますと、昔から言われておりますように食料費でありますとか、中にはもちろん入れておりますが、住居費でありますとか、光熱費でありますとか、被服費でありますとか、いわゆる衣食住を中心とした基礎的な消費支出にのくらしい使われているか、それをもとにして算出をいたしましたのが先ほど言いました四万七千円、こういう金額でございます。

それから、今度の新しい年金制度での給付水準としては、基礎年金の五万円だけでお考えいただくのはなしに、サラリーマンの場合には基礎年金の上に報酬比例の部分の大体七万円というものが二階建て部分としてあるわけでございます。サラリーマンに対する年金給付としては夫婦で十万円、その上に報酬比例の七万円、やはり現在の十七万円程度の年金額はこの新しい制度で保障する。基礎的な部分、各制度共通の部分としては夫婦で十万円、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○森本委員 サラリーマンにはあと厚生年金が入ってくるという御説明をいたすと、さもたさ入ってくるように思ひます。サラリーマンの方はそうであるかも知れないですけども、その問題をあわせて考える考え方はなしに、最初に申し上げましたこの基礎年金ということに対する性格、定義、それから憲法に基づいた、あるいは年金法に基づいた定義から考えると、この人は五万円だけれども、こっち側の人はあと七万円ほどありまして十七万円くらいになりますよ、これを抱き合せて説明されたいとおかしいのではないかと申すのです。要するに基本的な部分ですから、こっち側の部分は既得権でございますから、それはそのままいい。一番基本的な部分を今論じ合っているわけでございます。

で、サラリーマンの場合は十七万円になるのだという考え方は、今の基礎年金の考え方の論議とは別問題であつて、それは分けていかなければならない。そうでないと、何でも一緒にしていけば、それは立派な家賃相当大なお金がある余っている人、そういう人にも五万円であつて一千万円もありませんよと、極端な話をしますとそういう話になつていくわけであつて、その部分はその部分で分けていかなければならない。今度新しく基礎年金という考え方を導入するのであるから、その部分のみで考えていかなければならないと思ひます。

それから、先ほど局長の御答弁の中では、生活保護基準のときには住居費を省いて、こっち側の単身世帯層の場合には住居費も入れるという御回答でございましたね。家なしでは住むことはできないのですから、やはりその辺は同様に考えていかなければならない。

それから、生活保護の一部分である生活扶助額、どなたかの御質問のときに局長さんは、平均三万二千円だという考え方をされましたけれども、局長さんの頭の中にはこれがあつて、だからいけるんだという考え方に立っているのではないのだからかと思ひます。その考え方は今度の基礎年金の考え方とは別にして、基礎年金は基礎年金だけで最低生活を営めるようなものにならなければならぬ、だから五万円以上のものを出さなければならぬというふうに私は考え、主張するわけでございますが、いかがでございますか。

基礎年金五万円、それは確かに高くないという御意見があるいはあるかもしれませんが、これを賄うのに必要な保険料というものは現在六千二百円でございまして、制度発足時には六千八百円、それを少しずつ上げていかなければならぬ。将来は保険料負担を一万三千円くらいにしないといふところでございまして、そういうことにならなければならぬので、そういう保険料負担との関係も考えて基礎年金の水準を決めていかなければならぬ、これが私どもの基本的な考え方でございます。

○吉原政府委員 基礎年金の額と生活扶助の額というものをどういうふうに考えたらいいか。先生の考え方は、基礎年金という以上は生活保護基準よりも高いものでなければならぬじゃないか、それが憲法の考え方に沿つておるんじゃないか、こういう御意見だと思ひます。

年金の給付水準を考える場合に、確かに生活保護の基準とか生活扶助の基準が一つの参考といひますかめどになりましても、年金の基準というものは絶対にそれよりも高くないといひなければならぬ、必ずしもそういう考え方でなければならぬというものは、必ずしもそういうものではございませんで、よその国の制度の年金の金額を調べてみましても、必ずしもそういう関係にはなつてないわけでございます。むしろ生活保護の基準と年金の基準とは理論的には全然別のものでして考えるべきだというのが議論としてあるわけでございますが、私どもは、そうはいましても、やはりそれでもって生活費の相当部分が賄われるような年金でないといふ金としては意味がないといふことは十分考へて、この基礎年金の額を決めたわけでございます。

た、現行の国民年金法による国庫負担は四十年加

○森本委員 保険料の負担とも当然かみ合せて考へていかなければならぬのがこういう制度のあり方でございますけれども、私は、その点について国庫負担との関係をやつていけるんじゃないだろうかと思ひます。

国庫負担との関係でございますと、現行厚生年金法による国庫負担は二〇％で、一人当たり平均四万二千二百二十円というふうに考へられます。ま

入夫婦の年金で三三・三％ですから、これは五万三千九百三十三円という数字が出てまいります。ところが、今度の改革案によりますると、政府の国庫負担は基礎年金に対して三分の一のみがかけられる。そうすると、三分の一のみでございますから、政府の基礎年金の負担は一人当たり三万三千三百三十三円になるのではないかと申すのです。現行で国庫負担が一人当たり平均だけだかつているかといふと、最初に申し上げました四万二千数百円と五万三千九百円との平均をとると、足して割つてみますと四万八千七百七十七円というふうになつてくるわけでございます。これからは国庫負担が現行よりも一万五千円少なくなるというふうな計算になつてくるわけでございます。私はこの国庫負担を漸次、一挙にとは言ひませんが、十五年から十五年かけて漸次上げていって計算をいたしましたも、仮に五万円以上、その五万円以上の中の五万五千円、夫婦で十一万円というふうに計算をいたしましたも、国庫負担の四〇％に満たない額で十一万円は出せるのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

額部分が実質的に基礎年金の方に移行する、そうすると、その部分が大体三三%の国庫負担で、一六が三三になる、下の方に厚く、基礎年金部分に集中して国庫負担をサラリーマンの場合、厚生年金の場合には入れるということになりますので、基本的には、国庫負担の水準といいますが率というものは現行制度と新制度では変わりがないわけでございます。

それから、将来国庫負担を上げていけばもっと高い基礎年金が出るではないかというお話でございますけれども、私も、この年金制度の基本的な考え方として、国庫負担の現状維持といいますが、現行制度での国庫負担を将来とも維持するということは困難である、それと同じような意味において、現行制度をそのままにしておきますと、現行の国庫負担の維持すらなかなか難しく、こういうことがあるわけでございます。そういうことで、給付全体を適正なものにし、保険料の負担も適正なものにし、同時に国も、水準としては同じ水準を維持しながら、国庫負担の総額も適正なものにしていきたい、こういうことがあるわけでございます。

現行制度の国庫負担を将来も維持することを前提に新しい制度を考えよという御意見は、私も、私としては実際問題としてはなかなか難しいのではないかと、いふふうに思っているわけでございます。今後、国庫負担につきましても、そのときどきの財政状況ということも関連をして、くると思いますが、適正な国庫負担を維持しながら、給付としては安全でしかも老後の生活の柱になり得るようなものを確保していきたい、これがこの制度の改正の基本的な考え方でございます。

○森本委員 先ほどの計算の問題でございますが、後でまたいろいろ御計算いただければと思うのですが、この「年金改革を考える」の十四ページにある「現行制度の課題と改正案の要点」の中の加入人数をうけていただきました。厚生年金保険の人数、それから国民年金保険の人数がほぼ

同数でございますので、したがって、非常に粗っぽい計算であつたかも知れませんが、その二つを足して二で割るという平均的な考え方を出させていただきますので、また後で御計算いただければ、その遠くは離れていない数字になるのではないかと、そのように思っております。

それから国庫負担ですが、私は何と一挙にやれと言っているわけじゃないし、未来へ向かって考えるときに、やはりこれは漸増しながらやっていかなければならない。現状よりも減らすことはあつてはならない。むしろ現状を維持できる体制の中で、現在国庫負担が厚生年金で二〇%、国民年金で三分の一ですから、この状況を維持できる国庫負担の考え方の中からいけば出てくる数字だ、私はこのように判断しておるわけでございます。

さらにまた、これからの国庫負担のパーセントの考え、これは四〇%を超えてしまふと思います、日本も諸外国のように働く意欲をなくすといひますか、諸外国の五〇%を超えて、働く意欲もなくなつて、行き過ぎの福祉になつて、私は何もそれを求めているわけでもございせん、四〇%前後まで何とかその数字を漸増していけばいいけるのではないかと、思ふわけでございます。

同時に、そんなことを言つても将来の日本のことだからなかなかわからないので、今から負担はできるだけ軽減していかなければならないというふうな局長の考えのようでございますけれども、私は同時に、日本の経済の今後の成長率等々もよくよくかみ合せて考えていたで、そのトータルの中から、今こういう状況である、将来はこういうぐあいになるから心配しているのだ、ここで抑えたいのだというものがあればいいわけでございますが、何となく先行きの心配、当然戦争や石油パニック等々が起きますとこれは大変なことになりますけれども、経済企画庁で出しました「二〇〇〇年の日本シリーズ」二〇〇〇年の日本を見ますと、これから四%ずつ経済成長率は伸びていくのだというふうに書いてあるわけでございます。現在、現在の国民所得は百七十万円ですが

ら、二十年後には大体三百五十万円ぐらいになるのではないだろうか、ここまでぐらゐ国民所得が上がっていく。あるいは、GNPは現在二百九十兆円、二〇〇〇年には大体倍になる約六百兆円ぐらゐになる、二十年後に大体倍になるのだというふうな予測が、この「二〇〇〇年の日本」という本の中でされておるわけでございます。これは厚生省もたしか加わつておられて一緒に作業をされたのではないかと、思ふわけでございます。けれども、こういう状況から見ますと、今よりも負担を下げる必要は何らない。現状を維持しながら、その中から、一挙ではないけれども漸増しながらいくと五万円を超える額が出てくるのではないだろうか、私はこのように申し上げておるわけでございますが、どうでございますか。

○吉原政府委員 おつしやるとおり、これから二十年、三十年日本の経済も成長をしていくと思ひますし、それに従つて国民所得もふえていくと思ひます。

ただ、考えなければならぬのは、公的年金の場合にはそれと並行して年金の水準も上げていかなければならないということでございます。そこには一つの年金制度の運営の難しさの原因があるのだらうと私は思ふのです。ですから、国民所得が上がるからあるいは経済が成長していくから負担が楽になるということではございせん、年金の水準も同時に上げていかなければならない、同時に年金の受給者も多くなる、そういうことから、私どもの推計いたしますところでは、国民所得に対する例えは年金の保険料負担といふものが将来は一五、六%ぐらゐになつてしまふ。社会保険の負担としましては、ほか健康保険の負担もございまして、児童手当とかあるいは雇用保険の負担もございまして、それから税金で賄う部分については租税負担といふものがございますから、租税負担なり社会保険料の負担を合算しますと、今のままですと五〇%を超えてしまふというふうなことが容易に想像できるわけでございます。

そういった国民の将来の負担というものを考えまして、年金も給付水準を適正なものにし、年金に対する保険料負担を適正なものにしたい、こういう基本的な考え方に基づいておるわけでございます。国民経済の成長、それは当然前提に置きながら、十分の問題意識を持つておるわけでございます。

○森本委員 もう一度、生活保護の内容、それからこの消費実態調査、それから国庫負担の考え方からあわせて今いろいろと論議をさせていただいたわけでございますが、今後よくまた御検討いただきまして、我々は、五万円以上の要求というか、それがやれるというふうに主張しておるわけでございます。十分御検討いただきたいと思ひます。

次に移らせていただきますが、障害福祉年金、母子福祉年金、これは今回改善されました、非常に喜んでおるわけでございます。障害福祉年金、母子福祉年金を受ける方々は、大変今回のこの年金改正については心から喜んでおられるわけでございます。私は、今回この中で置き去りにされているものがあるのではないだろうか、これ以外のところでも置き去りにされているものがある。それは何かといひますと、老齢福祉年金受給者にはこの基礎年金導入の理念が今回一つも入っていない、全く反映されていない、何のメリットもないのではないだろうかと思ふわけでございます。

これらの方々は、今日までのこの日本の大変厳しい状況の中で日本の基礎を築いてきてくださった方々でございますので、今回の年金改正のときに、大いに敬意を表しながら経過措置をとつて、老齢基礎年金の額に引き上げていくべきではないだろうか。この今忘れ去られている老齢福祉年金受給者の問題について、考え方を伺ひたいと思ひます。

○吉原政府委員 今度の年金改革というのは、将来に向けて年金制度というものを安定的なものにしていく、給付の水準なり保険料の負担の水準を適正なものにしていくということでございます。

して、現在の年金の受給者、これは老齢福祉年金に限りませんが、厚生年金なりあるいは船員保険、共済組合、いわゆる拠出制年金を受けておられる方も全部含めまして、現在の受給者については給付水準を下げたりどうかというようにないものに、今のまま、むしろスライドをして上げていくという考え方をとおるわけでございます。

将来に向けて年金権を、お年寄りになって年金をもらうような方について、給付水準が今のままですと物すごい高いものになってしまふ、賃金に比べて高いものになってしまふ、あるいは保険料負担が物すごい高いものになってしまふ、そういうことのないようにということで、両方の適正化をしようということでございまして、現在の受給者については手をつけない、それは既得権の問題もございまして、手をつけないということを基本的な考え方にしておるわけでございます。

それで、障害福祉年金と母子福祉年金ですが、これは基礎年金の中に入れることにしておるわけでございますけれども、老齢福祉年金はなかなか障害と遺族と同じような扱いにはできなかったわけでございます。

これはなぜかといいますと、やはり、今度の新しい制度におきまして、あくまでも老齢については、保険料を一定期間掛けて五万円の年金を支給する、こういった拠出制といえますか社会保険の考え方を基礎にしているわけでございます、福祉年金というのは、それは年金制度の発足がおくれたとかいろいろな事情があるわけでございますけれども、いわば無拠出で全額国庫で財源を負担している年金でございます、一応それはそれとして別な考え方で今後充実に図っていく、こういうことにしているわけでございます、拠出制の年金を上げたから福祉年金をそのまま上げていく、仮にそういう考え方をとりますと、老齢福祉年金だけではございまして、老齢福祉年金よりもほんのわずか、百円程度高い五万年金というのがございますし、それから約五千円ほどの差がござ

いますけれども三万円程度の十年年金というのがございますし、それから十一年年金、十二年年金、いろいろな年金があるわけでございます、福祉年金を上げることによって、バランス上、上げなければならぬ拠出年金が全部ある。もし極端な考え方をとりますと、老齢福祉年金を五万円にすれば、今五万円以下のあらゆる年金をやはり上げなくてはならない、こういうことになってしまふわけでございます、実際問題として、老齢福祉年金まで上げるというのは、財源の問題もございまして、ほかの年金、手当への影響というものを考えますとなかなかできない、できなかったというところでございまして。

ただ、障害と遺族、母子年金につきましては、やはり短期給付ということでございまして、保険料を納めているか納めていないか、それはむしろ要件として余り問わないで、あくまでも予測できない事故でございまして、この基礎年金の中に吸収をして給付の改善を図った、こういうことでございまして。

○森本委員 局長、もう少し温かく考えてあげていただきたい、そういうふうに思うわけですが、他のバランスとかいろいろという御説明を受けましたけれども、私は、本来はそういう方々にフル年金を与えるぐらいの気持ちで取り組んでいかなければならない問題ではないだろうかというふうに思うわけですが、障害福祉年金あるいは母子福祉年金、これがすんなりといけたのは、局長初め皆さんの温かい心とともに、もう一つは、申し上げますとあれですが、人数が少ない。いわゆる財政面から考えた考え方で出てきたのではないだろうかという変な勘ぐりもしなくなるわけですが、私は、老後のこういった老齢年金はもっともフル年金に近いようにしてあげなければならぬ。しかも、私が思いますのは、それは何も一筆にしていくなかには、徐々に徐々にの形でいいからそういうふうにしていくべきだ、このように思うわけでありまして。それから、財源が大変厳しいというふうになさ

きおっしゃいましたけれども、決して財源は厳しくないのではなしに、むしろこれからこの財源は少なくなっていく性格のものであるわけですね。

それで、老齢福祉年金の支給された給付金を五十五年から見ますと、五十五年には八千二百六十三億円、それからだんだんだんだん下がってまいりまして、五十八年には六千八百八十六億円となっております。差額として、もう既に、五十五年から五十八年までは千三百七十七億円減ってきているわけですが、私は、この制度が発足したときから考えて、該当する人たちは今七十三歳の人が一番若い方でありまして、これからだんだんこういう方が、こういう表現はちょっと不謹慎かも知れませんが、七十三歳の人が最年少ですから、これから年とともにこの給付金は、既にこの数年間で千三百七十七億円下がっていったように、だんだんだんだん下がっていく性質のものであると思うのです。八十五年ぐらいいなくなりますもうゼロになるのじゃないかなというふうな試算がされるわけでございます。

そうしたことを考えてみますと、私は、これは財源的には十分出るのではないだろうか。また、この財源は租税の部分で十分いいのじゃないか。新たな財源を必要としないものでございまして、財源はそういうことじゃないかと思うのです。そういうことで、私は、新たな財源をむしろこの老齢福祉年金は必要としないのですから、だからこそきちっと温かい配慮をしてあげるべきだと主張するものです。

○吉原政府委員 老齢福祉年金の受給者に温かい配慮というのは本当によくわかりますし、私どもも、できるだけ福祉年金の受給者についてもこれからも改善を図っていききたいと思います。ただ、財源のお話でございまして、確かに老齢福祉年金は受給者が減るに従ってそのための費用といえますが、国庫負担は減っていくわけでございますが、実は年金に対する国庫負担は老齢福祉年金だけで考えるわけにまいりませんで、老齢福祉年金の費用が減る以上に、それよりもは

るかに大きな勢いで、厚生年金の国庫負担の額がふえていつていくわけでございます。それで、今後、年金制度全体に対する国庫負担がどのくらいふえるかといえますと、現在二兆七千億、三兆円近くの国庫負担でございまして、現在の貨幣価値で十年、十五年後には五兆ないし六兆という金額になってしまふ、さらに二十年後には八兆から九兆という金額になるということが当然予想されているわけでございます、福祉年金の財源が減るからそれを改善のために使えよというやうなやり方が実際問題としてとれない、ほかの財源はどうするのだ、こういうことになるわけでございます、あくまでも、年金制度全体に対する国の負担あるいは年金制度全体に対する国民の保険料負担というものを全体として考えていかなければならないと思うわけでございます。

○森本委員 この老齢福祉年金だけが今回の改正案の中から取り残されたという感じがぬい取れないと国民は考えております。どうか、またよく御検討をいただきたい、こう思うわけでございます。

次に参りますが、今度は保険料の負担の問題でございます。

私は、この保険料が高過ぎて今後払えない人が続出してはならないだろうと思うわけでございます。これは、基礎年金導入の国民皆年金という考え方が今の保険料のままでまた崩れていってしまうと思うわけでございます。

そこで、まずお尋ねしたいわけですが、今、保険料免除者数というのはどれほどあるわけですか。

○長尾政府委員 現在の保険料の免除者数を申し上げます。

昭和五十九年三月末で、人数にいたしまして三百九万人が免除でございまして、これを率で申し上げますと一六・七％となっております。

○森本委員 今のは、五十八年四月の保険料五千八百三十円の段階でございまして、

○長尾政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 今、五千八百三十円という段階の中
で一六・七％とお答えいただきましたが、という
ことは六人に一人でございすね。これは法定、
申請合わせての数でございすね。それ以外に、
滞納している人たちの数というのは一体どれほ
どあるのですか。法定、申請の数では今三百九万人
と伺いましたけれども、支払っていない人の数と
いうのはどれほどあるのですか。

○長尾政府委員 保険料を納入しておられない
方、いわゆる未納者の数字でございすね。国民
年金の保険料の収納状況を申し上げますと、被保
険者が保険料を納付すべき延べ月数に対して保険
料が納付された延べ月数、その差が延べ月数で未
納ということになるかと思いますが、同じく昭和
五十八年度で申し上げまして九四・六％でござい
ます。したがって、五・四％が未納になって
おるといふことでございす。

○森本委員 もう一度済みませんが、人数にする
とどれほどですか。

○長尾政府委員 大変恐縮でございすね、私ど
もの方の徴収状況が、今申し上げましたように数
字的に月数という事で出ておりますので、今申
し上げました五・四％を全被保険者数に掛けてい
ただきますと、二千五百万の五・四、大体百二、
三十万になるかと思いますが、そういう人数にな
るわけでございす。

○森本委員 五千八百三十円のとときで百二、三十
万ということになるのでしょうか。これが、三十六
年に施行されて今日までの間に、今までの人、滞
納者の人に、どうかやってくださいという事で
三回特例をもってやって、それでまだ百二、三十
万の人が残っている、そういうことですね。

○長尾政府委員 ただいま申し上げました数字
は、五十八年度に現に被保険者でおられる方がど
の程度保険料を納めておられないかということ
を申し上げた数字でございす。したがって、
いわば三十六年以後の全期間において全被保険者
が延べでどれだけ保険料を未納なさったかという
ことになりましてこれは大変難しいわけでござい

ますが、その年その年の検認率が私どもの方で出
ておりますが、これは年によって非常な差がござ
います。昭和三十六年、三十七年時点は非常に検
認率が低くございす。この時点におきまして
は、例えば昭和三十六年でございすところと検認率が
七三・九でございすので、二六・〇程度の方が保
険料を滞納なさったということになるわけでござ
いす。したがって、こういつた方々につきまして今先生が
おっしゃいましたいわゆる特例納付ということ
を三回実施いたしましたわけでございまして、この方々
は既に納めなかつた期間について納付をなさいま
して年金権に結びつけられた、こういうような措
置になっておるわけでございす。

○森本委員 今お話が出ましたように、この三回
の特例をもってしても、現段階でまだ百二、三十
万の人が払っていないというわけでしょう。です
から、いずれにしても相当数の人がまだだんだ
ん漏れていくのじゃないだろうかと思うのです
ね。

○長尾政府委員 先生の御質問の趣旨は、年金権
に結びつかないような形で保険料を未納する者が
ふえているのではないかと御質問かと思うので
ございす。この件につきましては、現在の
皆年金の仕組みの中では、他の被用者年金制度に
加入しておりました方が国民年金の被保険者にな
りまして、保険料の滞納がありましても年金権に
結びつくケースがございすので、現在無年金者
がどれくらいいるかということ、私どもの方で
は、市町村を通じては正確な数字は確認がで
きないということとございす。

○森本委員 大事な厚生行政の部分ですから、そ
の辺も、これからのいよいよ基礎年金を導入するの
です。私はいずれにしても相当数の人
が納めていないのじゃないだろうかと思うわけ
です。

私の友人とも話をしましたが、よく聞かれま
す。今は六千二百二十円ですけれども、六千八百
円納められない人がいっぱい出てくると、今度の
この年金制度もまたパンクしてしまつてだめにな
つてしまふのじゃないだろうか、そういう危惧を
している人がいっぱいおるわけですね。

〔委員長退席、丹羽（雄）委員長代理着席〕
これは、一つは、保険料金が高過ぎて国民が負
担にたえられないというところから来ているので
はないだろうか、しかもこれが、定額という流れ
の中でそれが出てくると私は思うのです。所得比
例、これを加味していくならば、この問題が解消
していくのではないだろうかと思うわけですね。定
額は定額の部分、それに今度は所得比例部分とい
うのを加味し考え、計算してやっていくやり方
であれば支払える、ほとんどこの皆年金保険とい
う趣旨に合致してくる、支払える程度になってくる
のですけれども、今の五千数百円で払えない人た
ちがいっぱいいるのに、これがさらに六千八百円
等々になってしまったときに払えない人、脱落者
がまた数多く出てしまふ。私は、今この問題につ
いてもう一度よく考えてやらないと、将来大変な
ことになると思うのです。

かつて、イギリスの社会保障制度が壊れてい
た例がございす。これも厚生省の年金局で出
しになった本から私は学んだわけでございす
が、このイギリスのビバリッジ方式が、十五年は
どして、定額ではなくして、もう少し考えなけれ
ばならないという方向に変わっていったという例
もあるわけですね。そういう例から考えていまま
と、今またこれが非常に高額な料金でこのまま進
んでしまふと、船は出たけれどももう少し行
くとまた沈んでしまふのじゃないだろうか。国民
はなぜか泥船に乗っていつていってみたいと思
はれるわけですね。英国のお話がございす。サ
ラリーマン、被用者も含めて全部均一給付、均一
拠出で始めたわけですね。サラリーマン
にとっては甚だ不満な制度で出発をしたわけで
ございす。そういうことから、いわば被用
者、サラリーマンについては、所得比例の給付で
所得比例の年金をというものを導入をしたという

ことがあるわけでございまして、日本のように農
業、自営業者は国民年金、定額給付、定額拠出、
サラリーマンは厚生年金、そういう制度で出発
したのとは事情が全く異なるということが一つご
ざいす。

ただ、国民年金に今おっしゃいました所得比例
が導入できないかということでございす。私
ども、国民年金を創設いたしました昭和三十六年
のときから、大変その議論があつたわけでござ
いす。できればそういう所得比例を国民年金の
中につくりたいという気持ちは十分持っていて、い
ろいろ検討したわけでございす。なぜその定額
拠出、定額給付でないといけないのかといひま
す。一つは、無業者も含めた全国民を対象にした
制度に国民年金はしてはならないことがござい
まして、先ほども数字を申し上げましたけれども、
国民年金の適用者の中で職業を持っておられる方
の数というのは、五〇％ちょっとでございす。
それはサラリーマンの妻の方、任意加入の方もご
ざいすけれども、それを含めると、今二千六
百万人のうち職業のある方、きちんとした収入の
ある方が過半数にすぎない、こういう事情が一つ
ございす。また、持っておられる職業も、農
業あり、自営業あり、建設業あり、水産業あり、
まことに多種多様でございまして、収入の程度も
違ひますし、収入の把握もなかなか難しい。こう
いう業種が多種多様であるということが一つござ
いす。

それから、仮に所得比例の保険料を取るとした
場合には、どうしても根拠の所得の把握という
ものが公平にできないと、所得比例の保険料とい
うのは取れない。ところが、御案内のとおり自営
業者、農業等については所得の把握が非常に難し
い。税金ですらなかなか公平にできないという御
指摘があるわけでございす。その上に国民年金
でまた所得比例、あなたの所得は幾らだから幾ら
払いなさいということを強制的に果たしてでき
るかという、今の時点ではなかなか、公平な制度
として私どもはすぐには実施できないという点

一つでございます。

〔丹羽（雄）委員長代理退席、委員長着席〕
それからもう一つは、やはり先ほども申し上げましたように無業者の方が多い。そういった人たちの年金の対象から外すという考え方が、国民年金をつくったときからあったわけでございます。そうしますと、無年金者というのは逆に言うて出てこない。何らかの所得のある人、職業のある人だけを対象にしますと、無年金者などという問題は出てこないわけですが、それはやはり、国民にできるだけ老後年金をという考え方が正しいとすればよくない。無年金者といいますが、ずっと生涯収入がない、あるいは職業がないという人はやはりあり得ないわけですから、一時的に収入のない人、あるいは失業した人、職業のない人には免除という制度を設けることにして、国民年金の加入対象に入れたということがあるわけでございます。

したがって、私も、今度の新しい年金改革、どういう案をつくるかということに際しまして、いろいろ国民年金に所得比例制の導入ということを検討はいたしましたが、今の時点でもなかなか所得比例の導入は難しい、こういう結論になったわけでございます。将来ともこのままでいくかといいますと、そうではございませんで、私も、将来は国民年金の中に所得比例の保険料なり所得比例の給付というものをつくりたい、実際にうまく機能するような形でつくりたいという考えは持っております。ひとつ今後の課題として、宿題としてやらしていただきたいというふうに思っているわけでございます。

○森本委員 将来検討すると、今局長さんは答えていただいたわけですが、将来もさることながら、まず、もうすぐ六千八百円ずつを払わなければならない人たちが出てくるわけでございますので、私は今の段階で、もう一度この問題についてはよく検討してもらわなければならない。義務教育と同じぐらいにまで考えてこの皆保険というのに取り組んでいかないと、取りこぼし

ができてしまうと本当に意味がなくなってしまうと思うのです。

比例方式というのは、現に社会保険もそういう状況で行われておりますし、私は考えればやれないことはないと思うのです。病気になる人はいない人、年がいかない人はございませんで、必ずそういう問題が出てくると私は思っています。

どうですか大臣、当然免除者は別にしまして、六千八百円を全国民が本分に納められると思いませんか。

○増岡国務大臣 一人残らずというわけにはいかないかと思っております。相当数の家庭はお払いできるのじゃないかと思っております。

○森本委員 大臣の御答弁、ちょっとはつきり聞かえなかつたわけですが、聞こえないように非常にうまくおっしゃったのではないだろうかというふうにも思ったりするわけでございます。

大臣、本当に我々思いますのは、三分の一程度、金額にいたしますと二千円前後、その残り分を比例制を導入してやっていけるかどうか、二千円前後であれば大半の人が払っているのではないだろうか、このように思うわけです。六千八百円になりますと、これは月に六千八百円ですから、本分に脱落者がいっぱい出てくるのじゃないかと思っております。その辺も局長さんが心配されて、将来このままでいいかどうかということを考えていただければならないというふうに思っています。先で考えるのであれば、今本分になって考えていただければ、このように思う次第でございます。この問題について、将来ではなしに、今からもう一度よく御検討をいただきたいと思っております。これを論じていますとまた時間がだんだんなくなつてまいりますので、次の具体的な問題に入らしていただきたいと思います。

従来の国民年金の強制被保険者であつて保険料未払いの期間がある方についての取り扱い、いわ

ゆる未加入期間への取り扱いでございますが、今度はサラリーマンの奥さんは空期間が認められるようになってまいりました。私は、年金権を取得させるために今までも何回も未加入者にそういう措置を講じておりましたが、今回限りの措置として、未加入期間も空期間として資格期間に認めていかなければ、またここで未加入者がそのままになつてしまふ、また取り残されてしまふということになつてしまふので、その辺の考え方を伺いたいと思っております。

○吉原政府委員 従来、保険料を納めるべきでありながら免除の手続をとらずに納めなかつた方に対して、いわば特例納付という措置を過去三回とってきたわけですが、特例納付のこの措置につきましましては、過去いずれも非常に御意見、御批判がございまして、本来社会保険というものは毎月保険料を払つていって給付を受ける仕組みであるはずだ、それを払わないで、後になって一括して払つて年金を受けるといふのは、一体それでいいのかという御意見が非常に強かつたわけでございます。しかし、国民年金の場合には、いろいろ先ほどから御指摘ございましたような問題もございまして、いわば特例的に過去の分の保険料を一括して納めるということも講じてきたわけですが、三回目の措置をやりますときに、もうこれが最後です、それは今後はやりませんというのを申し上げて、実は三回目の特例納付措置をやつたわけでございます。非常にまじめにいたしますが、きちんと保険料を納めていた方々からは大変御批判があつたわけでございます。そういうこともございまして、今またその特例納付のような措置を新しくやるということにはなかなか私どもとしては踏み切りにくい、こういう事情があるわけでございますが、そうでない、やむを得ず、やむを得ずといふ場合は、例えば外国に行つていて、あるいは日本におられる外国人の方で本来その法律上の適用がなかつた方につきましましては、過去のそういった期間も資格期間の中に算入をして年金に結びつような措置をと

っているわけでございます。本人の責任といえますが事情によらないような無年金者、無資格者が出不来な措置は、今度の場合にも制度上取り入れているわけでございますが、御本人の事情によつて納めなかつたという方についての特例納付という措置は、今までの経緯もございましてなかなか難しいかなというふうに思っております。

○森本委員 それでは、もうその方々を積み残したままでは出さずして残すわけですか。

○吉原政府委員 積み残しと言われますと大変心苦しいのでございまして、私どもとしては、今からきちんと納めていただければ恐らく大部分の方については資格に結びつく。この保険料というものは、サラリーマンの場合ですと給与の天引きでございまして、おくれるということがないわけでございますけれども、国民年金の場合には二年間過去の保険料を追納することができるといふ制度上の措置もございまして、それから、この新しい制度では、本来六十歳まで保険料を納めることができるわけでございますけれども、六十歳から六十五歳の間の五年間、過去払わなかつた分は追納できる、こういう措置も講じているわけでございます。それから、仮に免除の手続をとられた方につきましましては、過去十年間さかのぼつて免除期間分の保険料も払える。そういった面ではできるだけ制度的な配慮を、過去の保険料を後から払うというふうな配慮をしているわけでございますので、こういった措置でもって、大部分の方は今後年金に結びつかれるのじゃないかというふうに思っています。

○森本委員 今回は大改革でございますし、この基礎年金導入は、国民年金の今までの特例を設けたのとこの基礎年金を導入したのと、これはおのずと違ふと思つております。今回はもう大改革で、無年金者をなくしていくというときでございますから、空期間として認めていくということも十分今後とも検討していただきたいと思うのです。今回の大改革の本来の趣旨から考えてみます

ついでに、今回の大改革でございまして、本人の責任といえますが事情によらないような無年金者、無資格者が出不来な措置は、今度の場合にも制度上取り入れているわけでございますが、御本人の事情によつて納めなかつたという方についての特例納付という措置は、今までの経緯もございましてなかなか難しいかなというふうに思っております。

と、私は大事なことはないだろうか、このように思うわけです。

それで、さらにまた次へ行きたいと思いが、二十歳以上の学生さんが今障害者になりますと、被保険者にはなっておりませんから、二十歳以上で障害者になった学生さん、しかも保険を掛けていなかった人たちは、これは今全く何らのあれもないわけですね。二十以上の学生さんで保険を掛けていなかった人が障害者になったとか、脊髄損傷になったとか、こういう人たちが等々いらっしゃるわけですね。私も学生時代、二十を超えてからのときでございしますが、運動をやっております、武道をやっておりますけれども、やはりけがもする、そういったことは非常に多いわけですね。これからやはり、交通地獄とも言われる時代でございまして、学生さんが運動しているのが非常に多くて、それで二十になってから学生であつたもので、納めていない人たちがけがをした場合、何らの年金的な保障もないわけです。どうされるのか。こういった方々、二十以上の学生さんについての考えを伺います。

○吉原政府委員 学生の適用につきましても、国民年金は二十歳以上の方全部を、サラリーマンを除いて強制加入にしているわけですが、学生さんの扱いをどうするかというの、年金制度ができることから大議論がございまして、強制適用にすべきじゃないかという議論もあつたわけでございます。

今回の場合にも、新しい制度で強制適用にしてほしいという御要望もございました。理由は、今おっしゃいました、学生のときにけがをしたときに障害年金が出ないではないか、こういうことでございませうけれども、ただそういったことだけで強制適用にした場合、保険料は学生さんですから負担能力がまずない、一般的にはない、こう考えざるを得ないわけなので、保険料の負担能力はない。それで免除にすればいいではないかというところでございませうけれども、あらかじめ、当然免除

対象者というのも一挙に強制適用にしてしまつていいかどうかという別な議論が審議会の中にも出てまいりまして、ちょっと学生の適用についてはいきなり強制適用というのはまだ問題が多いということになったわけでございます。

そういったことで、私も、学生の適用についてもいろいろ御議論がある、できれば強制適用にしたいという気持ちは持っているが、今の法案の中では従来どおり任意加入ということにして、強制的に加入する、任意加入の道はあくまでも開いておりますので、任意加入ということにすることにしておりますので、そういったことをお願いをしたい、そういったつもりでございます。

○森本委員 任意加入という条件下で今日まで来たわけですが、最近はそのようなことはなくなつていくかも知れませんが、発足当時は、そういった方々の話を聞きますと、学生だから任意加入なので、入らなくともいいんですよと役所の窓口で言われて、私わなくていいものであれば、ただそれだけでもなかつたかと思うのです。学生だから経済的に大変な問題もありますし、ね。そういう意味で、任意加入しなかつた人たちのなかからけが人が出たりして、今大変悩んでおられる方がございまして、私のところにも、脊髄損傷の団体の方から、その事情をうと訴えた陳情も届いているわけでございます。

本日はもう少し大臣にもこの内容を伺つていただきたい、こう思つていたわけでございますが、今後、そういった人たちがまた出てくる可能性も大でございまして、今あるとして訴えられている大學生のそういった悲劇等々も、今からでも遅くはございませうので、もう一度よく検討をしていただきたい。しかも、恐らく、現行の六千八百円で大學生が納めていくということになってくると、さらにまた納めない人たちが多くなつていくのじゃないだろうか。これが低額になればもう少し、学生

さんでも入つていくという人がいっぱい出てくるのじゃないかと私は思うのです。学生さんで車に乗つておられる方々、車は買つ力もあり、言うならば授業料も払う力がある方々でございませうから、そういう意味では、だから払えというわけじゃないに、もう少し基礎等々を考へていった場合に、低額負担ということでも少なくしていった場合に、学生も被保険者として扱つていくことができれば、このように思うわけですね。こういった方々のこともよく考へおきたいと思つて、学生の問題については今後も十分御検討をいただきたい、そのように思いますが、いかがですか。

○吉原政府委員 今後検討をさせていただきますと思ひます。

○森本委員 次に、障害の等級でございまして、今度の改革によりまして、厚年は一級、二級、三級とある中で、片方の国年は二級までという状況になっておりますし、また今回、障害の等級を決めるのは政令とされた意味について、私は、これは政令でなくて法律の別表とすべきである。何とならば、障害の等級というのは受給要件ですから、それが政令でそのときに応じて変わっていくのでは大変厳しいのじゃないかと思つたわけです。この政令にされた意味、私は受給要件であるだけに法律別表にしてはどうかというふうに考へるわけですが、その辺の御回答をお願いいたします。

○吉原政府委員 障害等級表の扱いでございませうけれども、現行制度は、国民年金と厚生年金ではそれぞれ障害等級の決め方が違ひまして、もちろん法律で決まっております。国民年金は、それから、国民年金は一級、二級、三級まで、それから、日常生活能力を基本にした障害という考へ方をとつております。厚生年金は、労働能力の喪失程度というものを基本にした考へ方をとつておりまして、基本的にそんなに大きな違いはないので

すが、若干の違いがある。それを今度、両制度共通の基礎年金を設けるに当たつては、この障害等級というものを一本化したい、こういう考へ方を持っているわけでございます。むしろどちらかというならば国民年金を基本に置いた考へ方に統一をしたいという考へ方を持っております。これは、この法律成立後六十一一年の実施までに、ひとつ一番合理的な適切な障害等級表をつくりたいということが一つございませう。

もう一つ、法律ではなしに政令におつた理由といたしましては、現に年金が必要かどうかという障害等級の決め方というのは、その障害に対する医学医術の発展といひますか、あるいはリハビリテーション技術の発展といひますか、そういったものの程度に応じて実は障害等級というものが変化するということがあるわけでございます。そういったリハビリテーション技術等の進歩なり発展、変化に対応した障害等級表にしておく必要があるというところが一つございませう。

それから、もともと障害等級なんというのは法律事項じゃないかという考へもあるかと思ひますけれども、それは今までは確かに法律で決めておりましたけれども、必ずしも法律でなくちゃならぬということでもございませう。実際問題として、こういった種類のものを政令あるいは省令で決めている例もあるわけでございます。労働等の場合には政令ではなしにむしろ省令でこの障害等級表を決めているということがあると思ひますし、それから公害健康被害補償法でありますとか医薬品副作用被害救済基金法でありますとか、地方税法では障害者の範囲を、所得税法では障害者の定義を政令で決めているというふうな立法例も既にございまして、私も私としては今後政令で一番合理的なものにしていくというふうに思つております。

○森本委員 大事な受給要件でございまして、これが政令、省令の場合には変わりますから、確かにリハビリテーションの状況云々と局長さん答えていただきましたけれども、私はきちつと固

ても遺族年金というものは、子供さんがいる方にはむしろ具体的に言う手厚くする、子供のいない方については若干の差があってもいいんじゃないかという考え方を取り入れておまして、子供のいる方については手厚く、そうでない方については今までよりも、さっきの障害じゃございませんけれども不利になるということになっているわけでございます。

ただ、子供がいなくても、例えば四十歳以上の方、御主人が亡くなられたときに四十歳以上の方につきましては、もう年をとって中高年でございすからなかなか自立ということが難しいということもございまして、四十歳以上で子供のいない方については基礎年金の四分の三程度の加算をすることになっているわけでございます。それで、四十歳以下で亡くなった方についてはその加算はない。したがって報酬比例部分だけを出す。全然出さないのじゃありません、報酬比例部分だけを支給する、こういうことになっているわけでございます。そういうことで、基礎年金部分が出ないということになるのですから、例えば三十代、四十歳未満で御主人と死別された方については、子供がいなくて方ですけれども、今までよりも不利になるということになっているわけでございます。

○森本委員 子なし妻であれば二万八千二百五十円、平均で考えてみますとそういう感じになる。ところが、四十歳以上のときに御主人が亡くなられますと、それに三万七千五百円が加算されるわけですね。六万五千円ほどになるわけですね。この落差が非常に大きいと思ふのです。非常に極端な例で申しわけないかも知れないですけれども、四十歳以上の方については六万五千円出ます。三十九歳十一月で御主人が亡くなった場合、極端な例でございすが、この方は生涯その三万七千五百円は加算されないわけですね。二万八千二百五十円でございます。

この点、私は、こちらの部分をトータル的にもう一度見て、三十五、六歳ぐらいからずっと、あるいは四十五歳ぐらいまで年齢に応じて上げていくようにしてはどうか、こういう計算は成り立たないものだろうか。余りにも落差の大きさ、この辺はやはり考えていってはどうかなというふうな思いをいたします。いろいろ試算してみますと、三十六歳ぐらいで四万四千円プラスし、三十七歳で八千円プラスしていき、そして上限、四十五歳以上は四万四千円程度というふうな、年とともに段階的に上げていくという形をとれば、三十六歳と三十五歳との差も余りなくなつてまいりますし、その辺の試算を厚生省もよく考えてやっていたら、四十五歳と、四十歳以前と四十歳になったときとの余りにも大きな落差、三万七千五百円というのは大きな落差です。確かに四十歳以上から中高年に入ると労働がでなくなるといふ部分もありすけれども、逆に言うと、三十代の人、子供のいない人たちがございすけれども、そういう人たちがやはりいろいろな問題を抱えているのだし、年をとれば同じ条件になつてくるのじゃないか。ですから、もう少しこの落差を緩和する方式をとってはどうかと提案を申し上げたいわけでございますが、いかがでございますか。

○吉原政府委員 その落差は少し大き過ぎるではないかというところもわかります。わかりませんが、御主人が亡くなったときの年齢で年金額をだんだん差をつけるとかふやしていくという方式は、年金制度の場合にはなかなかとりにくい。そういうこともありまして、いわば四十歳というところで割り切りのような格好になつていくわけでございますが、御指摘のような御趣旨は私どもとしてはよくわかります。

○森本委員 その辺もよく御検討いただきたいと思ひます。

質疑時間が参りましたので、これで終えさせていただきます。

○戸井田委員長 塩田晋君。

○塩田委員 私は、民社党を代表いたしまして、質問をいたしたいと思ひます。

前国会の最終段階におきまして、我が党の小淵正義委員が相当詳細に、各般にわたつて御質問を申し上げております。そこで我が党の態度も基本的に明らかになっておるところでございます。

私たちは、この年金法の改正はぜひとも早期に成立をしなければならぬものだと思つておるものでございす。といひますのは、我々が福祉プランとして立ててまいりましたもの、そして関係の団体等が長年月をかけてまゐりまして、個々につきまゐりましていろいろ問題はございすけれども、大筋におきましては、これは我々の望むところの方向に一致しておるという認識を持っておるからでございます。それは、年金という国民の最も大きな関心事、これが安定的に制度が維持される、保険料を払つておるが、いよいよ年をとつて、老後になつたときに年金がもらえないというような財政破綻の状況では困るということであり、また、今後高齢化が進む中におきまして世代間において不公平があつてはならない、給付と負担のアンバランスがあつてはならないという観点から、それをこの際十分に配慮して、二十一世紀にまたがって今後安定的に年金が維持されるということが必要なのであり、そのために本格的に改革をしなければならぬ、こういう観点があるわけでございます。

また、現在の制度におきまして、各種の年金制度が行われておるところでございますが、各制度がばらばらで、いわゆる官民格差と言われるものが生じ、これが非常に国民の関心の的であり、その是正を求めるといふ強い中におきまして、そういうものにもこれから踏み込んでいく。この格差の解消のやり方についてはいろいろございすけれども、格差は国民感情としては許せない、こういう観点からこの制度の改正に大きく前進をするものだ。いわゆる年金制度の一元化を図る大きな第一歩を踏み出すものだ。このように観念しておるところでございます。

また、障害者の関係につきましても、一刻も早

くこの法案に盛り込んでおる前進的な部分、これを評価して、早く成立をさせてもらいたい、こういう要望が関係者の間にあることは事実でございます。

その他いろいろ問題がございすけれども、そういったものではできるだけ問題点を処理いたしまして、修正をするところは修正をして、これを早期に成立させるということが、私たちの基本的な態度でございます。

そこで、まず第一点。この法案の前身に盛り込んでおります当面の急務であります年内の二％スライドアップ分、この処理につきまゐりましてどのようにお考えか。我々は年内にぜひとも支給できるようにいろいろと配慮をしまゐりてきたわけでございますが、これをどのようにされるか。既に恩給あるいは共済年金等につきましては措置済みでございます。民間の年金受給者につきましてはこれが取り残されてゐる。年内にぜひとも処理しなければこれはおさまらない問題だと思ひますが、大臣、いかがでございますか。

○増岡国務大臣 御指摘の問題につきましては、社務委員会の御同意をいただきまして、法律案が成立するまでに準備をさせていただいておるところでございます。したがって、今この法律案を一括して制度改正とともに御審議をいただいておりますわけでございますので、私どもいたしましては、ぜひとも年内に御可決をいただきまして、二％支給が実行できますようにお願いを申し上げたいと思つておるわけでございます。

○塩田委員 既に当委員会たびたび質問もあり、答弁もあつたことではございすけれども、なお確認をしておきたいと思ひますのは、この抜本的な大改正の中に、今年中に措置をしなければならぬスライドアップ分の措置の法律案が出ておるといふことにつきましてはかなりの問題があるわけでございます。そのために法律技術的にかなり難しい問題が生じておるとは御存じのとおりでございます。これにつきましては、やはりこれは与野党一致して年内に支給しなければなら

らないという考えに立っていないかねばならぬものでありまして、このスライドアップ分につきましては、衆議院を上げることはもとより、参議院でもこれを通過させて成立させなければならぬ性格のものでございます。したがって、この部分は分離をして、技術的にいろいろ問題はございますが、現在出ております法案の中からその部分を取り出して、そしてその部分につきましては、参議院も含めて年内に支給できるように法律的に措置をする、この考えに立ちたいと思うわけでございます。

しかし、本体部分につきましては、これは前国会からも議論をいたしましたし、あるいは閉会中におきましても委員派遣によるいわゆる地方公聴会も開かれたことでもございますし、また閉会中の一般行政の質疑の中でも年金が議論されてきたところでもございますから、かなり進んでおるものと思っております。しかし、参議院におきましては、これはもう年内にということは不可能でございます。物理的に不可能でございますから、この部分を引き離してそして措置をしなければならぬと思うのでございますが、これについて大臣はいかがお考えでございますか。

○増岡国務大臣 おっしゃるとおり、審議の日に数に限りがあることはよく承知をいたしておりますけれども、しかし今なお望みを捨てておりませんので、一〇〇%だめだとは考えていないわけでございます。極力、鋭意審議を進めていただきますように、これは法律改正案全般についてでございますけれども、お願いを申し上げたいと思っております。

○塩田委員 それでは、分離することについてはいかがお考えでございますか。

○増岡国務大臣 制度本体と御一緒に御可決をいただきますか。

○塩田委員 それでは、技術的にはこれは分離をしてこの国会で措置をせざるを得ないという事態、年内に支給ということを考えれば、技術的にはそうせざるを得ないということは、大臣もおわ

かりになっておると思うのです。しかし、政府の立場として、出した法案につきまして何とか上げてもらいたいということで、御希望はわかるのでございますが、少なくとも事柄はわかつていらっしゃると思うのです。

そこで、これは国会、特にこの社会労働委員会の場でいろいろと議論をされて、その技術的な処理をしなければならぬ。これはもう分離をせざるを得ない事態になっておることは明らかでございます。そのときには政府としては協力をさせていただきます。少なくとも反対をしないでもらいたいと思っております。そして、いかに一体としてこれを早く上げてもらいたいと言われましても、衆議院では修正いかんでは我々としては協力することも場合によってはあり得ると考えますけれども、参議院の場では本体的なこれだけ大きな改革の大部のものをまだ審議をしていない。これは年内には到底無理なことは間違いない。ですから、その点、年内に参議院も含めて分離しないでスライド分と一体ということはどうも到底無理だと思っております。これは何回尋ねましても大臣は同じ答弁だと思っております。そのような事態が進展をしているというところについては十分御認識をいただきたいたしたいと思います。それについて政府の対応をいただきたいたしたいと思います。いかがでございますか。

○増岡国務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、ぜひとも改正法案全体を上げていただきたいたしたいと思います。それについて政府の対応をいただきたいたしたいと思います。いかがでございますか。

○塩田委員 政府の希望、大臣の御答弁はそれ以上のもは出ないということはおわかりましたけれども、私が申し上げたことは十分御認識をいただいております。また常識的に考えて私が申し上げたこと以外にはならぬと思うのでござい

す。それで、私は、個々の問題につきましてお伺いをしたいと思うのでございますが、既に問題点は七月二十六日の小沢委員の質問におきましてほとんど全部出ております。重要なものがかなりござ

います。重複いたしますので、時間の関係もございましてこれを質問申し上げるのを避けたいと思っております。項目的には、特に重要と思われるもの、基本的な部分、すなわち基礎年金の額を五万円ではなしにもっと上げるべきだとか、あるいは年齢、六十五歳支給開始というのはいかがかという基本的な問題がございまして、これは将来の問題として検討していく問題でもありますが、今回の大改正の中の基本的な部分でございすので、この点につきましては前の議論を繰り返さないつもりでございます。

しかし、妻が六十五歳になるまでの間の給付水準の問題、これにつきまして前向きに御検討いただいております。前にも御回答を得たわけでございますが、その後も御検討いただいておりますものと思っております。ぜひともこれは前向きで検討していただきたいたします。

それから、障害三級の給付水準の問題でございす。これも前に質問をいたしまして御回答を得ております。その後特別の進展があればお答えいただきたいたしますが、その後の状況はいかがでございますか。

それから、四十歳未満の子なし寡婦の給付水準の問題につきまして言及し、また御答弁を得たところでございますが、これにつきましてその後どのように進展をしておるか。

以上、前向きに検討していただき、また一定の前進が得られたものと期待しておるわけでございますが、今の段階で言っていただけでものがあります。また、まとめましてこの三点、御答弁を局長からいただきたいたしたいと思います。

○吉原政府委員 今御質問のございました三点につきましては、私どもとしても検討させていただきました。御質問は、私どもも既に法案を提出をし、御審議をお願いしておりますので、なかなか具体的な結論というものは今の段階ではまだ出せないわけでございますが、なお趣旨はよく検討させていただきます。

○塩田委員 こういった問題につきましては、難

しいものもあれば、大英断を振るってもらえなきゃいけないわけでもないという内容のものもあると思っております。ぜひとも前向きで、引き続き早急に詰めていただきたいたしたいと思います。我々も、場合によっては修正案としてこれらの問題について関係のところと折衝したい、このように考えております。ぜひともいい答えが得られるように御検討を早急にしていただきたいた、このように要望いたします。

次に、事後重症制度の改革、改善でございますが、これにつきましては我が党の委員はまだ触れておりません。これは、現行がどうなっております。これがどのように改善されるか。また、改善点について問題点があれば御説明いただきたいたしたいと思います。

○吉原政府委員 現行の厚生年金では、障害年金というのは病気がやがてして一定の障害の状態になったときに年金が出るようになっておるわけでございます。その発病なりけがをした事故が起きたときから障害の状態がいつか固定をするまでに、一定の期間がかかることがあるわけでございます。そういう場合、国民年金についてはそういう制限はございませんが、厚生年金については発病後五年以内に障害が固定をしないと年金が出ない、こういうふうな現行の制度がなっているわけでございます。

今度の改正案におきましては、五年を過ぎて障害が固定をした、一定の障害状態になったときにも年金が支給されるようにしたいという、その五年の制限を撤廃をしたい、これを事後重症の制限の改善あるいは撤廃ということで御審議をお願いをしております。外傷障害の場合もございすけれども、例えば慢性腎炎で人工透析をするようになったときとか、糖尿病で両眼を失明したというふうな方について、こういう事後重症五年の制限撤廃というものは、改善として障害年金の支給の道が開かれることになるわけでございます。

○塩田委員 この該当者は全国で何名と見込んで

おられますか。

○吉原政府委員 対象者、該当者といましては二万二千人程度ではなからうかと推計をしております。

○塩田委員 これは五年という制限期限を撤廃するということが主でございますね。しかし、ずっといつまでも撤廃するのではなしに、もちろんある年限があるわけでございます。

○吉原政府委員 六十五歳までということでございます。

○塩田委員 本法案が国会に提出されました議論されておる中で、事後重症制度の問題については法律が成立し次第これを速やかに施行するという方針と承っておりますが、現段階ではどのようなお考えでございますか。

○吉原政府委員 この事後重症制度の改善、これも年金制度の基本的な制度改革の一つというふうに思っておりますけれども、この点の改善につきましては六十二年四月を待たずに、法律が成立した場合には一定の準備期間、恐らく三ヶ月程度の準備期間は持たしていただきたいと思っておりますが、法律成立後できるだけ速やかに実施に移さしていただきたいというふうに思っております。

○塩田委員 原案では八月ごろという予定ではなかったですか。一ヶ月ぐらいいやなかったですか。

○吉原政府委員 原案の考え方は、二月に法律を提出させていただきましたので、大変申し上げにくいのですが、恐らく五月か六月ごろ成立を希望しているのじやなからうか、それで八月ぐらいいからの実施ということで原案は考えておったわけでございます。

○塩田委員 わかりました。三ヶ月以内に、できるだけ速やかにこれを施行するということを確認してよろしく申し上げますね。

○吉原政府委員 そういうことでございます。よろしくお願いをいたします。

○塩田委員 この点は了解をいたします。全国で待っておられる方が二万二千人おられるというこ

とを念頭に置きまして、我々もこの問題に対処してまいりたいと思っております。

次に、三種の厚生年金の問題であります。この三種の問題につきましては、既に若干触れておりますので繰り返す必要はございませんが、お願いをいたします。

私どもの試算をしたものによりますと、現行法とこの改正法との間ではかなりの差が生ずるといふ試算でございますが、約一割ぐらいいや、これはいろいろなケースがございますが、二十年あるいは標準月取を二十万と設定した場合に試算をしたわけでございますが、一割ぐらいいやと思っております。厚生省ではどのような試算をしておられますか。落差があることはお認めになると思っております。どのように考えておられますか。

○吉原政府委員 大変複雑な仕組みになっておりますのでどうも答えにくいのですが、坑内夫の方につきましては、五十五歳以上で既に退職をした方については従来の計算方式で年金が出る、こういうことになっておまして、今五十五歳以下の人でその方が退職をされる場合と比べますと、ある程度の差が出るようになっておること、確かでございます。それは、現在のこの改正案によりまして経過措置というものを、六十歳から漸次下げて二十二年かけて経過措置をとっております。ただ、坑内夫の方については五十五歳というその支給開始年齢をそのままにしたために、こういう落差といえますか差が出てくるということになっておるわけでございます。

○塩田委員 いろいろなケースがございますから一概に言えないというところは局長が今おっしゃったとおりでございますが、私どもの試算、一つのあり得る標準的なケースで申し上げますと、法施行時までの被保険者期間が二十年、平均標準報酬月額が二十万円の場合で、現行だと百三十三万八千円、新法ですと百三十五万九千二百円、したがって差は二万二千八百円の差が出る。これは全体に合わせまして九%だ。なおこれよりも低いとこ

ろ、十万円、被保険者期間二十年となりますと、これが一〇%を超える、こういう差が出てくるわけですね。こういう試算をされているのですが、大体そう変わらない試算になるかどうか、ちょっと見当を課長からお答えいただきたい。

○山口説明員 先生御指摘のケースにつきまして前提がございまして、準備等技術的な計算をいたしましたものと正確なことが申し上げられませんが、今の数字そのものが正確かどうかというのには差し控えていただきたいと思います。今の差を比較した場合に、若干の差が出てくることは間違いのない事実でございます。

○塩田委員 私どもも前提を置いていろいろ想定をしておるわけですから、これがきちっと正確であるかどうかについては、厚生省の側も、ぜひもう一度というところは直ちに答えは出ないと思うのですが、若干の差は出るものという御答弁で結構でございます。若干の差が一、二%ならそんなに騒がれないと思うのです。それでも騒ぐ人はもちろんあるかも知れませんが、一〇%ということはおかなりの落差だと考えられるのですが、おおよその感じはそういう試算は恐らくされたと思うのです。おおよそ一割ぐらいいや、一割前後と考えるのです。おおよそ一割ぐらいいや、一割前後と考えるのです。おおよそ一割ぐらいいや、一割前後と考えるのです。

○山口説明員 私どもの前提を置いた計算でございますが、仮に平均標準報酬が二十万円、被保険者期間が三十年、実期間で三十年ということと計算をいたしますと、五十五歳で施行日前に退職をされた方と施行日直後に退職をされた方の年金額の差は一割弱という計算を一応私どももしております。

○塩田委員 私の方の資料では今の大体九%になっておりますから、今言われましたように一割弱、九%ぐらいいやということには承されたと思うのです。大臣、実はこれだけの差があるわけでありま

す。坑内労働につきましては、また船員労働につきましましては、歴史的な経過があることは御存じのとおりでございます。あらゆる日本の社会保障制度あるいは社会保険制度の中におきまして先行してきたわけですね。坑内における、また船内、海上における特殊な労働、その態様、そして労働の歴史からいまして、特別に扱わなければならないという事情があったから今日に至っておるわけでありまして。そういった歴史的経緯、経過があるわけでありまして。これを無視はできないと思っております。

坑内労働は依然と変わっていない。むしろ炭坑の入り口から切り羽までは長く延びてしまっておりまして。労働そのものは、カッパ探炭とかいろいろな技術革新もあり、態様は変わっております。しかし、坑内において長時間の日の目を見ない労働、しかも危険作業に従事している、この状況は変わっておりません。こういった事情を考えればこの一〇%の落差というものは余りにも大き過ぎはしないか。また、これを一般の労働者並みに合わせていくという方向は大筋におきましては了承できるのでございますが、今申し上げました特別の事情というものも勘案すれば、やはり段階的にこれを合わせていくということが必要だと思っております。一〇%のこの差が余りにも大き過ぎるという観点から、もう少し段階的に落差を縮めていくという努力をさせていただけないものかどうか、お伺いいたします。

○吉原政府委員 確かに五十五歳以上でも、退職をした方とそれから施行日以後退職される方に差があるわけでございますけれども、施行日以後退職される方については、坑内夫の方以外の一般の方々のバランスではやはりそうでない、乗率にいたしましたものではあるが定額の金額にいたしました、それと合わせているために実はそういうことになっておるわけでございます。結論的に申し上げますと、もし今の差をなくしようとすれば、一般の労働者の方との何か差がまた非常に出てくるという問題があるのですから、大変技術的に、修正といえますかおっしゃる通りに単純に

差をなくすことでは是正ということは、難しいというのが率直なところでございます。

○塩田委員 制度の大改革でございますし、各制度歴史的にもいろいろと発足、経過が違つて中々これが一元化していくという方向ですから、共済年金も今後出てまいりますとおさらそういう問題が生ずると思うのです。しかし、そのときどき経過措置をとり、段階的に解消していくという方向で持っていくべきではないか、この配慮を引き続き御検討いただきたい、このように思います。

なお、細かいことを申し上げますけれども、十四年以下で坑内から坑外へ転職した場合、第一種の取り扱いになるわけですね。そして、第一種の取り扱いで年金が支給されるということになりますね。その場合、細かいことを言いますけれども、保険料が違つていくわけですね。坑内員の場合は一三・六％、それから一般の男子の場合は一二・四％、これは各保険料は違つていくわけですね。ところが、坑内から坑外に出て、一般の年金になると一般になってしまふ。保険料を多く納めただけ、その分が返つてこないということになりますね。この点はいかがお考えですか。

○吉原政府委員 坑内員の方についての特例というのは、一般の方の行き来というものがそう多くない、激しくないという前提での特例措置が認められていくわけでございます。そういう意味で期間計算では十五年の期間を三分の四倍する、それから支給開始年齢も五十五歳から、そのかわり、おっしゃるように保険料も一般よりも少し高いということになっていくわけでございます。仮に、坑内員の期間がほんの短くて一般の職場にかわつたという場合に、保険料を少し納め過ぎたので何とか返せと言われましても、確かにその分だけ高い保険料を払つたという結果的にはそうなりますけれども、その分を制度的に何とかするというのは実際問題として年金制度の上では大変難しいわけでございます。

○塩田委員 制度ができましたときは、坑内から坑外に移るといふことは余り考えられない状況な

んです。また船にいたしましても、海上勤務というのは昔は長期間ありましたね。そのころにはできていたわけですね。今は船に乗つて陸上勤務にかかるといふ人もかなりありますね、関連会社に行く人も。坑内と坑外も昔のように固定してありませんし、また生産性が非常に上がつてきておりますから、坑内員につきましても坑外に勤務ということも起こってくるわけですね。そういう事情の変化がありますから、前に考へておつたように、そんなに今もないということではないのです。十分転換があり得る。現に起こつていくのです。だからそういった問題があるということですね。これをひとつ早急に御検討いただきたい。その辺を反映してもらえないか、こう思うわけでございます。いかがですか。

○吉原政府委員 もちろん検討させていただきますが、実際上の扱いとしてなかなか難しいかなという感じは持つております。やはり一定期間、十五年以上坑内なら坑内で働いた期間があることによつてその期間計算の特例あるいは支給開始年齢の特例措置、こういったものが出てくるというふうに考へていいたくないか、私も基本的にそういうふうな思つていくわけでございます。

○塩田委員 今の点はひとつ前向きで、引き続き御検討いただきたいと思つてます。そういう問題があるということをお指摘申し上げますので、御検討いただきたいと思います。

それから定年延長、再雇用の問題に移りたいと思つてますが、厚生年金改定施行日は、法律が通れば昭和六十一年の四月一日となっております。三種の者が施行日以降定年延長、再雇用された場合は、改定案に基づいて実施されるために状況が違つてくるわけですね。三種の受給資格者の定年延長、再雇用の際の厚生年金受給額が低下しないように、昭和二年から昭和六年までの出生者は既裁定者と同じように扱ってもらえないか、みなしてもらえないか、こういうことでございますが、いかがでございますか。

○吉原政府委員 坑内夫の方についてだけ、そう

いった再雇用の場合に有利な額が存続、適用できるようにすべきでないか、できないかというお話でございますけれども、一般の労働者の方の場合にはそういう同じ扱いにできませんので、坑内夫の方だけ再就職、再雇用の場合に有利な計算で年金が出るような扱いというのは、やはりこの年金制度の問題というのは一般の方全体の公平ということが大事でございますので、なかなか坑内夫だけについて特別の措置をとるということは問題があるんじゃないかというふうに思います。

○塩田委員 制度全体の一元化の問題、大改革に際していろいろ細かい点でございますが、各方面で今御指摘申し上げましたようなそういう問題が起こり得る、起こつておるということを御認識いただいて、そういったところができるだけ少なくなるように前向きで検討して、改正すべきところは将来にわたつて改正する、あるいは修正できるところはしてもらう、このように強く要望いたします。

大臣、いかがでございますか、基本的な姿勢でございますが。

○増岡国務大臣 ただいまのお話の中で、一般年金者全般とのバランスを重視した結果、定年退職の年限によつて多少の有利、不利が出るというところでございます。目下のところ、これも年金格差をなくするといふような意味合いからまことにやむを得ないことだと思つていただいても、法改正により実施しました後、詳細な点については再度検討してまいりたいと思つてます。

○塩田委員 大臣から、細部につきましていろいろの問題点について今後検討していくという前向きな御答弁をいただきましたので、この問題は以上にておきます。

次に、女子の支給開始年齢の繰上げ及び女子の保険料率の引き上げにつきまして、もう少し激変緩和措置ができないかどうか、この点につきまして見解をお伺いいたします。

○吉原政府委員 女子の保険料率でございますけれども、現在男子の場合に一〇・六、女子の場合

に九・三となつておりますけれども、従来でも、女子の場合につきましては、男女の間で保険料率について格差があるのはおかしいということで、その格差の縮小を進めてきたわけでございます。毎年〇・一％これまでも格差を縮めてきたわけでございますけれども、できるだけこういつた格差というのはいくら早くなくすべきかという御意見が社会保険審議会等でもございましたので、少しその縮小のテンポを速めて〇・二にしたいというのがこの改正案の考え方でございますが、やはり男女間格差をいろいろな面でなくせというふうな考え方、御意見が強くもなつていくわけでございます。保険料率の面におきまして〇・二程度の格差の縮小でしたらそう無理な縮小ではないんじゃないか、私もはそう考へていくわけでございます。

○塩田委員 従来〇・一％ずつやつてきたものを一挙に二倍、〇・二％ですね。急速に倍速して縮めていくということですね。もう少し緩和の措置というか考え方とはねぬものでしょうか、一挙に速度が二倍になるわけですから。この程度はと言われましても、〇・一と〇・二は〇・一しか違わなという感じがしますが、速度からいうと倍になるわけですから、その辺ももう少し緩和のお考えに立てないものだろうか、お伺いいたします。

○吉原政府委員 私どもとしては、いろいろな御意見を踏まえてこういうことで御審議をお願いしておりますので、ひとつそういうことでお願いをしたいと思つてます。

○塩田委員 これまで申し上げました個々の問題につきまして、今かなり詳細にわたつて、細かい点もございましたが大きいものもございまして、全体的に前向きな姿勢で御答弁をいただいたわけでございますが、なお我々は、これにつきましても、満足のいける御回答とは思いませんので、今後なお折衝をいたしまして、これらの問題につきまして、我々の許容できる限度ぎりぎりいっぱいまで皆さん方と話を詰めていきたい、このように思つてます。したがって、これらの問題につき

に九・三となつておりますけれども、従来でも、女子の場合につきましては、男女の間で保険料率について格差があるのはおかしいということで、その格差の縮小を進めてきたわけでございます。毎年〇・一％これまでも格差を縮めてきたわけでございますけれども、できるだけこういつた格差というのはいくら早くなくすべきかという御意見が社会保険審議会等でもございましたので、少しその縮小のテンポを速めて〇・二にしたいというのがこの改正案の考え方でございますが、やはり男女間格差をいろいろな面でなくせというふうな考え方、御意見が強くもなつていくわけでございます。保険料率の面におきまして〇・二程度の格差の縮小でしたらそう無理な縮小ではないんじゃないか、私もはそう考へていくわけでございます。

まして前向きに臨んでいただきたいということを強く要望いたします。よろしくごさいますね。

○吉原政府委員 はい。

○塩田委員 よろしいということでありますので、確認をしておきます。

最後に御質問申し上げますのは、これも以前に、私が当委員会年金の質問のときに最後に申し上げました件でございますが、国民年金、厚生年金の積立金が現在今年度末で四十八兆円になるだろうという見通しを述べておられます。それは現在も変わっておりませんか。

○吉原政府委員 今年度末で厚生年金四十五兆円、国民年金三兆円、合わせて四十八兆円の見込みでございます。

○塩田委員 その運用につきまして、前回は大蔵省も呼びいたしまして御答弁いたしておりましたが、厚生省としての希望はいかがでございますか。大蔵省は自主運用はさせない方針だということとをこの場で言われましたが、厚生省はそれでもうあきらめておられるのですか。

○吉原政府委員 この積立金の運用についての厚生省の考え方でございますが、厚生省としては、この積立金というものは将来の膨大な年金給付の原資に充てるべきものでございまして、できるだけ安全かつ有利に運用をすべきである、していただきたいというふうに思っているわけでございます。

同時に、やはり一方におきまして、国民の方々からいわば強制的に出していただく保険料の集積でございますので、被保険者の方あるいは受給者の方の福祉の増進に役立つような分野にある程度積立金を運用すべきである、こういう考え方も持っているわけでございます。従来から、資金運用部の中に預託をしておりますけれども、一方でその安全かつ有利な運用、一方で福祉還元的な運用ということを大蔵省に主張してまいりましたけれども、今後とも基本的にはそのような考え方でまいりたい。

特にこれからの年金財政というものを考えます

と、できるだけ安全ということも大事でございますけれども、もう少し自主的な有利な運用ができないだろうかということで、関係審議会でもいろいろ御意見をいただいておりますので、その御趣旨に沿って大蔵省と折衝しているわけでございます。

○塩田委員 厚生省としては自主運用をぜひともやりたい、そういう観点、態度で大蔵省と折衝したいということでございますね。

○吉原政府委員 厚生省といたしましては、自主運用といえども、実際問題として、資金運用部から離して厚生省が独自に運用することは、現時点では実現が難しいというふうに思っております。資金運用部の中でできるだけの資金と区別をした形で運用してもらえないか、しかもその運用利率といえますが預託利率は、現行七・一％でございますけれども、もう少し有利な運用ができないかということ、大蔵省とやっているわけでございます。

○塩田委員 運用につきましては、大蔵省は、財政政策あるいは金融政策の一元の運用の必要から、これは従来どおりやっていきますということとをこの場で回答されました。これはなかなか難しい問題、多年の懸案でございます。これはぜひとも、もう少し自主運用ができるようにしてもらいたいというのが年金関係者の一致した意見だと思います。なお一層努力をしていただきたいと思っております。

この積立金は、今言われましたように厚生年金で四十五兆、国民年金で三兆、合わせて四十八兆あります。これはしばらくはまだまだふえていきます。それがやがてピークに達して、それから急速にどんどん減っていきます。給付額がふえていく段階で積立金がなくなってくる。この見通しは、今この時点で大体どう考えておられるのでしょうか。

○吉原政府委員 積立金の推移でございますけれども、現在四十八兆でございますが、六十一年度では大体六十一兆になると思っております。その

後もだんだん積立金としてはふえてまいりまして、六十五年には八十三兆、七十年には百一兆。将来とも、何といえますかそのときどきの名目価格で言いますと積立金はふえ続ける、こういうことになるわけでございます。例えば昭和百年ですと百七十兆くらいになる、こういうことになるわけでございますが、同時にそれは、年金の支出、年金額、給付費自体もそれ以上のスピードでふえてまいりますので、積立金としての何といえますか、年金給付額との対比で見た場合の保有高というのはいだんだんと小さくなってくるわけでございます。

その点をふきりさせるために、五十九年度価格で一年年金の積立金が将来どうなるかというのを試算してみますと、現在は、五十九年度価格で六十一年度は五十五兆でございますけれども、七十五年ぐらまでは実質的にふえてまいります。五十九年度価格で言いますと六十一兆ぐらになります。将来は二十兆余りの積立金しか保有しなくなるという関係になるわけでございます。

○塩田委員 この問題は、またいづれ時間をかけてもう少し究明しなければならぬ問題を含んでおると思っております。時間の関係でこの辺にしておきたいと思っておりますが、この運用利率につきましては、どういふふうな運用されておりますか。

○吉原政府委員 現在の資金運用部の預託金利というのは七・一％というふうになっておりますけれども、この資金運用部の預託金利の考え方は、一つは、政策金融といえますが開銀等の基準金利というのがございます。それが現在七・六％でございます。それから、郵便貯金の金利、三年以上で現在五・七五％でございますが、その間で資金運用部の預託金利を決めるといふ考え方、大蔵省は来ているわけでございます。現在はその預託金利が七・一％ということになっていくわけでございます。

○吉原政府委員 この基準金利の変動、それから郵便貯金の金利の変動、それから民間の長期プライムレートといえますか、そういった利率の変動、あるいは

公定歩合の変動、そういったものの変動に応じて資金運用部の預託金利も上げ下げがある。過去を見てみても、非常に高いときは八分五厘ぐらいいまで預託金利も上がったことがございますけれども、現在は七・一％という水準になっているわけでございます。

○塩田委員 その七・一％の利率で、利子分が三兆なり四兆出てまいります。厚生省は、自主運用の中でそういったものをいろいろなものに使わしてもらいたいというお考えがあるのかどうか。そういう考え方に立って自主運用を主張しておられるのか。七・一をもっと有利に上げてもらって、そしてどうしようとしておられるのか。給付費に回すために、あるいは積立金をふやすために、そういう観点から言っておられるのか。自主運用というのとは、どういふ観点から言っておられるのか。給付費に持っていくあたりあるいは積立金をふやすだけなら、別段自主運用云々ということで大蔵省との折衝はないわけでしょう。何を意図して言っておられるのですか。

○吉原政府委員 厚生省が自主運用ということと主張した時期もございましたけれども、現時点におきましては、自主運用というよりか、資金運用部の預託金利というものをできるだけ有利に具体的に言いますと上げてもらいたい、高い金利にしてもらいたいということを主張しております。それから同時に、資金運用部の預託金利なり運用の仕方につきまして、拠出者側の意向というものが反映できるような何か措置というものを検討も考えてもらいたい、現時点ではそういう要求を大蔵省にしているわけでございます。

○塩田委員 それはわかるのですが、拠出者側の意向を反映してもらいたい、その具体的に金利を上げて出てくる二兆、三兆、四兆をどういふふうにしりたいということとを言っておられるのか。

○吉原政府委員 預託金利を上げることに有利子でございますが、それはあくまでも将来の年金給付に充てるための財源に使うということでございます。

いまして、保険料の水準は当然これから上げていかなければならない。同時に、その預託金利を上げることに伴って利子分の増加を考慮していく、そういうことによつて少しでも保険料負担の上昇というものを低く抑えていきたい。こういう気持ちを持つていくわけでございます。

○塩田委員 それは当然のこととしてわかるのですが、今まで年金会館とか年金保養基地、こういうものを一つ一つおられましたね。これはやはり特別会計から福祉という面で還元をするという考え方の上に乗ってやられたものだと思うのです。そうですね。いかがですか。

○吉原政府委員 積立金の運用について二種類のものがございまして、年金福祉事業団なんかを通じてやっております住宅融資、それから福祉施設への融資、そういったものは、いわば資金運用部に一たん預託したものを福祉還元としてそういった福祉の用途に使っているということでございますが、大規模保養基地は、むしろ福祉施設の中でそういった大規模保養基地の建設、整備に充てていくということでございます。

○塩田委員 大規模年金保養基地のできた経緯なり考え方ににつきまして今局長さんは言われましたが、福祉施設として、年金に付随してやる事業としてこれを管理しておられるし、その考え方は今後とも変わらませんか。

○吉原政府委員 今すぐこの考え方を変えたいというふうには考えておりません。

○塩田委員 この考え方は今後とも維持したいということをお聞きいたしました。

大臣、私は前の大臣にも申し上げたのですが、年金保養基地等は福祉という面でも年金拠出者あるいは受給者に還元されるものですから、この考え方はいいと思うのです。ただ、運用としてはいろいろ問題があります。しかし、年金保養基地という今まで考えてこられたものは、これは厚生年金もそうですが、全部陸上ですね。陸上のみならず、これから二十一世紀を展望して将来を考えますと、海、空も考えるくらい福祉余暇活動は広が

っておりますから、ひとつそういった観点で、陸だけにとらわれないで、そういった考え方を大きく、広く夢を持って広げていただくように要望したいと思いますが、大臣、いかがでありますか。

○増岡国務大臣 年金の掛金によつて生じておるお金でございますから、福祉関係にかなりの部分が使われるのは当然だと思ひますし、今おっしゃったようないろいろな方面のことも考えられますけれども、ただ、貴重な掛金をお預かりいたしておるわけでありまして、採算性ということも十分考えていかなければならないと思ひます。

○塩田委員 そのことを強く要望いたしますので、終わります。

○戸井田委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 今日、いわゆる高齢化社会を迎えまして、老後保障を確立するということは最大の政治課題になっており、その中心的な問題は年金問題ではないかと私は思っております。こういう立場から、今回のこの年金法案を私たちは非常に重視しておりますわけでありまして、調べるに重宝するほど、現在と未来のすべての国民に非常に深刻な打撃を与えるような内容になっております。それだけに、私たちとしては、これについても十分な審議を尽くさなければならぬということを中心としてまいりましたわけでありまして、

ところが、スライド制の問題あるいは障害者の関係の改善を急ぐというように、十二月一日に通常国会を急いで召集して、このわずかな期間にはたばたこういう重要な法案を上げてしまおうというふうな動きになっておるのを見えまことは、非常に遺憾だと私は思っております。ですから、委員長、また各党の皆さんにも、これは本心に慎重に審議を尽くされるように、まず最初にお断りしておきたいと思ひます。

具体的な質問に入りたいと思ひますが、最初に、年内処理のことで大きな問題になっているスライドの問題をお尋ねをしたいと思ひます。このまず大臣にお尋ねをいたしますけれども、この

スライド制というのは、公的年金と私的な年金とをいかに質的に区別をする指標になるほどの決定的に大事な問題じゃないか。このスライド制があつてこそ、公的年金制度としての国民からの信頼を保証できるのではないかと、いふふうに私は考えておりますが、その点、大臣の御見解をまず伺いたいと思ひます。

○増岡国務大臣 仰せのとおり、区別をする大きな部分を占めておると思ひます。

○小沢(和)委員 私もそう思っております。最近は大体このスライドが定着をして、いわゆる五割以上であった場合は義務的だ。逆に言えば、五割未満であったときには義務的でないという状態のもとでも、このスライドが実施をされるというような状況にまでなつておつた。ところが去年飛んで、これは二年ぶりの引き上げになるわけでありまして、二年分ということになれば、先ほどから問題になっておる四・三割は引き上げなければ理屈に合わないと思ひますが、それを二割に抑えてしまつた。これは私は、それこそ公的年金の制度の信頼にかかわる問題じゃないかと思ひますので、いかがお考えですか。

○吉原政府委員 今の制度は、法律では、物価が五割以上上がった場合に法律上スライドをするというところでございまして、それ以下の場合には、そのときどきの諸事情を勘案した上での政策的な判断、処理ということになっておるわけでございます。累積で五割上がったときには当然物価スライドということになっておるわけでございます。

残念ながら昨年人は人勤もベアスアップがございまして、共済、恩給の年金もスライドがなかったというところもございまして、厚生年金、国民年金もスライドがされなかったわけでございますけれども、物価の上昇の程度、それから他の年金制度、特に共済や恩給の上昇、スライド、そういったものを勘案しながら厚生年金、国民年金にもこれから適切に対応していきたい、パランスのとれた格好で対応していきたい、こういうふうに考えております。

○小沢(和)委員 ほかとの横並びで考えたということだろうと思ひますけれども、横並びということであれば、考えてほしいのは、例えば国民年金などにはもう生活保護にすれすれのような低所得者がたくさん入つておられるということですね。ところが生活保護などの場合は、これは最低の保障だから、今の物価の上がつた分なども反映をしていかなくちやいかなめというところで、五十七年度六・八割、五十八年度三・七割、五十九年度二・九割と、年ごとに上げていっているわけですね。これにもうすぐ隣接するようなぎりぎりの生活水準の人が国民年金などで非常に多い。こういうような実態を考慮してみた場合、ほかの年金との横並びでこういうような国民年金などについても全く同じように扱つておるといふことは、社会的な公平という点で見てもこれは考えなければならぬんじゃないかと私は思ひますが、その点はいかがでしよう。

○吉原政府委員 最低生活のいわばぎりぎりの保障としての生活保護あるいは生活扶助の場合の年金の改定の考え方と、年金の給付水準の毎年の考え方、これは私は違ひがあつて当然だといふふうにむしろ思ひます。生活保護とのパランスよりか、むしろ物価全体の上昇の程度、それから他の公的年金、特に共済、恩給、そういったものの取り扱い、そういった横並びでもって判断をするのが、私は、今のそういった政策判断の基準としてはやはり妥当なんではないかといふふうに思ひます。

○小沢(和)委員 今二・三割の積み残しがあるわけですね。これについてどうしていくのかということですね。

新聞の報道などによりますと、今年度の人勤が三・四割ほど引き上げられる。これを来年度は年金の引き上げに反映をさせていく方針だといふようなことが伝えられておるわけですから、三・四割を来年度引き上げるといふのであれば、この二・三割というのはそのまま来年度も全然埋まつていかない、このままずっといつてしまふとい

うことになりかねないのじゃないかと思うので
す。

特に、今、実態としては生活保護にもうすれ
れのような人たちが非常に多いという点で国民年
金の名前を挙げましたけれども、全体として、私
は年金生活を送っている人というのは苦しいと思
うのです。だから、この二・三%を永久に積み
残しのままでいくなどということは私は絶対に許
されないのであると思うのですが、これはどう
いう形で手を打っていかれようというお考えで
すか。

○吉原政府委員 この二・三%の積み残しでござ
います。当然、この二・三%とこの消費率物価
上昇率というものを合わせて五%を超えた場
合には、五%を超えたスライド率でスライドをし
ていく、積み残しのじやなしにその中で二・三%
をスライドしていくことになるわけではござ
います。

仮に、この二・三%の物価上昇率がそれほど高くなく
て、今までの積み残し分と合わせて五%を超
えないときにどうするかというところがございま
すけれども、そのときにはスライドをしない、法
律上それとすることがありますけれども、共
済や恩給のアップ率、そういったものとのバラ
ンス、横並びで考えなければならぬのではない
かというふうな今時点では考えているわけでは
ございまして、いずれにいたしましても、この結論は
ことしの予算編成のときに出したいと思ってい
ます。

○小沢(和)委員 今の局長の答弁というのを聞いて
おりますと、ことしの物価の上昇率とこの二・
三%の積み残しとを合わせて五%を超えなかつた
場合には、来年引き上げないこともあり得るとい
うように聞こえるわけですね。

これは新聞報道ですけれども、恐らくあれは大
蔵省の考え方じゃないかと思うのだけれども、三
・四%を引き上げる方針だというように大蔵省自

身が言っているときに、年金の担当者が、引き上
げるかどうかまだ腹も決まっておらないというよ
うな姿勢に聞こえるようなことでは困ると思うの
です。だから、私は、そのことは時間の関係も
あるからもうこれ以上お尋ねしないけれども、こ
の二・三%も含めて来年度は必ず実施させるよう
に、あなたの方の努力を望みたいと思います。

次に、年金の本体の問題について、さつきも言
いましたように、私もこれは来年度になってじ
つくりやろうじゃないかと言っているわけでは
ございませぬ、しかしせつかつく機会ですから、私もこ
の問題について幾つかの質問をいたしたいと思
うのです。

今回の年金の改革については、政府に言わせる
と、高齢化社会を迎えて二十一世紀に向けて制度
を安定させるんだ、そのためにいわゆる基礎年金
制度を導入して、これを中心にして年金全体を再
編成するというふうな考え方が示されているわけ
ですけれども、結局国民にとつてどういふ結果に
なるかといへば、掛金は倍、三倍と上がって、給
付されるお金のほうは三割以上も下がって、そ
して国庫の負担は減り、大企業なども年金の負担
は低いままで据え置き、結局こういふ高齢化社会
の負担というのは挙げて国民におかばさつてく
る、こういう改革案になっているんじゃないかと
思うのです。

私は、その中でも一番問題なのは基礎年金制度
じゃないかと思うのです。よく最初のボタンを
かけ違ふとあととんだと云われますけれども、こ
の基礎年金制度が非常に問題じゃないか
と思うのです。

そこで、大臣、まずあなたにお尋ねしたいと思
うのですけれども、基礎年金と言ふからには、す
べての老人に最低生活を保障するのによさわしい
ようなお金を出していく、これでなければ基礎年
金という名に値しないのじゃないかと思うので
けれども、果たして今回のこの提案されている内
容がそういうふうに見えるものでしょうか。

○吉原政府委員 基礎年金が最低生活を保障する

もの、具体的に言うとなら生活保護基準を念頭に置いて
の御質問かと思いますが、それよりも高くなく
てはならないという考え方は私もはたしてあり
ません。もちろん生活保護基準の水準、そういう
たものも十分念頭に置きますけれども、やはり老
後生活の衣食住を中心とした基礎的な部分を賄
えるに足りるものであれば基礎年金として適当な
のと言えらるのじゃないか。同時に、年金の水準を
考える場合に、保険料負担との関係を考える必要
がございまして、そういった国民の保険料負担
との関連において基礎年金の水準を決めていく必
要があるというふうに思っているわけではござい
ます。

○小沢(和)委員 今、予防線を張って、生活保護
以下だということを前提にして局長が物を言われ
たのですが、そのことは今まで大分議論されてい
ますから、私、繰り返そうとは思いません。私の
周りでは、五万円年金というふうに政府が盛んに
宣伝するものから、この改正がなされたら自
分たちもすぐにも五万円の水準のお金をもらえる
のじゃないかと期待して、私などにそんな質問を
する人たちがときどきおるのです。しかし、現実
には全受給者の七割以上を占める二万円台の低年
金あるいは無年金の人たちは、今度のこの改正で
は全くそのまま放置された状況になるのじゃない
かと思うのですけれども、この人たちに對して
あなた方は何らかの意味で改善を考えているので
すか。

○吉原政府委員 現在の年金の受給者につきまし
ては、今後とも、物価上昇あるいは生活水準、賃
金などの上昇といったものを考えながらこれから
も考えていきたいと思います。

今度の年金改正の主なねらいは、あくまでも将
来に向けて給付水準を適正化していく、あるいは
国民の保険料負担の軽減を図っていくということ
でございまして、将来に向けて制度全体を安定的
な確実なものにしていく、こういうことではござ
います。

○小沢(和)委員 今、現にこういう非常に低い水
準にある人たちのことについては知らぬ、それか
ら先のことで、こういうような姿勢では私は困る
のじゃないかと思うのです。あなた方がこういう
人たちのことについて非常に関心がないと思つ
たのは、午前中無年金者はどれくらいいるかとい
う質問があったと思うのですけれども、結局ほと
んど答弁らしい答弁がなかったと思うのです。無
年金者は推定することも全く不可能なほどつかめ
ないものなんですか。

○長尾政府委員 無年金者と申しますのは、被用
者年金、国民年金、いずれかの制度によりまして
も年金権を獲得することのない人ということにな
るうかと思ひますが、これを私どもの国民年金を
所管いたしております第一線の市町村で把握する
といたしますと、市町村の公簿上の資料によりま
すと、こういった方が、過去に厚生年金その他
共済組合等の被用者年金に加入しておられたかど
うかという実績がつかめませんでした。無年金者
が確実に何人であるかを申し上げられないとい
ふにお答えをいたしたわけではございませぬ。

○小沢(和)委員 だから、確実に何十万何千何
百何十何人と言つてくれなということを言つて
いるのじゃないのです。およそどれくらいか。よ
く四十万だ、五十万だというふうな話を聞くと、
実際に私の周りでもしばしば、いかなる年金にも
自分では該当しないのだというふうな人たちが
います。だから私は、いかにあなた方がそのこと
について関心を払つておられないかということ
を示す一つの事実じゃないかと思つて、そのことを
改めてお尋ねしたわけです。

そして、今後は改善をされていくというふうな
お話を聞きますけれども、きのうの新聞などによ
りますと、「年金は強制加入のため、厚生年金はほと
んど国民に五万円が行き渡る」という、という
ように報道してあるのですが、本当に今後、いき
なりとはいきませんけれども、何年かぐらいのう
ちにはほとんどの国民に五万円が行き渡るよう
な状況になるのでしょうか。

○吉原政府委員 正確に申し上げますと、四十一年保険料を納めた方に対して六十五歳から五万円の支給をするというのが年度の年金改正の柱でございます。ただ四十年というのは、この制度発足時に既に相当年齢に達している人については四十一年の提出期間というものが無理でございますので、その期間を二十五年から三十九年に短縮をしているわけでございます。その期間保険料を納めていただければ五万円の年金が出るということでございます。当然、その間に保険料の免除を受けた方については国庫負担相当の三分の一しかその期間についてはつきませんので、五万円より低くなる、こういうことでございます。

○小沢(和)委員 私は、今あなたも触れられたその免除者の推移などというのを考えてみただけでも、これは将来大変な事態になるんじゃないかと思うのです。昭和五十二年の免除率が九・一%ですね。それが年ごとに確実にふえていて昭和五十八年で一六・七%、もう既に六人に一人という状況になってきているわけですね。ところが、これは全国平均なんです。

先ほどもちょっとお話がありましたから、もうあえて私からお尋ねせずに、いきなり数字を言うけれども、沖縄県などでは四三%というから、これはどうかしたら二人に一人ですよ。私の地元である福岡県が二五%というから四人に一人、こういうような人たちが免除を受けているということになると、これはもう本当に、今後しばらくたったら五万円の人が繰出するなどと言っておられないのじゃないですか。しかも、今言いましたように、年ごとに着実にふえていく、これはもうしばらくしたら下がり始めるであろうとかというような見通しがどこかにあります。

○長尾政府委員 免除の率がどういった指標との連関、相関があるかというようにございまして、私どもとしては、経済情勢、一般の生活水準というふうなものとの関連が深いと思っております。

今、先生おっしゃっていただきました免除率の

高い府県を見ますと、確かに生活保護率等が高うございまして、一人当たりの県民所得も低いところでございます。したがって、現在、全体として所得水準、経済の状況が大変不況でございまして、そういったことがこの数字に反映されているのではないかと思っております。

もう一つは、先ほど申し上げましたのですが、国民年金の保険料が三カ月分まとめて納付していただくという仕組みになっておるということございまして、この点も保険料の納入を困難にしておる環境にあるのではないかと思っております。

この点につきましては、現在行っております毎月納付というものを推進する、または口座の振りかえを推進する。また、今回の制度におきましては六十四年までに毎月納付ということになるわけでございますが、こういった環境づくりを進めることによりまして、現在の水準より下がるような方向で努力をいたしたいと思っております。

○小沢(和)委員 今の部長の答弁を聞いておりますと、三カ月分まとめてだから大変だ、だからこれを毎月支払えるようになれば大分緩和されるのではなからうか。これは、私は実務担当者の努力の姿勢としては評価をして伺いたいと思うのです。しかし、こういうふうな免除者が非常にふえてきたというのは、この国民年金の保険料というのがかなり急激に上がってきていることと相関関係があるんじゃないのですか。だから、今後、あなた方が、この法案が通ったら六千二百二十円から早速六千八百円に上げて、毎年三百円ずつずつと水準を上げていく、最後一万三千円までいって、いくということになったら、途中でたえられなくてばたばた落ちていく、こういうような状況になってしまふ。とても、間もなく五万円年金が行き渡りますよなどという言えないう言えないのじゃないですか。

○長尾政府委員 免除率の長期間の推移を見てみますと、昭和三十六年の制度発足時におきまして

は実は免除率は一〇%を超える高い数字を示しております。例えば三十七年、三十八年は一二・一というふうな数字を示しております。それで、その後保険料の面につきましては引き上げが行われておるわけでございますが、四十年代、いわゆる日本の経済が大変成長いたしました時期にはこれが下がっております。一番下がりましたところでは八%台まで下がったというふうな状況でございます。その後五十四年からこの部分がまた上がり始めたというふうな経緯になっておるわけでございます。純粋に保険料だけでこの免除率が動くものとは言えないかと思っております。で、先生御指摘のような、保険料自体がこの免除率の上昇に影響はなかったかということを考えますと、それは必ずしもそうとは言えないと思っております。

○小沢(和)委員 保険料が今後さらに急激に上がっていく中で、しかも今、日本の経済もこれからそんな高度成長を遂げるというふうな状況じゃない、むしろ景気がよくても失業や倒産はふえているというふうな状況を考えれば、私は非常に厳しく見ざるを得ないわけです。

しかも、もう一つは、その一方で年金の給付される内容はこういうふうになってくるということになるという、頑張って納めようという意欲が一層減退するんじゃないですか。ある人が私に言ったわけですよ。もう一万三千円を保険料として払うようになったら、一万三千円を四十年ずうと掛け続けて、そして六十五歳から五万円の水準でそれを返してもらって、今日本人の平均寿命は、さっき話が出ていまして男の場合だったら七十四歳ぐらいですか、そうしたら、九年といったらその一万三千円を四十年間払ったより少ないですよ。そうしたら、利子分も国からの負担もそんなもの全然関係なしに、自分が払ったものが返ってくることもなしに死んでしまふ、これじゃ納める気がしませんが言われたけれども、全くそういうような状況じゃないかと思うのです。ぜひそういう民の声も聞いて考えていただきたいと思うのです。

それでもう一つ、五万円年金というあなた方のふれ込みにもかかわらず、その水準を下げる大きな要因は老齢年金の繰り上げ支給の問題だと思っております。これも調べてみてびっくりしたわけですが、五十二年の繰り上げ率が五八・三%だった。これもまたずうと一貫して上がっているのです。五十八年度で繰り上げ率が何と六三・六%ということになっている。だから、三分の二の方は繰り上げてもらうことになるのです。私の記憶では、たしか六十歳でもらうという四十何%の減額率じゃなかったですか。そうしたら、半分近くに減つてもいいから六十歳でもらいたいという人たちがこんなに増えておる。これもまた年金の水準を非常に下げてしまふということになる。どこから見ても、こういうような数字を幾つか見たら、もう五万円年金というのは結局手が届かずに終わってしまうのじゃないかという気がするのであれば、どうですか。

○長尾政府委員 確かに先生おっしゃいましたように、繰り上げ請求の実績につきましては、五十二年末が五八%でございますが、現在それが六〇%を超えるような形で繰り上げの比率が高まっております。これは事実でございます。

この繰り上げの行われまふ実績をどういうふうで評価していくべきかということになるかと思うのでございますが、これは大変アバウトなお話で、恐縮でございますけれども、一つの見当をいたしましては、高齢者だけで生活をしている世帯、つまり年金が高齢者として生活の上で意味の非常に大きい世帯では繰り上げ受給をされず、お子さんと同居をしておられる世帯の場合に繰り上げ受給を希望する傾向が見られるというふうに言われておるわけでございます。こういうことを考えますと、年金についてはいわば生活の上で占める比率が低い場合に多い。例えば年金というもので生活をしていくような方の場合には、一人前の年金額が出るまで待たれて年金を受給されるというふうな傾向があるのではないかと考えているわけでございます。

○小沢(和)委員 私、大分五万円年金というのは手が届かないのじゃないかというお話をしたわけですが、私に結論的に言いたいのは、基礎年金がこういうような非常に暗い見通しになるといふのも、もとはといえば、非常に高い保険料をしかも収入の低い人たちに掛けて、これを基礎にして基礎年金を形成してこういうふうな暗い話になってしまふのじゃないかと思うのです。

私は、さっきも申し上げたように、基礎年金というからにはすべての六十歳以上のお年寄りに最低の生活を保障する、しかもそれも今直ちに保障するという立場で考えなければならぬと思うのですけれども、それは、私の、この最低保障の年金というのをいわゆる保険料によって賄っていくという考え方ではいかないのじゃないかと思うのです。結局それは、国庫の負担あるいはまた企業の負担というのによって最低保障年金というのをつくり上げて、その上に皆さんが拠出をするものによって国民年金あるいは厚生年金を上積み年金として乗せていく、これではないかというふうな問題点は解決していかないと、このようにいうふうに考えるのですが、その点はいかがですか。

○吉原政府委員 いわば全額税金があるいは企業の負担で年金をやらねばいけませんという御意見でございますが、多くを申し上げる必要はないと思ひますが、実際問題として、そういう年金制度は今すぐ実現の可能性があるかということになりますと、私もとしては、はっきりしないというふうな申し上げる以外にないと思うわけでございます。

それから、やはりこれからの年金制度の将来の運営あるいは発展ということ考えた場合にも、果たして全額税金の年金制度というものでやっていくのかどうかということになりますと、そちらの方が見通しとしては暗いものになるのではないかと、いうふうに私も考えております。

○小沢(和)委員 いまさっきの説明ではっきりしていると思うのですが、私どもは年金制度全体を税金で賄えというふうに言っているのじゃないです。最低保障の年金制度をそういうものでつくると。実際、何も社会主義の国を引き出さなくても、資本主義の国でも、もうあなたは専門家だからよく御存じのとおり、スウェーデンなどは、いわゆる国民年金と言われるものについては事業主と国の負担でつくって、その上に付加年金などというのがあるわけですね。スウェーデンを見ても、付加年金までが事業主負担だけで運営されておるのに私が見た資料ではなっておったけれども、私たちはそうまで言っておるわけじゃないのです。それは上積みの方は保険料でやっただけでいいじゃないか。既に日本では保険料によって運営する制度というのは根をおろしているのですから、だから、やる気のある、なしの問題じゃないか。政府として本当にそういう決断を下してやるかという点になるならばやっつけていけるんじゃないかというふうに私は考えるのですけれども、その可能性という点でさっき言われたんではないかと、可能性がないとかあるいは低いというのはどうですか。私は、それは政府の姿勢の問題だと思うのですけれども。

○吉原政府委員 どんな方式、特に財源調達をどんな考え方で年金制度を考えていくか、これは確かにいろいろ御議論がございまして、全額税金あるいは事業主負担、これは基礎年金だけについて申し上げても結構ですけれども、私はそういう考え方の方が考え方として成り立たないというふうに思っているわけではございませんが、我が国の年金制度の今日までの経緯、それから運営の実態を考へてみた場合、それから将来の年金制度、我が国の将来の経済なり財政、社会経済の変動の中で、年金制度というものをどういうふうに運営していくか、あるいはできるかというのを考えた場合に、今すぐ全額税金で年金制度を発足させることが国民的な合意が得られるかという点、これは率直に申しまして、とても今国民的な合意は得

られないだろうと思ひますし、審議会等の議論でも、やはり従来の社会保険方式でやっていたいかなさ、それが一番いいと、こういう御議論、御意見をいただいているわけでございます。

私どもとしては、あくまでも社会保険方式でやっていく、もちろん当然相当の国庫負担はその中にいれていく、それは当然でございますけれども、基本的にはそういう方式でやっていくべきだというふうに思っているわけでございます。

○小沢(和)委員 国民的な合意ということをおっしゃるけれども、私は、これは、本当に年金の問題についていってもっと国民的な議論を巻き起こしていく中で、だんだん私も主張しているようなことも理解をされていくんじゃないかと思うのです。だから、それは私も、いきなり今すぐそのことがばつと国民の皆さんに一〇〇%わかるであらうとは思ひませんけれども、しかし、私は、年金問題を抜本的に解決する方向はそれ以外あり得ないというふうに考えております。時間もありませんから、もう一つお尋ねしたいのは国庫の負担の話です。先ほどからも議論が出ておりましたけれども、これだけ国民に大きな負担をさせておきながら、国の負担が減るじゃないかということですが、私は、これはそれこそ国民の理解が得られないんじゃないかと思うのです。

午前中、あなた方は数字を出すのを大分渋ったけれども、たしか六十五年には一億、七十年には四億、現在の制度のままでいったよりも減るといふような計算を示されたと思うのですけれども、私どもの試算ではもっと大きくなるようになっております。六十一年度、つまり制度の発足の年が千二百十四億、六十五年度は四千四百五十一億、七十年年度は九千七百五十四億というふうに、あなた方が示された数字よりは随分国庫負担が減る額が大きくなりますけれども、そのことについて論争しようとは思ひません。

要するに、こういうふうに国庫負担が減る傾向になるのだということはあなた方も認められたわけですね。国民にこれだけ負担をさせながら、国

の方は、これは財政危機だからということかどうか知りませんが、もしも減らさなければ、これは合意は得られないと思うのですが、どうですか。

○吉原政府委員 誤解のないようにしていただきたいのですが、国庫負担が現在よりも減るといふことはあり得ないのでございます。やはり、現在より国庫負担の額が減るといふことは将来にわたってあり得ない。今、大体二兆数千億の国庫負担を年金制度にしておりますけれども、将来とも、この改正案では三兆になり、四兆になり、例えば昭和六十五年度におきましては三兆三千億ぐらいの国庫負担になるだろう、こういうことになっているわけでございます。

ただ、保険料負担あるいは給付費総体との関係におきまして、現行制度のままでいましておきまして保険料負担が大変なことになる。厚生年金について言いますと保険料負担が三八%、その程度の保険料率になる。それを二八%程度にする。それと同時に国庫負担等も、給付全体の率、国民の負担、保険料負担だけじゃないに国庫負担に対する国民の負担、そういったものも国民の負担限度の範囲内に適正なものに抑制をしたい、こういうこととございまして、国庫負担の額そのものがこの制度によって減るといふことは絶対あり得ないということをお断りしたいと思います。

○小沢(和)委員 それは、私もまるっきりの素人じゃないのですから、絶対額そのものが減るであろうなどというのを言っているわけじゃないのです。今度の改革が行われた場合と行われなかった場合とを比較すればこういうような差が出てくるんじゃないかという点で議論しているのですから、それはわかつての話なんです。

きのうの朝日新聞の記事で出ておりましたけれども、この年金法の改正によって、いわゆる行革特例法による年金関係の歳出削減額はほぼ見合うぐらいの額を国庫負担としてカットできるといふ見通しだというふうな記事が載っております。これは、さっき言いました六十一年度一千二百十

四億ぐらゐの浮くのじゃないかというふうな我々が試算した、むしろそれを裏づける記事のようにも思うのです。そのことは一言指摘だけしておきたいと思うのです。

私、この機会にも一言質問をしておきたいと思うのは、こういう国の負担をできるだけ減らして、こういうのは、結局のところ、いわゆる臨調からそういうことを指示されて、それでやるというふうになつてきたのではないかと、いろいろに考えますけれども、その臨調との関係などはいかがですか。

○吉原政府委員 臨調でも、確かに年金制度についての改革を早急に進めようという御意見をいただいております。ただ、私も、単に臨調から御意見、御指摘をいただいたからやるということではなしに、やはり将来の人口の高齢化、高齢化社会の到来、あるいは人生八十年時代の到来、そういったものにふさわしい年金制度にして、臨調の御指摘があつたからこの改革をやろうということではございません。

○小沢(和)委員 臨調の問題で私、大臣にぜひ一言お尋ねをしておきたいと思うのですが、いわゆる臨調路線というのがどんどん進められてくる中で、新聞などでもよく書いておられますけれども、ここ数年と比較してみると、軍事費だけは二・三%も伸びておりますけれども、社会保障費はわずか五・五%しか伸びない、実質的には当然増えるようなものまでどんどん社会保障関係については削られてくる、こういう状況になつていくわけですね。そして、おとしは老人の医療費が有料化をされる、そしてつい最近健康保険の本人が一割負担、今度は年金、こういうふうにもう社会保障関係が集中攻撃を浴びていくわけですね。軍備などはどんどんふえていく中で社会保障費がこんなまで削り込まれていくというふうなことを、私は、年金もそういう一つの流れの中で、国庫負担を大幅に減らせたいことがやはり至上命令になつて、その面からもこ

の法案というのは成立が急がれているのだと思うのですけれども、大臣の立場でその辺どうお考えになりますか。

○増岡閣僚大臣 この年金改正案につきましては、決してそのような立場ではございませんで、長期的な年金制度の基礎の安定を図つてまいりたい、また給付と負担の公平化もやつてまいりたいというところからスタートした改正案でございます。

○小沢(和)委員 時間がありませんから、この国庫負担との関係で、今行革特例法という名前が出ましたので、そのこともちょっとお尋ねをしておきたいと思うのですが、この行革特例法が今年度いっぱい終了することになつていくわけですね。ところが、今私が引用しました昨日の新聞記事によると、大蔵当局はこれを延長する意向だ。つまり、相変わらず厚生年金の四分の一カットを続けるということかと思うのですけれども、このようなことについてはあなたの方ではどうお考えになるのか。むしろ、私は、今年度で終了させろ、そして積極的に早く返してくれという意思表示をしなければならぬ立場じゃないかと思うのですが、この点についての御見解をいただきたいと思ひます。

○吉原政府委員 特例法の期限が今年度で切れるということはそのとおりでございますが、これを延長するかどうか、私もまだ結論を出しているわけじゃないでございまして、ことしの予算編成時点におきまして政府全体として結論が出されるものというふうな思つております。

○小沢(和)委員 いや、だからあなたの方としてはどうされるおつもりなのか。私もとしては、これとして切れるんだからもうそれでやめてもらいたい、そして、今までの分についてはどういう形で返還してもらふかはつきりしてまいりたいというところで、意思表示をすべき立場ではないかと言つてお尋ねをしておるわけですよ。

○吉原政府委員 私どもとしては、特例法の期限が三年、今年度限りでございまして、そういう

ことで来ておりますので、そういう結論が出されることが望ましいとは思つておりますけれども、最終的にどうするかは、年末の予算編成のときに、厚生年金だけの問題ではございません、ほかにもいろいろの特例措置があるわけでございますので、その期限が来るわけでございますので、全体として政府として適切な結論が出されるものというふうな思ひます。

○小沢(和)委員 時間も追つてまいりましたので、あと厚生年金のことで一言お尋ねをしたいのです。

よくあなたの方が、現在の給付水準はほぼ維持するといふことを言われるのですけれども、厚生年金について言いますと、六十歳でもらうようになつた場合でも、奥さんの部分についてはこれはもらえない。だから、そのために実際には非常に大きな減額率になるんじゃないですか。四十年度の勤続で大体十七万六千円といふこと言われるのについて計算してみると、十四万一千円になるわけでしょう。本来だったら、ずっと納めておいたら、四十年度で今までのいけば二十一万一千円になるはずのものから見ると、三三・二%もの減額になるわけですよ。

私、特に今言いたいのは、ほぼ給付水準を維持するといふことで十七万六千円といふふうに言われるけれども、実際には十四万一千円に言われる人たちは切り込まれていくということですよ。特に奥さんが、平均するといふと日本人は大体三歳ぐらゐ年下だといふことになるから、この奥さんの年金をもらえようになるのは御主人が六十八歳ぐらゐになるわけですね。そうするといふと、六十歳から六十八歳まではこれだけ水準がダウンした中で生活しなければならぬという点、これは非常に深刻な問題じゃないかと思うのです。あなたの方はもうこれはしょうがないといふことじゃないかと思うのですけれども、私もこれはしょうがないでは済まないのではないかと思ふのですがね。この点、どうお考えですか。

うものを何歳ぐらゐからというふうな考えるのが適当かという問題が一つあるわけでございます。基礎年金といふのは、あくまでも夫婦とも六十五歳のときからそれぞれ五万、合わせて十万の年金がもらえるようにしよう、こういうことでございまして。

厚生年金につきましては、従来の夫婦単位といひますか世帯単位の年金といふものを個人単位の考え方に改めていく。その結果、おっしゃるような、奥さんが六十五歳にまだ到達しておられない若い場合の年金水準が今までよりも低くなるというところは確かでございますけれども、それはやはり給付水準の合理化、適正化、そういうことの結果としてそういうことになるというふうに私もは考えているわけでございますし、また、こういった措置も急になつていくことではございませんで、約二十年ほどの経過期間を置いて徐々にそういった給付水準の適正化をとっていききたい、こういうことでございまして。

○小沢(和)委員 婦人の年金権を確立するといふことで、あなたの方が大変格好のいいキャッチフレーズを打ち出したわけですが、実際に婦人の年金権確立といふことで実益が出てくるのは、離婚したときと障害を受けたときというぐらゐで、現実には、大部分の奥さん方には、六十歳で厚生年金を御主人がまさにもらうようになつて、自分自身が六十五になるまではもらえないというの、婦人の年金権が独立をしたという実践的な大部分の奥さんにとつての結果だといふことになつてしまふわけでしょう。これは私は考えてもらわなければいけないと思うのです。御主人については、もとが六十歳からだったといふので、あなたの方は、特例支給といふことですが、御主人の五万円に当たる部分については出すわけですね。そうだとしたら、奥さんの方についても、やはりそういう期待権といふのは尊重して考えていくというふうには私には不公平じゃないかと思ふのです。その辺さらに考える意思はないかといふことをもう一遍お尋ねをして、

終ります。

○吉原政府委員 奥さんが六十五歳以前の方につきましては、基礎年金は出ませんが、従来どおり厚生年金から一万五千円の加給金の対象にはする、こういうことになっているわけでございます。ですから、具体的に違いますのは、そういう加給金の問題にかかわってくるわけでございますけれども、やはり将来の年金の給付水準というものを考えた場合に、今までどおり年金をそのままだにしておきますと、どうしても将来の年金の給付というものが大変なことになって負担も大変なことになる、こういうことになってまいりますので、確かにその部分は今の制度と比べますと年金額が減る部分でございます。減る部分であることは確かでございますけれども、年金制度の給付全体としては合理化なり適正化という考え方で御理解をいただきたい、私はこう思っているわけでございます。

○小沢和委員 理解できません。

○戸井田委員 野呂昭彦君。

○野呂委員 大変お疲れのところでございますけれども、あとしばらくということをお願いを申し上げます。

私はまだ一年生議員で、駆け出しの立場でありますけれども、若いという立場から考えますと、若いのがゆえに、より一層、来るべき二十一世紀の時代というのがどういう時代であるのか、大きな関心と、そしてまた、さらに一層大きな責任を感じておるようなことになってまいりますけれども、今、我が国が国際化だとかあるいは高齢化社会を迎えようとしておる、あるいはまた社会が成熟化していくなどと言われているわけでありまして、こんな中で、年金に対するところの国民の期待と関心というのは大きな高まりを見せてきておるわけですが、しかし、同時に、いざれこういう年金制度が破綻していくのではないだろうか、破綻するのではないだろうかという漠然とした不安が高まっているのも事実でなかろうかと思うわけであり

私は、戦後すぐの生まれ、団塊の世代のちょうど始まりのところでありまして。私も、その同じ若い立場で、年金なんかの話が出ますと、どうせ年金に頼ってあったらもうえなくなるのではないかと、こんなことを言う人も若い人たちの中にも少なくないわけでありまして。こういう不安に對して、年金制度の現状を明らかにしつつ解決へ向けての処方せんを出していく、これはまさに政府としての大きな責任であらうかと思うわけでございます。年金のこの改正案についても、既に前回、またさきの国会に引き続き閉会中の審査あるいは地方公聴会を通じて、もう問題点も相当出されてきたと思うわけでありまして。

〔委員長退席、愛知委員長代理着席〕

そこで、改めて、今回の改正につきまして背景とねらい、そしてまた、今回の一番のポイントが基礎年金の導入をしたということであるわけでありまして、その辺のねらいにつきまして、まず大臣から承りたいと思っております。

○増岡國務大臣 まさに御指摘のとおりでありまして、将来の年金に対する不安感というものは、年代の若い方々にこそ強いわけでございます。したがって、そういう制度でありますけれども、なおその制度の中に制度間の格差がある、あるいはまた基礎の強い、弱いがありますけれども、この年金を改正するにつきましては、基礎の安定と負担と給付の格差の是正ということが中心になっておるわけでございます。したがって、基礎年金というものを導入しておりますけれども、この導入によって安定し、なおかつ、公平な制度の実現を図ろうというものであるわけでございます。それだけに国民の期待も強いものがあると思っております。ぜひとも一日も早く御審議を議していただきますようお願いを申し上げます。

○野呂委員 今、大臣から、この法案成立にかけ強い御意思、政府としてのお立場をお聞きしたいわけでありまして。今、この基礎年金というものは国民のすべてがひとしく加入するという

いうことになっておるわけですが、議論の中で、この基礎年金の部分を社会保険方式ではなくて、税方式でやるとはどうかという議論がかなり出てきておったわけでありまして。外国におきましてはそういう例もあるようでございますけれども、今の日本の現状から社会保険方式、こういう立場でおとりにしたということについて、改めてお伺いをしておきたいと思っております。

○吉原政府委員 先ほどの御議論にもございまして、年金を基本的に税方式でやるかあるいは社会保険方式でやるか、二つの考え方があるわけでございますが、私どもは、いろいろな方、各方面のいろいろな御意見を聞いた上で、将来とも日本の場合には社会保険方式でやるのが望ましい、いくべきであるという結論になったわけでございます。

社会保険審議会でもいろいろ御議論をいただいたわけでございますが、その最終的な御意見は、今これを読み上げますと、「これまでの公的年金制度の長い歴史に鑑み、加入者が給付と負担の両面に係りあいを維持する社会保険方式を維持すること」というような、非常に短い文章でございますが、そういう御意見、結論になったわけでございます。

やはり日本の、国民年金にいたしましても厚生年金にいたしましても、共済もそうでございますが、すべての制度が拠出制年金として発足をし、もう三十年、四十年の歴史を持っている。その中でこれからの年金制度の安定、健全な発展を考えた場合に、やはりその税方式にこの際一挙に変えたいことは実際問題としてなかなか難しいことだと思っておりますし、仮に税方式がいいということにいたしましたとしても、例えば基礎年金部分だけを税でやるにいたしましたとしても、一挙に六兆円の財源が必要になってまいります。六兆円の財源を一体どういうふうにして、どんな財源、どんな税として国民に負担をしていただくのかということになりますと、御案内のようなこういういろいろな問題を持った時期でございますし、現在のような社会

経済あるいは財政状況のもとで税でやるということとは、いわば率直に申しまして、言ってみただけで現実性といえますか、なかなかそれは難しい。そういう意味で、国民的なコンセンサスも得にくいのではないかと、こういうふうに思っております。

○野呂委員 さっきの大臣のお話でも、年金の長期的な安定ということを考えていかなければならない、ところが切迫した状況があるわけで、そういう中でいわゆる社会保険方式というふうな立場をとらざるを得ないんだ、こういうことであらうかと思うわけでございます。

最初私も申し上げましたように、今度のこの年金改正というものが、公平といえますか、世代間の公平といえることが、特にこれは、制度間の格差の是正の問題とともに大変大事な問題であらうかと思うのです。やはり長期にわたってそういうものが安定的に運営されるということではなければ、私どもの世代の若い人たちの不安というものは大変大きなものがあるかと思っております。

それで、この年金改正に、先ほどの基礎年金の導入ということで四つの大きな柱を、導入の点とほかにあと三点、大きな柱として厚生年金の導入と給付の負担の適正化、そして婦人の年金権、障害年金の充実、こういうことになっておるわけでありまして。

そこで、婦人の年金権のことにつきましては、離婚等による無年金の解消というふうなことがありますし、夫婦世帯と単身世帯の水準の適正な分化というものが、こういうことを中心に、サラリーマンの夫人の方々を中心にこの改正の意味合いは大変大きいのではないかと思います。

もう既に議論も出ておったと思うのですが、いまだ一度確認をさせていただきますが、遺族基礎年金に絡んで母子年金あるいは準母子年金、遺児年金というものは遺族基礎年金になるわけでありまして、母子福祉年金もそういうふうな同じ処置になるということでございます。そうすると今回、

今月額三万二千七百円というのが今年度の改正で三万三千三百円になり、それが六十一年の四月からは子供二人の場合に八万円、これは大変大幅な引き上げになってきているわけですが、そういうことで承知しておいていいわけですか。

○吉原政府委員 従来の国民年金による母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に該当する方は、この法律が成立後は遺族基礎年金が支給される、こういうことになるわけでございます。

それから、現在既に母子福祉年金なり準母子福祉年金を受けておられる方がどうなるかといえますと、その方も、厳密に言いますと裁定がえをして、新法による、新制度による遺族基礎年金が支給されるということになるわけでございます。

この場合の年金額がどうなるかということでございますが、子供が一人いる場合の金額はどうかと申し上げますと、五十九年スライド後の母子福祉年金の金額は月額で三万三千三百円でございますが、制度改正後、六十一年からはこれが六万五千円になる。それから、子供二人の場合には三万八千三百円が八万円、子供三人の場合には四万三千三百円が八万五千円、こういうことになるわけでございます。

○野呂委員 福祉年金の該当者というのは数としては少ないというようにお聞きはしておりますが、大変な福音であろう、こう思うわけでありませう。婦人の年金権の確立とともに、障害年金の充実ということ、これは殊のほか大きな柱の一つではないか、こう思うわけでありませう。障害者の方に与えられては、これはまさに大きな福音であり、一日千秋の思いで待つておられることだと思ふわけでありませう。

この障害年金の改正については、幾つかの点があるわけでありませう。特に、障害年金受給者の半数以上に当たります障害福祉年金の受給者が、先ほどの母子福祉年金と同じであります格差が是正される処置がとられるということ、それから、国民年金にはなかった子の加算が新たに付くこと

になること、厚生年金の事後重症の五年制限が撤廃されること、さらに障害福祉年金の所得制限の改善が、扶養義務者の所得制限がなくなつて本人所得の制限だけになる、そして、年金ではないけれども特別障害者手当の支給が創設される、こういう点があるわけでございますが、この一つ一つ、大変画期的なものでもありますが、障害者の方々の切なる願いというものが込められておつたものでございませう。私も、障害者の関係の方々に個人的にもいろいろとお話を聞き、また、党としてもこの方々の切実な叫びというものを耳にできたわけでありませう。

そこで、この障害年金の細かいところで、既に議論も出ておつたかと思ひますが、少し取り上げお聞きをしてみたいと思ひます。

先ほどもあつたかと思ひますが、障害の等級につきましては、厚生年金と国民年金で仕組みあるいは基準が若干違ふところがあるわけでありませう。改正後の等級の取り扱いがどうなるか、確認の意味でもう一度お聞きをいたします。

○吉原政府委員 障害等級の取り扱いでございますけれども、現在、国民年金は障害等級というものが一級と二級の二つに分かれておりまして、日常生活の用がどの程度足せるか、どの程度それが制限を受けるか、そういった観点から等級表が定められておるわけでございます。一方、厚生年金の方は等級が一級から二級、三級までございまして、こちらの方は、労働能力がどの程度制限を受けるか、あるいはそれがなくなつてしまつたかというふうな観点から障害の等級が定められておるわけでございますが、今度、両制度に共通した給付として基礎年金、障害者に対しては障害基礎年金というものがございまして、障害基礎年金と、当然、障害の程度あるいは考え方というものを合わせる必要があるというふうに思つておるわけでございますが、この新制度におきましては、国民年金、厚生年金の障害等級表というものを一本化をしたいというふうに考えているわけでございます。

障害基礎年金の対象としては、国民年金の現在の、一、二級の二段階の障害等級で考えていきたい。その場合に、日常生活の用をどの程度足せるかという観点からの等級表を定めたい。これは、法律が成立いたしましたならば、専門家の御意見を聞きながら最も適切妥当な等級表を定めていきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

従来の厚生年金の三級につきましては、先ほどもお話しがございましたけれども、これをやめるといふことではなしに、三級障害の方につきましては、従来の基礎年金は出ませんけれども、報酬比例部分について障害年金をこれまでどおり厚生年金の独自の給付として出すことにしていきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○野呂委員 今度は事後重症のごときでございますけれども、これは五年制限が撤廃されるということ、既に過去に涙をのんでいる人も適用されるということでございますね。それで、先ほどの質問に出ておりましたが、対象者が今現在で推定できるのは二万二千人くらい、こういうことであつたかと思ひます。事後重症の関係者の方々の期待感というのは相当大きなものがあると思ひますし、緊急度も高いのではないかと。

これは当初八月一日から実施をしたい、こういうことであつたわけでありませう。本改正案はまだ成立ができていないわけでありませうが、成立した段階で直ちに施行いたす考えであるのかどうか、これを確認しておきます。

○吉原政府委員 この事後重症制度につきましては、できるだけ早く施行に移したいというふうに思つておられますが、最初は、現在御審議いただいております法案では、実はことしの八月からもう実施をさせていただきますということであつたわけでございますが、法律の成立がまだでございませうので、私どもとしては、できるだけ早く成立をさせていただいて若干の準備期間、三ヶ月程度以内の準備期間をいただきまして、この事後重症制度だけは六十一年四月を待たずに実施に移させ

ていただきたいというふうに思つております。

○野呂委員 今回のこの障害年金の改善というのは大変画期的なものだと思ふわけでありませうけれども、今の事後重症の年齢制限の撤廃だけでも二万二千人からの方が新たに救われる。そして、これまでの年金を既に受けておられた方々を足しますと、これでその恩恵を受けられる障害者の方々というのは大体どれくらいの人数になられるのであります。

○吉原政府委員 今まで障害福祉年金を受けておられた方が障害基礎年金の支給ということになるわけでございますが、こういったことで額が大幅に改善される、その対象者は約六十二万人でございます。

それから、事後重症制度の改善の対象になる方は、今もお話しがございましたが、約二万二千人でございます。

それから、扶養義務者等の所得制限を撤廃することにしてありますが、その対象になる方は約五千六百人くらいでございます。

○野呂委員 そうしますと、これにさらに、福祉年金でないところのあれがまだあるわけでしょう。

○吉原政府委員 提出中の国民年金を受けておられる方についても若干の改善が図られることになつておられますが、具体的に申し上げますと、国民年金の一級の方につきましては現在月額五万九千七百七十五円が六万二千五百円、それから二級の方につきましては四万七千八百七十七円が月額五万円、基礎年金相当額に上るということになるわけでございますが、国民年金の一級の受給者の方は現在十五万六千人、二級の方は十三万人、合計で二十八万六千人ということになっております。

○野呂委員 この関係者の方々、相当な数に上るわけでありませうし、その障害者の方々のすぐ近くで取り巻いておられる関係者の方々、あるいは国際障害者年に始まりまして大変世論の高まりというものもあるわけでございます。そういう意味から、この障害年金の改革ということの内容につき

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

一 二十歳に達したとき。

二 日本国内に住所を有するに至つたとき。

三 前条第一項第一号イ及びロのいずれにも該当しなくなつたとき。

四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

五 被扶養配偶者となつたとき。

第九条中「第三号」を「第三号から第五号までのいずれかに改め、同条第二号中「有しなくなつたとき」の下に「(第七条第一項第二号又は第三号に該当するときは除く。)」を加え、同条第三号中「達したとき」の下に「(第七条第一項第二号に該当するときは除く。)」を加え、同条に次の三号を加える。

四 第七条第一項第一号イ又はロに該当するに至つたとき(同項第二号又は第三号に該当するときは除く。)

五 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき(第七条第一項第一号又は第三号に該当するときは除く。)

六 被扶養配偶者でなくなつたとき(第七条第一項第一号又は第二号に該当するときは除く。)

第十条第一項中「被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その者の第一号及び第二号に掲げる」を「被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者となつた場合において、その者の次に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号

中「被保険者の資格を取得した日」の下に「又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた日」を加え、同項第三号及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項を同条第二項とする。

ただし、被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、当該第一号被保険者となつた日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、当該第一号被保険者となつた日にさかのぼつて被保険者の資格を喪失したものとみなす。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 第一号被保険者としての被保険者期間、第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別(第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ)に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上わたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

第十二条第一項中「喪失」の下に「並びに種別の変更」を加える。

第十四条中「喪失」の下に「種別の変更」を加える。

第十五条各号を次のように改める。

- 一 老齢基礎年金
- 二 障害基礎年金
- 三 遺族基礎年金

四 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

第十六条の次に次の一条を加える。

(年金額の自動改定)

第十六条の二 年金たる給付(付加年金を除く)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という)が昭和六十年(この項の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第十七条中、「年金給付の額」の下に「(第三十条の二又は第三十九条の規定により加算する額を除く。又は当該加算する額」を加え、同条に後段として次のように加える。

第三十九条の二 第二項の規定により遺族基礎年金の額を計算する場合における第三十八条に定める額及び同項に規定する加算額についても同様とする。

第十七条の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一月未満の端数の処理については、政令で定める。

第十八条第三項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改め、同条第四項を削る。

第十八条の三(第六十一条第二項、第七十九条の四第二項及び第八十二条第四項において準用する場合を含む)、第四十一条の二、第四十二条第一項を「第三十七條の二に」、「第五十二条の三第一項、第六十一条第一項、第六十四條の三第一項、第七十九條の四第一項、第七十九條の五、第八十二条第三項及び第八十二条の二第二項」を「及び第五十二条の三第一項」に改める。

第十九条第二項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「夫」を「被保険者又は被保険者であつた者」に改め、同条第三項ただし書及び第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十条を次のように改める。

(併給の調整)

第二十條 年金給付(老齢基礎年金及び付加年金を除く)は、その受給権者が他の年金給付(付加年金を除く)又は厚生年金保険法による年金たる給付(当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ)を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付(付加年金を除く)又は同法による年金たる給付(遺族厚生年金を除く)を受けることができる場合における当該老齢基礎年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる給付については、この項の本文若しくは次項又は同法第三十八条第二項の規定(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む)によりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請(前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む)は、いつでも、将来に向か

の初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日以後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険者でなかつた者に限る。）が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日以後において、障害認定日が二十歳に達した日以後であるときはその障害認定日以後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十一条中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「さらに」を「更に」に改める。

第三十二条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害基礎年金」に改め、「及び第二項」を削る。

第三十三条第一項を次のように改める。

障害基礎年金の額は、六十万円とする。

第三十三条第二項を削り、同条第三項中「別表に定める」を「障害等級の」に、「障害年金」を「障害基礎年金」に、「前二項の」を「前項の」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規

定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）を加算した額とする。

2 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 婚姻をしたとき。

四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

第三十四条の見出し中「変つた」を「変わった」に改め、同条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「障害の等級以外の等級を」を「障害等級以外の障害等級」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「障害年金」を「障害基礎年金」に改める。

第三十五条中「障害年金」を「障害基礎年金」

に、「別表に定める」を「厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する」に、「同表に定める」を「同項に規定する障害等級に該当する」に改める。

第三十六条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に改め、「その他政令で定める法令によるこれに相当する給付」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「別表に定める」を「障害等級に該当する」に改め、同項を同条第二項とする。

第三章第三節第三十六条の次に次の三条を加える。

第三十六条の二 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができるとき。

二 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

四 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が前条第一項又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。）が、いずれも政令で定める額に満

たないときは、第一項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額を超えるときは、当該障害基礎年金のうちその超える額に相当する部分については、この限りでない。

4 第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

5 第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、障害又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項、第三項及び前項の規定を適用しない。

6 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、その支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合において、その損害を受けた月から翌年の七

月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

2 前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えたときは、当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

「第四節 母子年金、准母子年金、遺児年金及び寡婦年金」を「第四節 遺族基礎年金」に改め、「第一款 母子年金及び准母子年金」を削る。

第三十七条を次のように改める。

(支給要件)

第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の妻又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが、死亡したとき。

三 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。

四 第二十六条ただし書に該当しないものが、死亡したとき。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲)

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子（以下単に「妻」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものである。

一 妻については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子については、十八歳未満であるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあること。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、妻は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

第三十八条の前の見出しを「(年金額)」に改め、同条中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「五十万六千六百円」を「六十万円」に改める。

第三十九条第一項を次のように改める。

妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）を加算した額とする。

第三十九条第二項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「第三十七条第一項」を「第三十七条の二第二項」に改め、同条第三項中「第一項の規定によりその額が加算された母子年金」を「妻に支給する遺族基礎年金」に、「子のうちの」を「第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の」に改め、同項第四号中「夫又は妻のいずれの子でも」を「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子で」に改め、同項第六号及び第七号中「別表に定める」を「障害等級に該当する」に改める。

第三十九条の二を次のように改める。

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ六万円（そのうち一人については、十八万円）を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

第四十条の見出しを「(失権)」に改め、同条第一項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、同条第二項中「母子年金」を「妻の有する遺族基礎年金」に、「子が一人」を「第三十九条第一項に規定する子が一人」に、「子が二人」を「同項に規定する子が二人」に、「前条第三項各号」を「同条第三項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。

二 十八歳に達したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

四 二十歳に達したとき。

第四十一条の見出しを「(支給停止)」に改め、同条第一項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「夫」を「被保険者又は被保険者であつた者」に改め、「その他政令で定める法令によるこれに相当する給付」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するときは（妻に対する遺族基礎年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く）、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

第四十一条の二を次のように改める。

第四十一条の二 妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 妻は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第四十一条の三から第四十一条の五までを削る。

「第一款 遺児年金」を削る。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族基礎年金の支給を

停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十九条の二第二項の規定は、第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替えるものとする。

第三章第四節第三款の款名並びに同章第四節の二及び第五節の節名を削る。

第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

第一款 付加年金

第四十三条から第四十八条までを次のように改める。

(支給要件)

第四十三条 付加年金は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

(年金額)

第四十四条 付加年金の額は、二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

(国民年金基金の解散の場合の取扱い)

第四十五条 国民年金基金が解散したときは、解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間(第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る)は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前二条の規定を適用する。

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が付加年金の受給権を取得した後、当該国民年金基金が解散したものである

ときは、その国民年金基金が解散した月の翌月から、当該付加年金の額を改定する。

3 第一項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得した後、当該国民年金基金が解散したものである場合(前項の規定に該当する場合を除く)におけるその者に対する第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、「加入員であつた国民年金基金が解散」と読み替えるものとする。

(支給の繰下げ)

第四十六条 付加年金の支給は、その受給権者が第二十八条第一項に規定する支給繰下げの申出を行つたときは、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

2 第二十八条第四項の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第四項中「前条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

(支給停止)

第四十七条 付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。

(失権)

第四十八条 付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第四十八条の次に次の款名を付する。

第二款 寡婦年金

第四十九条第一項中「被保険者期間につき第二十六条に規定する要件に該当していたを」第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるに、「障害年金(第五十六条の規定によつて支給されるものを除く)」「障害基礎年金」に、「老齢年金」を「老齢基礎年金」に改める。

第五十条中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加え、「第二十七条第一項」を「第二十七条の規定」に、「二分の一」を「四分の一」に改める。

第五十一条の次に次の款名を付する。

第三款 死亡一時金

第五十二条の二第二項中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加え、「老齢年金、通算老齢年金、障害年金(第五十六条第一項の規定によつて支給されるものを除く)、母子年金(第六十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く)又は準母子年金(第六十四条の三第一項の規定によつて支給されるものを除く)」を「老齢基礎年金又は障害基礎年金」に改め、同条第二項第一号中「母子年金又は準母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

第五十二条の二第二項第二号中「その子の母」を「その子又は死亡した者の妻」に、「母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

第五十二条の二に次の一項を加える。

3 第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合(その者の死亡によりその者の妻が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く)であつて、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によつて当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

第五十二条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

第五十二条の三第二項中「死亡一時金」の下に「(前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。)」を加える。

第五十二条の四第一項中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加え、

上二〇年未満	二三、〇〇〇円
以上二五年未満	二八、〇〇〇円
三年以上二五年未満	一〇〇、〇〇〇円

に、「三六、〇〇〇円」を「二六、五〇〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加える。

第五十二条の五中「第二十七条の二第一項」を「第四十五条第一項」に、「前条第二項」を「前二条」に改める。

第五十二条の六中「遺児年金又は」を削る。

第五十三条から第六十八条までを次のように改める。

第五十三条から第六十八条まで 削除

第六十九条中「障害年金」を「障害基礎年金」に改める。

第七十一条第一項中「母子年金、準母子年金、遺児年金」を「遺族基礎年金」に改め、「夫、男子たる子、父、祖父又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「死亡させた者」を「死亡させた者について」に改め、同条第二項中「準母子年金又は遺児年金」を「遺族基礎年金」に改める。

第七十二条第二号中「別表に定める程度の障害の状態にあることにより老齢年金の受給権を有し、若しくはその額が計算されている者、障害年金を「障害基礎年金」に改め、「孫若しくは弟妹」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第七十四条から第八十三条まで 削除

第八十四条第一項中「被保険者、被保険者であつた者及び受給権者」を「第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者」に改める。

第八十五条第一項中「及び第三項」を削り、同項各号を次のように改める。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）をいう。以下同じ。の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）に、一から第九十四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した率を控除して得た率を乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限り）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 当該保険料免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）を三で除して得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の四十に相当する額

第八十五条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第八十七条第四項中「第四項第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四千五百円」を「六千八百円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。

第八十七条の二第一項中「被保険者」を「第一号被保険者」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「行なわれた」を「行われた」に、「第九十四条第二項」を「第九十四条第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「前における直近の基準月」を「前月」に、「すでに」を「既に」に改める。

第八十九条中「前における直近の基準月」を「前月」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づき障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者であるとき。

第九十条第一項中「前における直近の基準月」を「前月」に、「すでに」を「既に」に改める。

第九十一条を次のように改める。

（保険料の納期限）

第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

第九十二条第一項中「十二月」を「翌年の二月」に、「翌年」を「における最初」に改める。

第九十四条第一項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に、「これに相当する額を追納」を「追納」に、「さきに」を「先に」

に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

第九十四条の次に次の二条を加える。

（基礎年金拠出金）

第九十四条の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金拠出金を負担する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数とを合算した数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する被保険者の総数、第二号被保険者の総数及び第三号被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の標準の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。

（第二号被保険者及び第三号被保険者に係る特例）

第九十四条の三 第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者としての被保険者期間及び第三号被保険者としての被保険者期間については、政府は、保険料を徴収せず、被保険者は、保険料を納付することを要しない。

第九十一条第一項中「保険料」を「又は保険料」に改め、「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による処分」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第九十四条中「母子年金若しくは準母子年金」を「遺族基礎年金」に、「その額」を「障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額」に改め、「孫若しくは弟妹」を削る。

くは弟妹」を削る。

第七十七条第二項中「別表に定める程度の障害の状態にあることにより老齢年金の受給権を有し、若しくはその額が計算されている者、障害年金の受給権者又は同表に定める程度の障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する」に、「遺児年金及び「母子年金若しくは準母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、「孫若しくは弟妹」を削る。

第八十八条中「受給権者の配偶者、扶養義務者若しくは義務教育終了後の子、夫の子、孫若しくは弟妹」及び「若しくはその配偶者」を削り、「公的年金給付」を「第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付」に改める。

（経過措置）

第九十九条の三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第一百一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第一百一条の二第二項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第一百二条中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第一百三三条中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百四四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第一百六条中「被保険者（第八十七条の二第二項に規定する第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者を除く）」を「第一号被保険者（第八十九条又は第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者を除く）」に改める。

第一百九条第二項中「被保険者」を「第一号被

保険者に、「行なり」を「行う」に改め、同条第五項中「被保険者」を「第一号被保険者」に改める。

第二百二十条第一項第四号中「代議員会」を「代議員及び代議員会」に改める。

第二百二十二条第四項及び第二百二十四条第六項中「二年」を「三年を超えない範囲内で規約で定める期間」に改める。

第二百二十七条第一項中「被保険者」を「第一号被保険者」に改め、同条第四項第一号中「喪失したとき」の下に、「又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者となつたとき」を加える。

第二百二十九条第一項中「老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下この章において同じ)又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に改め、同条第二項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に改める。

第二百三十条第二項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に、「第二十八条第二項(第二十九条の五において準用する場合を含む。又は第二十八条の二第三項の規定により支給される)を「第二十八条又は附則第九条の二の規定による」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「当該基金の加入員期間に応じ第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額をこえる」を「八千五百円をこえる」に改める。

第三百三十一條中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百三十三條を次のように改める。

第三百三十三條 削除

第三百三十八條の表中、「第三項本文、第五項及び第六項を」及び第三項から第五項まで、「老齢年金(第七十九條の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。又は通算老齢年金)及び「老齢年金(第七十九條の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。及び通算老齢年金)を「老齢基礎年金」に、「夫、男子たる子、

父、祖父又は被保険者若しくは」を「被保険者又は」に改める。

第四百四十三條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四百四十五條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号中「行なり」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第四百四十六條から第四百四十八條までの規定中「二万円」を「十万円」に改める。

附則第三條から第七條の二までを次のように改める。

(組合員等に関する取扱い)

第三條 次の各号に掲げる者は、第七條第一項の規定にかかわらず、被保険者となし。

一 被用者年金各法(厚生年金保険法を除く。)に基づく共済組合(以下「組合」という)の組合員及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員(以下「組合員」という)。

二 組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く)の配偶者であつて主として当該組合員の収入により生計を維持するものとして政令で定める者(厚生年金保険の被保険者及び組合員を除く。以下「組合員の被扶養者たる配偶者」という)。

2 前項に該当する者が同項に該当しなくなつた場合において第七條第一項各号のいずれかに該当するときは、その日に被保険者の資格を取得するものとし、また、第一号被保険者又は第三号被保険者が前項に該当するに至つたときは、その日に被保険者の資格を喪失するものとする。

第四條 この法律による年金給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(組合員及び組合員の被扶養者たる配偶者を除く)は、第七條第一項の規定にかかわらず、被保険者となし。

2 前項に規定する者の被保険者の資格の取得

及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(任意加入被保険者)

第五條 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者、第三号被保険者並びに組合員及び組合員の被扶養者たる配偶者を除く)は、第七條第一項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、第七條第一項第一号イ若しくはロに該当するもの又は前条第一項に規定する政令で定める者であるもの

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十歳未満のもの

2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三條第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九條第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。

一 六十五歳に達したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 附則第三條第一項に該当するに至つたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

6 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当する

に至つた日の翌日(第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

二 第七條第一項第一号イ及びロ並びに前条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき。

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による被保険者は、第八十四條第一項及び第八十七條の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五條第二項の規定の適用については第七條第一項第一

号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六までの規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による被保険者については、第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。

第六条 第一号被保険者である者が第七条第一項第一号イ若しくはロ又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれかに該当するに至つた場合（附則第三条第一項に該当する場合を除く。）において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

（被保険者期間に関する特例）

第七条 第一号被保険者でなかつた期間のうち附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者、第三号被保険者又は組合員若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間及び六十歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」という。）又は組合員であつた期間若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。以下同じ。）を有する者に対する第十條第一項の規定の適用については、当該合算対象期間並びに当該組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間は、被保険者期間とみなす。

2 前項の規定により被保険者期間とみなされる期間の計算については、第十一條の規定の例による。

3 第一項の場合において、組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間につき第十條第一項の規定の適用を受けようとする者については、当該組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間については、当該組合の承認を受けたところによる。

4 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、当該組合に係る被用者年金各法の定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査を請求することができる。

5 第三項の場合において、当該組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間に係る同項に規定する確認の処分についての不服を、第十條第一項に規定する被保険者の資格に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第七条の二 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険法による保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（同法第七十五條ただし書に該当するときは除く。）は、当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る第二号被保険者としての被保険者期間は、第五條第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。その者の配偶者が第三号被保険者である場合における当該厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る当該配偶者の第三号被保険者としての被保険者期間についても、同様とする。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

第七条の三 第二号被保険者については、第十二條及び第五條の規定を適用しない。

2 第七条第一項第二号に該当しなかつた者が同号に該当することにより被保険者となつたときは、都道府県知事は、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、第十三條第一

項ただし書に該当するときは、この限りでない。

附則第八條に見出しとして「資料の提供」を付し、同条中「被用者年金各法に定める組合その他の管掌機関（恩給に関する裁定庁、本府庁及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に関するこれらに相当する機関を含む。）」を「組合その他の第七條第一項第一号ロに規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関」に改める。

附則第九條から第九條の三までを次のように改める。

（老齢基礎年金等の支給要件の特例）

第九條 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有し、かつ、第二十六條ただし書に該当する者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間並びに組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、同条、第三十七條（第四号に限る。）、次条第一項及び附則第九條の三第一項の規定の適用については、第二十六條ただし書に該当しないものとみなす。

2 附則第七條第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第十條第一項」とあるのは「第二十六條又は第三十七條（第四号に限る。）」と、同条第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは「当該組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間に基づく老齢基礎年金又は遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

（老齢基礎年金の支給の繰上げ）

第九條の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの（被保険者でないものに限る。）は、当分の間、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第

二十六條ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、第二十六條の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

3 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七條の規定にかかわらず、同条に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

4 第二項の規定による老齢基礎年金は、受給権者が被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。

5 第三十條第一項（第二号に限る。）、第三十條の二、第三十條の三、第三十條の四第二項及び第四十九條並びに附則第五條の規定は、第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

6 寡婦年金の受給権は、受給権者が第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

7 第三項の規定は、第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者が第八十七條の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する場合における付加年金の額について準用する。

8 第二十條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「（老齢基礎年金）」とあるのは「（老齢基礎年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。））」と、「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年金の支給）

第九條の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他の政令で定める共済組合の組合員であつた期

間であつて政令で定める期間を合算した期間が二十五年以上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場合に限る。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条の規定の例によつて計算した額とする。

3 第一項の規定による老齢年金は、第三章（第二節及び第三十七条の規定を除く。）及び第七章から第十章まで並びに厚生年金保険法第三十八条の規定の適用については、老齢基礎年金とみなす。

4 第二十八条及び前条（同条第一項ただし書を除く。）の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、前条第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは、「次条第一項に規定する要件に該当する」と、同条第二項中「第二十六条」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。附則第九条の三の次に次の三条を加える。（組合員であつた者に係る障害基礎年金及び遺族基礎年金の特例）

第九條の四 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について組合が支給する年金たる給付を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、二十歳に達する日前におけるその初診日において組合員であつた者の当該傷病による障害については、第三十条の四の規定は適用しない。

3 第三十二条第二項の規定は、障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得し、当該新たに取得した障害基礎年金が第一項の規定によりその支給を停止すべきものである場合に準用する。

第九條の五 第三十六条の二及び第八八條の規定の適用については、組合が支給する年金たる給付は、第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付とみなす。

第九條の六 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について組合が支給する年金たる給付を受けることができる者があるときは、その間、その額の五分の二に相当する部分（当該年金たる給付の額が当該遺族基礎年金の額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該年金たる給付の額に相当する部分）の支給を停止する。

別表を削る。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満

第三條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

第五級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一二級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一三級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一四級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第二一級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二二級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二三級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二四級	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二五級	三二〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二六級	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二七級	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二八級	三八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二九級	四〇〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第三〇級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四七五、〇〇〇円未満
第三一級	四七〇、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円以上 四九五、〇〇〇円未満

第四十二條第一項第五号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十六條第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級から第十七級まで」を「第七級から第十一級まで」に、「第十八級から第二十級まで」を「第十二級から第十四級まで」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十六條の三第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十六條の七第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級から第十七級まで」を「第七級から第十一級まで」に、「第十八級から第二十級まで」を「第十二級から第十四級まで」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十七條第二項中「なかつたもの」の下に「(六十五歳に達する日の前々日以前に障害認定日があるものに限り)を加え、(初診日から起算して五年を経過する日)を(同日後六十五歳に達する日の前日)に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の百六」を「千分の百二十四」に、「千分の七十四」を「千分の九十二」に改め、同項第二号中「千分の八十九」を「千分の百十三」に、「千分の六十」を「千分の八十三」に改め、同項第三号中「千分の百十八」を「千分の百三十六」に、「千分の七十四」を「千分の百四」に改め、同項第四号中「千分の百六」を「千分の百二十四」に改める。

附則第二十八條の三第一項第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 老齢年金」を「第二節 老齢厚生年金」に改め、「第二節の一 通算老齢年金(第四十六條の二、第四十六條の七)」を削り、「第三節 障害年金及び障害手当金」を「第三節 障害厚生年金及び障害手当金」に、「第四節 遺族年金(第五十八條―第六十八條の二)」を「第四節 遺族厚生年金(第五十八條―第七十二

条)に改め、「第四節の二 通算遺族年金(第六十八條の三―第六十八條の六)及び「第五節 脱退手当金(第六十九條―第七十二條)」を削り、「第六節 保険給付の制限」を「第五節 保険給付の制限」に改める。

第一号中「死亡又は脱退」を「又は死亡」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 保険料納付済期間 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第五條第二項に規定する保険料納付済期間をいう。

二 保険料免除期間 国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間をいう。

第三條第一項第三号から第七号までを削り、同項第八号中「但し」を「ただし」に、「三箇月をこえる」を「三月を超え」に改め、同号を同項第三号とする。

第五條中「社会保険審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第六條第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「又は」を「若しくは」に改め、「という」の下に「又は船舶」を加え、同項第一号中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「法人」の下に「事業所又は」を加え、「五人以上の」を削り、同項に次の一号を加える。

三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條に規定する船員(以下単に「船員」という。)

として船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十條に規定する場合にあつては、同條の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。)に使用される者が乗り組む船舶(第五十九條の二を除き、以下単に「船舶」という。)

第六條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

第七條中「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

第八條第一項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改める。

第八條の二第二項中「二以上の適用事業所」の下に「(船舶を除く。)」を加える。

第八條の二の次に次の一條を加える。

第八條の三 二以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該二以上の船舶は、一の適用事業所とする。この場合において、当該二以上の船舶は、第六條の適用事業所でないものとみなす。

第九條及び第十條第一項中「使用される」の下に「六十五歳未満の」を加える。

第十二條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同條第二号を削り、同條第三号中「臨時に使用される者」の下に「(船舶所有者に使用される船員を除く。)」を加え、「一箇月」を「一月」に、「日」を「日々」に、「二箇月」を「二月」に改め、同号を同條第二号とし、同條第四号を同條第三号とし、同條第五号中「使用される者」の下に「(船舶所有者に使用される船員を除く。)」を加え、「四箇月」を「四月」に改め、同号を同條第四号とし、同條第六号中「六箇月」を「六月」に改め、同号を同條第五号とする。

第十四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「さらに」を「更に」に改め、「至つたとき」の下に「又は第五号に該当するに至つたとき」を加え、同條第二号中「事業所」の下に「又は船舶」を加え、同條に次の一号を加える。

五 六十五歳に達したとき。

第十五條から第十七條までを次のように改める。

第十五條から第十七條まで 削除

第十八條の見出しを「(資格の得喪の確認)」に改め、同條第一項中「並びに被保険者の種別の変更」を削り、「但し」を「ただし」に、「第十四條第三号」を「及び第十四條第三号」に改め、「並びに第四種被保険者の資格の取得及び喪失」を

削る。

第十九條第三項を削り、同條第四項中「さらに」を「更に」に改め、同項を同條第三項とする。

第十九條の二を次のように改める。

第十九條の二 被保険者が厚生年金基金の加入員(以下この条において単に「加入員」という)となつた月は加入員であつた月と、加入員であつた者が加入員でなくなつた月は加入員でなかつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり加入員であるかないかの区別に変更があつたときは、その月は、最後に加入員であつたときは加入員であつた月と、最後に加入員でなかつたときは加入員でなかつた月とみなす。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(船員たる被保険者の標準報酬)

第二十四條の二 船員たる被保険者の標準報酬の決定及び改定については、第二十一條から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第四條第二項から第六項まで及び第四條の二の規定の例による。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第二十七條中「被保険者の種別の変更」を削る。

第三十二條各号を次のように改める。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

第三十四條を次のように改める。

(年金額の自動改定)

第三十四條 年金たる保険給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という)が昭和六十年(この項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下

るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第三十五条中「保険給付の額」の下に「第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。」又は当該加算する額を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、保険給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第三十七条第二項中「遺族年金又は通算遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(併給の調整)

第三十八条 年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）は、その受給権者が他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付又は同法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。）を受けることができる場合における当該遺族厚生年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は同法第二十条第二項の規定（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）によりその支

給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金たる保険給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第三十九条に次の一項を加える。

3 同一人に対して国民年金法による年金たる給付の支給を停止して年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として同法による年金たる給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる給付は、年金たる保険給付の内払とみなすことができる。

第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」を「老齢厚生年金」に改め、同条第二項中「但し、老齢年金、通算老齢年金及び脱退手当金」を「ただし、老齢厚生年金」に改める。

「第二節 老齢年金」を「第二節 老齢厚生年金」に改める。

第四十二条第一項を次のように改め、同条第二項及び第三項を削る。

老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

第四十三条第一項を次のように改め、同条第二項から第六項までを削る。

老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計

算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の七・五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

第四十四条第一項を次のように改める。

老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限り）の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

第四十四条第三項中「規定する」を「の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、左の各号の「一」を「次の各号のいづれか」に改め、「その者については」を削り、「かわからず」の下に「その者に係る同項の」を加え、「計算を」を「加算」に改め、同条第七号中「別表第一に定める一級又は二級の」を「障害等級の一級又は二級に該当する」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の」を「障害等級の一級又は二級に該当する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 子が、婚姻をしたとき。

第四十四条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

第四十四条第三項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

十 子が、二十歳に達したとき。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）とする。

第四十四条の二第一項中「老齢年金」を「老齢厚生年金」に、「第四十三条第一項の基本年金額のうち第三十四条第一項第二号に掲げる」を「第四十三条に規定する」に改め、「（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む）」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「老齢年金」を「老齢厚生年金」に改める。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる保険給付若しくは国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。以下この項において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日以後に他の年金たる保険給付若しくは同法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 前項の申出は、国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者にあつては、同法第二十八条第一項に規定する支給繰下げの申出と同時にしなければならない。

3 第一項の申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢厚生年金の額は、第四十三条及び第四十四条の規定にかかわらず、これらの規定により計算し

た額に政令で定める額を加算した額とする。
第四十五条中「老齢年金」を「老齢厚生年金」に改める。

第四十六条を次のように改める。
(支給停止)

第四十六条 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金は、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限り)又は障害厚生年金(その全額につき支給を停止されている老齢厚生年金又は障害厚生年金を除く)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、国民年金法による障害基礎年金、共済組合が支給する年金たる給付その他の年金たる給付のうち、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第三章第二節の二を削る。

「第三節 障害年金及び障害手当金」を「第三節 障害厚生年金及び障害手当金」に改める。

第四十七条の見出しを「(障害厚生年金の受給権者)」に改め、同条第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、「被保険者であつた間に」を削り、「負傷した者が、その傷病に係る初診日」を「負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。))において被保険者であつた者が、当該初診日に、「別表第一に定める」を「次項に規定する障害等級に該当する」に改め、

同項に次のただし書を加える。

ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

第四十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十七條の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者であつて、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

第四十七條の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この条において「基準傷病」という。)に係る初診日において被保険者であつた者であつて、基準傷病以外の傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この条において「基準障害」という。)と他の障害とを併合して障害等級の一級

又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)に係る初診日以降であるときに限り)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。

2 第四十七條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替へるものとする。

3 第一項の障害厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該障害厚生年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

第四十八條の前の見出しを「(障害厚生年金の併給の調整)」に改め、同条第一項中「障害年金」を「障害厚生年金(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。以下この条、次条及び第五十二條の二において同じ。)」に、「さらに」を「更に」に、「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第四十九條第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第五十條の前の見出しを「(障害厚生年金の額)」に改め、同条第一項を次のように改める。

障害厚生年金の額は、第四十三條の規定の例により計算した額とする。この場合において、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

第五十條第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

第五十條の次に次の一条を加える。

第五十條の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

3 第四十四條第四項(第五号から第十号までを除く)の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害厚生年金について準用する。

第五十一條第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

第五十條第一項に定める障害厚生年金の額については、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(第四十七條の三第一項の規定による障害厚生年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八條第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日(第四十七條の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日)のうちいずれか遅い日とする)の属する月後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第五十二條第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「障害の等級以外の等級」を「障害等級以外の障害等級」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第五十二條の次に次の一条を加える。

国民年金法による障害基礎年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く）の受給権を有するに至つたときは、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害と当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額を改定する。

第五十三条中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「別表第一に定める」及び「同表に定める」を「障害等級に該当する」に改める。

第五十四条第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「別表第一に定める」を「障害等級に該当する」に改め、同条第三項中「第四項及び第五項」を削り、「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項中「被保険者であつた間に」を削り、「負傷した者が、その傷病に係る初診日」を「負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者が、当該初診日に、別表第二に」を「政令で」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十七条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第五十六条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「老齢年金」を「年金たる保険給付」に、「障害年金」を「国民年金法による年金たる給付又は共済組合が支給する年金たる給付」に、「又は労働者災害補償保険法」を「労働者災害補償保険法」に改め、「障害給付」の下に「又は船員保険法による障害年金」を加える。

第五十七条中「基本年金額」を「第五十条第一項の規定の例により計算した額」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

「第四節 遺族年金」を「第四節 遺族厚生年金」に改める。

第五十八条第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「各号の二」を「各号のいずれかに」に改

め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

第五十八條第一項第一号を削り、同項第二号中「通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六箇月以上である」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六箇月以上である者」を「被保険者であつた者」に、「発した傷病に係る」を「初診日がある傷病により当該」に改め、「その傷病により」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「別表第一に定める」を「障害等級の二」に、「二級の」を「二級に該当する」に、「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条ただし書に該当しない者が、死亡したとき。

第五十八條第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

第五十九條第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項第一号中「であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあること」を「であること」に改め、同項第二号中「別表第一に定める」を「二十歳未満で障害

等級の二に、「二級の」を「二級に該当する」に、「あること」を「あり、かつ、現に婚姻をしていないこと」に改め、同条第二項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第五十九條の二中「三箇月」を「三月」に、「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十条第一項を次のように改める。

遺族厚生年金の額は、第四十三条の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額とする。この場合において、第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

第六十条第二項を削り、同条第三項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「前二項を」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十一条中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 遺族厚生年金（第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く）の受給権者である妻がその権利を取得した当時四十歳以上六十五歳未満であつたときは、その妻が六十五歳に達するまでの間、第六十条の遺族厚生年金の額に四十五万円を加算する。

2 前項に規定する遺族厚生年金の受給権者である妻が六十五歳に達したときにおける年金の額の改定は、その妻が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

第六十二条の二を削る。

第六十三条第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「遺族年金」を「遺族厚

生年金に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「但し」を「ただし」に改め、「受給権を取得した時から引き続き」を削り、「別表第一に定める」を「障害等級の二に」、「二級の」を「二級に該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

第六十三條第三項を削り、同条第四項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十四條中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金は、その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十五条の二を削る。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族厚生年金が次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

2 妻に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 夫に対する遺族厚生年金は、子が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第六十七條第一項中「配偶者」の下に「又は子」

を加え、「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、「子」の下に「又は配偶者」を加え、同条第二項中「配偶者」の下に「又は子」を加える。
第六十八條中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十八條の二を削る。

第三章第四節の二を削る。

第五節 脱退手当金を削る。

第六十九條から第七十二條までを次のように改める。

第六十九條から第七十一條まで 削除

第七十三條中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「支給せず、また、当該障害については、第四十二條第二項の規定は、適用しない」を「支給しない」に改める。

第七十四條中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「等級を」を「障害等級」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第七十五條第一項を削る。

第七十六條第一項中「遺族年金又は通算遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「死亡させた者にも」を「死亡させた者について」に改め、同条第二項中「遺族年金又は通算遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第七十七條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「別表第一に定める」を「障害等級に該当する」に、「加給年金額の計算の基礎となつてゐる者」を「第四十四條第一項の規定によりその者について加算が行われている子」に改める。

第三章第六節を同章第五節とする。

第八十條第一項を次のように改める。

国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四條の二の規定により負担する基礎年金拠出金（以下単に「基礎年金拠出金」という。）の額の三分の一に相当する額を負担する。

第八十條第二項中「事務」の下に「（基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。）」を加える。

第八十一條第一項中「費用」の下に「（基礎年金拠出金を含む。）」を加え、同条第四項中「費用」の下に「（基礎年金拠出金を含む。）」を加え、且つ、少くともを「かつ、少なくとも」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 保険料率は、当分の間、千分の百二十四（厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、千分の九十二）とする。

第八十二條第一項ただし書及び同条第三項を削り、同条第四項中「事業所」の下に「又は船舶」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十三條第一項中「（第四種被保険者が納付すべき保険料については、その月の十日）」を削る。

第八十三條の二を削る。

第八十四條第一項中「事業所」の下に「又は船舶」を加える。

第八十五條中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

四 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つた場合

第九十條第四項中「基く」を「基づく」に改め、「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」を削る。

第九十七條第一項中「別表第一に定める」を「障害等級に該当する」に、「加給年金額の計算の基礎となつてゐる者」を「第四十四條第一項の規定によりその者について加算が行われている子」に改める。

第九十條の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第九十條の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴ひ合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二百一十條第一項中「六箇月」を「六月」に、「三

万円」を「二十万円」に改める。

第二百一十條中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百五十條中「一万円」を「十万円」に改める。

第二百一十條中「（第四種被保険者を除く。）」を削る。

第二百一十條第一項中「（第四種被保険者を除く。）以下次項において同じ。」を削る。

第二百一十條第一項第三号中「所在地」の下に「（船舶の場合にあつては、船舶所有者の名称及び所在地）」を加え、同項第四号中「代議員会」を「代議員及び代議員会」に改める。

第二百一十條第四項及び第二百一十九條第五項中「二年」を「三年を超えない範囲内で規約で定める期間」に改める。

第二百二十二條中「（第四種被保険者を除く。）」を削る。

第二百二十三條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「事業所が」を「事業所又は船舶が」に改める。

第二百二十四條各号列記以外の部分中「各号の」を「各号のいずれかに」に、「さらに」を「更に」に改め、「至つたとき」の下に「又は第五号に該当するに至つたとき」を加え、同条第三号中「事業所が」を「事業所又は船舶が」に改め、同条に次の一号を加える。

五 六十五歳に達したとき。

第二百二十七條中「以外の事業所」の下に「又は船舶」を加える。

第二百三十條第六項中「又は生命保険会社」を「生命保険会社その他の政令で定める法人」に改める。

第二百三十一條第一項中「次の各号の一に該当する場合」を「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」に、「行方」を支給するに改め、同項各号を削り、同条第二項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢厚生年金」に改め、「（通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したときを除く。）」を削る。

第二百三十二條第二項を次のように改める。

2 基金が支給する年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するもの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

第二百三十三條 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

第二百三十五條中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢厚生年金」に改める。

第二百三十六條中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」を「老齢厚生年金」に改める。

第二百三十七條を次のように改める。

第二百三十七條 削除

第二百四十條第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項第一号中「事業主の事業所」の下に「又は船舶」を加え、同条第七項中「以外の事業所」の下に「又は船舶」を加える。

第二百四十一條中「設立事業所」との下に「同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」とを加え、「以外の事業所に」との下に「同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」とを加える。

第二百四十三條第四項中「事業所の」を「適用事業所の」に改める。

第二百四十四條第一項中「事業所の」を「適用

事業所の「に」、「その事業所」を「その適用事業所」に改め、「(第四種被保険者を除く。以下次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「事業所に」を「適用事業所に」に改め、同条第三項中「事業所」を「適用事業所」に改める。
第百五十九条第六項中「又は生命保険会社」を「生命保険会社その他政令で定める法人」に改める。

第百六十四条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」を「老齢厚生年金」に改める。

第百六十五条を次のように改める。

第百六十五条 削除

第百八十二条第一項中「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「以外の事業所」を「以外の適用事業所」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百八十三条第一項中「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百八十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百八十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

第百八十七条及び第百八十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第四条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の四条を加える。

(被保険者の資格の特例)

第四条の二 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めらるるものは、第九條及び第十條の規定にかかわらず、被保険者となし得る。

2 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(高齢任意加入被保険者)

第四条の三 適用事業所に使用される六十五歳

以上の者であつて、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの(第十二条各号又は前条第一項に該当する者を除く)は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることのできる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。

3 前項に規定する者が、初めて納付すべき保険料を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、第七項ただし書に規定する事業主の同意がある場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第十四条第一号、第二号若しくは第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 第八條第一項の認可があつたとき。

二 第一項に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

6 第一項の規定による被保険者は、保険料(初めて納付すべき保険料を除く)を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき(次項ただし書に規定する事業主の同意があるときを除く)は、前項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。

格を喪失する。

7 第一項の規定による被保険者は、第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとし、その者につては、第八十四条の規定は、適用しない。ただし、その者の事業主が、当該保険料の半額を負担し、かつ、その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意をしたときは、この限りでない。

8 事業主は、第一項の規定による被保険者の同意を得て、将来に向かつて前項ただし書に規定する同意を撤回することができる。

9 第一項から第六項までに規定するもののほか、第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条の四 適用事業所に使用される被保険者のうち、前条第一項の規定による被保険者であつてその者に係る保険料の負担及び納付につき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、第百十條、第百十一條及び第百四十四條の規定の適用については、被保険者でないものとみなす。

2 基金の設立事業所に使用される被保険者のうち、前条第一項の規定による被保険者であつてその者に係る保険料の負担及び納付につき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、第百二十二條の規定にかかわらず、当該基金の加入員となし得る。

3 前条第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がある者に限る)である加入員は、当該事業主の同意があつた日又はその使用される事業所が設立事業所となつた日のいずれか遅い日に、加入員の資格を取得する。

4 前項の規定により加入員の資格を取得した者は、第百二十四條第一号から第四号まで若

しくは前条第五項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するに至つた日又は同条第七項ただし書に規定する事業主の同意が撤回された日の翌日(その事実があつた日に更に前項に該当するに至つたときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される六十五歳以上の者であつて、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないもの(附則第四条の二第一項に該当する者を除く)は、都道府県知事の認可を受けて、被保険者となることのできる。この場合において、第十條第二項、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第十四條、第十八條第一項ただし書、第二十七條、第二十九條、第三十條、第百二條第一項(第一号及び第二号に限る)及び第百四十四條の規定を準用する。

2 前項の規定により被保険者となつたものは、同項において準用する第十四條の規定によるほか、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を取得した日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。

附則第八條から第二十三條までを次のように改める。

(老齢厚生年金の特例)
第八條 当分の間、一年以上の被保険者期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

一 第四十二條ただし書に該当しない者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして第四十二條ただし書に該当しなく

なつたとき。

三 第四十二条ただし書に該当しない被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が政令で定める等級以下の等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものが、同条ただし書に該当しなくなつたとき。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者(以下この項及び附則第二十八条の二において「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間又は船員として船舶に使用される被保険者(以下この項及び附則第二十八条の二において「船員たる被保険者」という。)であつた期間を有する六十歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の老齢厚生年金を支給する。

一 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であり、かつ、第四十二条ただし書に該当しない者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達したとき。

二 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に五十五歳に達し、被保険者となることなくして第四十二条ただし書に該当しなくなつたとき。

3 前項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間の

計算については、厚生年金基金の加入員であつた期間に係る被保険者期間の計算の例による。

4 第一項の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第九条 前条の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 千二百五十円に被保険者期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十とする。)を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額(千分の七・五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額)

2 前項の老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を第一項の老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

4 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、第一項の老齢厚生年金の額について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時」とあるのは、当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九条第三項の規定により

当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。と、「前条」とあるのは「附則第九条第一項から第三項まで」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三條に規定する額」とあるのは「附則第九條第一項に規定する額」と読み替へるものとする。

第十條 附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権は、第四十五條の規定により消滅するほか、受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十一條 附則第八條の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が被保険者である間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上である間において、その者の標準報酬等級が同条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、老齢厚生年金の額(附則第九條第四項において準用する第四十四條第二項に規定する加給年金を除く。)の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分に限り支給を停止する。

第十二條 第四十四條の三の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

第十三條 基金が支給する年金給付は、第二百三十一條第一項の規定によるほか、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給するものでなければならない。

一 加入員又は加入員であつた者が、附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該老齢厚生年金の受給権を取得したときを除く。

得た月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、附則第九條第三項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

2 附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金の受給権の消滅理由(当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したときを除く。)以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

3 附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、第二百三十三條中「規定する額」とあるのは、「規定する額(当該老齢厚生年金が附則第十一條の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項に規定する額から、当該額につき附則第十一條の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額に相当する額)」とする。

(老齢厚生年金の支給要件の特例)

第十四條 被保険者期間を有する者であつて、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間、国民年金法附則第七條第一項に規定する合算対象期間並びに同法附則第三條第一項に規定する組合員であつた期間及び同法附則第七條第一項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第四十二條及び第五十八條第一項(第四号に限る。)並びに附則第八條第一項及び第二項、次条、附則第二十八條の三第一項並びに附則第二十八條の四第一項の規定の適用については、第四十二條ただし書に該当しないものとみなす。

2 国民年金法附則第七條第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第四十二條、第五十八條第一項

(第四号に限る。)、附則第八條第一項若しくは第二項、次条、附則第二十八條の三第一項又は附則第二十八條の四第一項と、同条第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは「当該組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間に基づく老齢厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替へるものとする。

第十五条 六十五歳に達した日において第四十二條に該当しない者であつて、同日以後に附則第四條の三第一項若しくは第四條の五第一項の規定によつて被保険者となり、又は同日以後に国民年金法附則第三條第一項に規定する組合員であつた期間を有することとなつたものが、第四十二條ただし書に該当しなくなつたとき(被保険者期間を有するときに限る。)、その者に同条の老齢厚生年金を支給する。

(加給年金額に関する経過措置)

第十六条 附則第八條の規定による老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)(の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四條第一項及び第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「附則第八條に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き(当該受給権を取得した当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き)」とする。

(遺族厚生年金の併給の調整の特例)

第十七条 第三十八條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「老齢基礎年金」とあるのは、「老齢基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」とする。

附則第二十八條の二中「次条において」を「以

下」に、「第一種被保険者又は第二種被保険者」を「坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者」に、「第三十四條第一項第二号及び第四項」を「第四十三條及び附則第九條第一項第二号」に、「第一号」を「第四号」に、「並びに第八十條第一項第三号」を「及び第六十條第一項」に改める。

附則第二十八條の三及び第二十八條の四を次のように改める。

(旧共済組合員期間を有する者に対する特例)

老齢年金の支給

第二十八條の三 被保険者期間が一年以上である者で第四十二條ただし書に該当するものが、次の各号のいずれかに該当したときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上である者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上である被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間にいて、その者の標準報酬等級が附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が当該政令で定める等級以下の等級である者が、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算して二十年に達するに至つたとき。

三 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上である者が、六十五歳に達したとき。

2 特例老齢年金の額は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 特例老齢年金は、この法律の規定(第五十

八條第一項(第四号に限る。))及び附則第八條から第十條までの規定を除く。の適用については、附則第八條の規定による老齢厚生年金とみなす。

4 特例老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は老齢厚生年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

第二十八條の四 被保険者期間が一年以上であり、かつ、第四十二條ただし書に該当する者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2 特例遺族年金の額は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額の百分の五十に相当する額とする。

3 特例遺族年金は、この法律(第五十八條及び第六十條を除く。))の規定の適用については、第五十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金とみなす。

附則第二十八條の四の次に次の二条を加える。

(組合員であつた者に係る障害厚生年金及び遺族厚生年金の特例)

第二十八條の五 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病による障害について共済組合が支給する年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。ただし、当該年金たる給付が政令で定めるものである場合において、遺族厚生年金の額が当該年金たる給付の額を超えるときは、その受給権者の請求により、その超える額に相当する部分の支給の停止は行われない。

別表第一から別表第四までを削る。

(船員保険法の一部改正)

第五條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第三十八條第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級乃至第十七級」を「第七級乃至第十一級」に、「第十八級乃至第二十級」を「第十二級乃至第十四級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第三十九條ノ二第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級乃至第十七級」を「第七級乃至第十一級」に、「第十八級乃至第二十級」を「第十二級乃至第十四級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十條第一項中「一年六月以内ニ治療シタル場合又ハ治療セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合」を「一年六月ヲ經過シタル日(其ノ期間内ニ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタルトキハ其ノ日トス以下障害認定日ト称ス)」に改め、同条第三項中「医師又ハ歯科医師の診療ヲ受ケタル日より起算シ一年六月ヲ經過シタル日」を「障害認定日」に改め、「在ラザル者」の下に「(六十五歳ニ達スル日の前々日より診療ヲ受ケタル日より起算シ五年ヲ經過スル日)」を「同日後六十五歳ニ達スル日ノ前日」に

改める。

第五十九条ノ二第二項中「千分の百二十五」を「千分の百三十六」に改める。

第六条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中第二十一條ノ六を「第二十一條ノ五」に、「第三十三條ノ十七」を「第三十九條」に改め、「第五節 老齡年金及通算老齡年金」に「第一款 老齡年金（第三十四條—第三十八條ノ一）及び第二款 通算老齡年金（第三十九條—第三十九條ノ六）」を削り、「第六節」を「第五節」に、「第四十五條ノ三」を「第四十九條」に改め、「第七節 脱退手当金（第四十六條—第四十九條）」を削り、「第八節」を「第六節」に、「第四十九條ノ六」を「第四十九條ノ七」に、「第九節 遺族年金、通算遺族年金及葬祭料」を「第七節 遺族年金及葬祭料」に改め、「第二款 通算遺族年金（第五十條ノ八ノ二—第五十條ノ八ノ五）」を削り、「第三款」を「第二款」に、「第十節」を「第八節」に、「第十一節」を「第九節」に改める。

第一條第一項中「老齡、障害、脱退、行方不明又ハ死亡」を「職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害若ハ死亡又ハ職務上ノ事由ニ因ル行方不明」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。
前項ノ通勤トハ労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ

第二條ノ二を次のように改める。
第二條ノ二 削除

第四條第七項及び第八項を削る。
第十五條第四項を削る。

第十九條ノ二第二項中「及其ノ期間ガ第三十四條第一項第二号ノ規定ニ依ル老齡年金ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤ」を削る。
第十九條ノ三第三項中「第九節第三款」を「第七節第二款」に改める。

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

第二十條及第二十一條 削除

第二十一條ノ六を削る。
第二十二條第三項及び第四項を削る。

第二十三條第一項中「又ハ通算遺族年金を削り、及祖父母（第五十條第一項第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス）」を「祖父母及兄弟姉妹」に、「第四項」を「第三項」に改め、同條第二項中「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該當スル程度」に改め、「又ハ通算遺族年金」を削り、同條第二号中「父、母、祖父又ハ祖母」を「夫、父母又ハ祖父母」に改め、同條第四号及び同條第三項を削る。

第二十三條ノ二第一項中「又ハ通算遺族年金」を削り、「掲ゲル」を「掲グル」に改める。
第二十三條ノ三中「第五十條ノ八」を「第五十條ノ七」に改める。
第二十三條ノ六中「若ハ通算遺族年金」を削る。
第二十三條ノ七を削る。

第二十四條第一項中「老齡年金、通算老齡年金」を削り、「遺族年金及通算遺族年金」を「及遺族年金」に改め、同條第二項中「老齡年金」を削る。
第二十四條ノ二中「老齡年金、通算老齡年金」を削り、「遺族年金及通算遺族年金」を「及遺族年金」に改める。

第二十四條ノ三第一項中「消滅シ又ハ同一人ニ対シ年金ノ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スベキ」及び「消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタル」を「消滅シタル」に改める。
第二十六條ただし書を削る。

第二十七條中「及老齡年金、通算老齡年金又ハ脱退手当金ヲ受クル權利ヲ滞納処分ニ依リ差押フル場合」を削る。

第二十七條ノ二第一項中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「其ノ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニシテ其ノ者ノ死亡當時生計ヲ同ジシタル者」に改め、同條第二項中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「同項ニ規定スル者」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第二項の次に次の一項を加える。

未支給ノ保険給付ヲ受クベキ者ノ順位ハ第一項ニ定ムル順序ニ依ルモノトス
第二十七條ノ三第一項及び第三項を削る。
第二十七條ノ四中「第九節第三款」を「第七節第二款」に改める。

第二十八條第一項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加え、「職務外ノ事由」を「職務上ノ事由及通勤以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）」に改める。
第三十條第二項第一号及び第二号中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加える。

第三十條ノ二を次のように改める。
第三十條ノ二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保險法（昭和二十九年法律第五十五号）ニ依リ障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ當該傷病手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ當該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

職務外ノ事由ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保險法ニ依リ障害厚生年金又ハ障害手当金ガ支給セラルルトキハ之ヲ為サズ「第五節 老齡年金及通算老齡年金」、「第一款 老齡年金」及び「第二款 通算老齡年金」を削る。

第三十四條から第三十九條までを次のように改め、第三十九條ノ二から第三十九條ノ六までを削る。
第三十四條乃至第三十九條 削除

第四十條第一項を次のように改める。

被保険者タリシ期間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ヲ支給ス

第四十條第二項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加え、「別表第四上欄ニ定ムル一級乃至三級」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級」に改め、同條第六項及び第七項を削り、同條第四項を次のように改め、同條第三項を削る。
被保険者タリシ期間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

第四十一條第一項を次のように改める。
障害年金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十一條第五項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項を削り、同條第三項中「職務上ノ事由ニ因ル」及び「職務上ノ事由ニ因リ」を削り、同條第二項を削る。
第四十一條ノ二及び第四十一條ノ三を次のように改める。

第四十一條ノ二 障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保險法ニ依リ障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ障害年金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ當該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第四十一條ノ三 障害手当金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス
第四十二條第一項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削り、「別表第五上欄ニ定ムル」を「政令ヲ以テ

定ムル障害等級ニ定ムル」に改め、「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)を削り、別表第一ノ三」を「別表第一ノ二」に改める。

第四十二条ノ二中「職務上ノ事由ニ因ル障害ニ因リ」、「職務外ノ事由ニ因リ」、「(其ノ者ノ死亡当時胎児タル子ニ在ルキハ其ノ子出生ノ際)其ノ者ノ死亡ニ関シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ」及び「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)を削り、別表第一ノ三」を「別表第一ノ二」に改める。

第四十二条ノ三第一項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第四十四条ノ二を削る。

第四十四条ノ三第二項から第四項までを削り、同条を第四十四条ノ二とする。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十五条ノ二を削り、第四十五条ノ三を第四十五条ノ二とする。

第三章第六節を同章第五節とする。

「第七節 脱退手当金」を削る。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

第四十六条乃至第四十九条 削除

第三章第八節中第四十九条ノ六の次に次の一条を加え、同節を同章第六節とする。

第四十九条ノ七 行方不明手当金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラルトキハ行方不明手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

「第九節 遺族年金、通算遺族年金及葬祭料」を「第九節 遺族年金及葬祭料」に改める。
第五十条から第五十条ノ三ノ二までを次のように改める。

第五十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職

務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス
第五十条ノ二 遺族年金ノ額ハ最終標準報酬月額ノ五・五分分ニ相当スル金額トス
第五十条ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス
第五十条ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ最終標準報酬月額ノ〇・三分分ニ相当スル額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ前条第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ三ノ三を削る。
第五十条ノ四第五号及び第六号中「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度」に改める。

第五十条ノ六及び第五十条ノ七を次のように改める。

第五十条ノ六 遺族年金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラルトキハ遺族年金ノ額(第五十条ノ三又ハ第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ七 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル際遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ其ノ者ノ死亡ニ関シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額

ガ第四十二条ノ三ノ規定ニ依ル一時金ノ額ニ満たザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス
第五十条ノ七ノ二及び第五十条ノ七ノ三を削り、第五十条ノ八を次のように改める。

第五十条ノ八 削除

第三章第九節第二款を削る。
第五十条ノ九第一項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加える。

第三章第九節第三款を同節第二款とし、同節を同章第七節とする。

第五十一条第一項中「又当該事故ニ付テハ第三十四条第四項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」を削り、同条第二項中「第五十条ノ八」を「第五十条ノ七」に改め、「通算遺族年金」及び「若ハ通算遺族年金」を削る。

第五十二条中、「通算遺族年金」を削る。

第五十七条第一項及び第二項中「老齢年金、通算老齢年金」を削り、「遺族年金又ハ通算遺族年金」を「又ハ遺族年金」に改める。

第三章第十節を同章第八節とする。
第五十七条ノ二第二項を削り、第三章第十一節を同章第九節とする。

第五十八条第一項中、「被保険者タル間ニ支給セラルル老齢年金又ハ通算老齢年金」及び「ノ中政令ヲ以テ定ムル部分」を削り、同条第三項中「職務上ノ事由ニ因ル疾病」を「職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病」に、「職務上ノ事由ニ因ル障害年金(別表第四上欄ニ定ムル障害ノ程度一級乃至三級)」を「障害年金(政令ヲ以テ定ムル障害等級)」に改める。

第五十九条第四項中「年金保険料率及及び第四号を削り、同条第五項及び第八項中「第一号乃至第三号」を削る。
第五十九条ノ二を削る。

第五十九条ノ二ノ二第一項中「第五十九条第四項を「前条第四項」に、「第五十七条ノ二第一項」を「第五十七条ノ二」に改め、同条を第五十九条ノ二とする。

第六十条第一項中「ト標準報酬月額ニ年金保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額」を削り、同条第二項中「又ハ第二十条」を削る。

第六十一条及び第六十二条ノ二第二項中「又ハ第二十条」を削る。

第六十二条ノ三を次のように改める。
第六十二条ノ三 削除

第六十三条第四項中「又ハ通算年金通則法第七條第一項ノ規定ニ依ル確認」を削る。

附則第五項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削り、「又ハ傷病手当金」を「又ハ職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル傷病手当金」に改める。

附則第六項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削り、「第五十条ノ八」を「第五十条ノ七」に改める。

附則第七項中「職務上ノ事由ニ因ル」及び「(以下職務上障害年金ト称ス)」を削り、「別表第一ノ三下欄」を「別表第一ノ二」に改める。

附則第八項中第五十条第一項第三号を「第五十条」に改め、「(以下職務上遺族年金ト称ス)」及び「(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ平均標準報酬月額ノ三十六分ヲ加ヘルモノトスル)」を削る。

附則第十項中「職務上障害年金」を「障害年金」に、「職務上遺族年金」を「遺族年金」に改め、「カラ夫々政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額」及び「当該控除シタル額ニ相当スル部分ニ付」を削る。

附則第十二項中「第四十六条、第四十八条、第五十条ノ八」を「第五十条ノ七」に、「第五十九条ノ二」を「第五十九条ノ二」に改め、「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

附則第十三項中第五十条ノ八を「第五十条ノ七」に、「第五十九条ノ二」を「第五十九条ノ二」に改め、「第五十条ノ規定ニ依リ支給セラルル」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

障害前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為障害年金ノ支給ガ停止セラルル間ハ当該障害年金ニ付テハ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の二第二項及国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第...号）以下本項及次項ニ於テ昭和五十九年改正法ト称ス。附則第三十二條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第二條ノ規定ニ依リ改正前ノ国民年金法（以下本項及次項ニ於テ旧国民年金法ト称ス）第六十五條第二項（昭和五十九年改正法附則第二十八條第十項ニ於テ其ノ例ニ依ル場合及同法附則第三十二條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第七十九條ノ二第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次項ニ於テ同ジ）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四條第三項第二号但書並ニ特別児童扶養手当等ノ支給に關する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三條第三項第二号但書及第十七條第一号但書ノ規定ヲ適用セズ。

附則第十五項を次のように改める。
障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二條及第四十二條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間第四十二條第一項及第四十二條ノ二中「支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金及障害前払一時金ノ総額（其ノ障害年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ総額）」トスルモノトシ遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十條ノ七ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条中「支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金及遺族前払一時金ノ総額（其ノ遺族年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ総額）」トス。
附則第十六項中「職務上障害年金」を「障害年金」に、「職務上遺族年金（以下職務上年金ト称ス）」を「遺族年金（以下年金給付ト称ス）」に、「職務上年金」を「年金給付」に改め、同項第二号中「一部ニ付」及び「（同項ノ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ヲ除ク）」を削る。
附則第十七項中「職務上ノ事由ニ因ル」及び「（障害年金及遺族年金ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限リ以下同ジ）」を削り、同項第一号中「職務上年金」を「年金給付」に改め、「政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ付」を削り、「当該政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分」を「年金給付」に改め、同項第二号中、第四十二條ノ三第三項又ハ第五十條ノ八を又ハ第五十條ノ七に改める。
附則第十四項の次に次の一項を加える。
遺族前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為遺族年金ノ支給ガ停止セラルル間ハ当該遺族年金ニ付テハ国民年金法第三十六條の二第二項及昭和五十九年改正法附則第三十二條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第六十五條第二項並ニ児童扶養手当法第四條第二項第二号但書及第三項第二号但書ノ規定ヲ適用セズ。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第四十一條関係）

障害ノ程度	月	数
一	級	一〇・四月

二	級	九・二
三	級	八・二
四	級	七・一
五	級	六・一
六	級	五・二
七	級	四・四

別表第一ノ二を削り、別表第一ノ三中「第四十二條ノ三、第五十條ノ八」を「第四十二條、第四十二條ノ二」に改め、同表を別表第一ノ二とする。
別表第三を次のように改める。
別表第三（第五十條ノ三関係）

子ノ数	金	額
一	人	最終標準報酬月額ノ〇・九月分ニ相当スル金額
二	人	最終標準報酬月額ノ一・六月分ニ相当スル金額
三	人	最終標準報酬月額ノ二・二月分ニ相当スル金額
四	人以上	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

別表第三ノ二から別表第八までを削る。
（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
附則第三條を次のように改める。
第三條 削除
附則第四條第二項中「老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四條の規定により基本年金額」を「老齢厚生年金の額」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に、「この法律による改正後の同法第一項第一号に掲げる額」を「同法第四十三條（同法第四十四條第一項において適用する場合を含む。）又は同法附則第九條第一項に定める額」に、「同号の」を「これらの」に、「同号に」を「これらの規定に」に改め、

同条に次の一項を加える。
3 前項の規定は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第...号。以下「昭和五十九年改正法」という。）第七條の規定による改正前の附則（以下この項において「改正前の附則」という。）第九條第一項の期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に基づいて老齢厚生年金の額を計算する場合において、改正前の附則第九條第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。
附則第五條第一項中「の上欄」を削り、「期間に係る」を「期間又は昭和五十四年四月から昭和六十一年三月までの期間であつて同表に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る」

に改め、「第七十条第一項及び第百三十二条第二項」を「第百三十二条第二項、昭和五十九年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条第一項及び昭和五十九年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項」に、「同法第三十四条第一項第二号」を「厚生年金保険法第四十三条」

に、「期間に属する」を「期間又は同項に規定する政令で定める期間に属する」に、「同表の下欄に掲げる率」を「当該期間における全被保険者（政令で定める者を除く。以下この条において同じ）の標準報酬月額を平均した額に対する同項に規定する政令で定める期間のうちの最後の期間における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率」に改め、同項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで
昭和五十年八月から昭和五十二年三月まで
昭和五十二年四月から昭和五十四年三月まで

附則第五條第四項を削り、同条第三項中「のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額」及び「（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む）」を削り、「第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額と同条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額との合算額」を「同条に定める額」に、「第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した」を「第百三十二条第二項又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下この条において「昭和五十九年改正法」という。）附則第八十二条第一項に規定する額を控除した」に、「第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該老齢年金」を「第百三十二条第二項又は昭和五十九年改正法附則第八十二条第一項に規定する額を当該老齢厚生年金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十条第一項、第八十条第一項第三号及び第百三十二条第二項」を「第百三十二条第二項、昭和五十九年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条第一項及び昭和五十九年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同

条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の表に掲げる期間又は前項に規定する政令で定める期間に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者に対する同項の規定の適用については、同項中「期間又は昭和五十四年四月から昭和六十一年三月までの期間であつて同表に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは、「期間若しくは昭和五十四年四月以後昭和六十一年三月までの期間であつて同表に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間又は次項の表に掲げる期間若しくは当該政令で定める期間に係る船員保険の被保険者であつた期間」と、「附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間」とあるのは、「附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間若しくは当該政令で定める期間」と「全被保険者政令で定める者を除く。以下この条において同じ」とあるのは「全被保険者（政令で定める者を除くものとし、その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつたものである場合には、船員保険の全被保険者とする。以下この条において同じ）」とそれぞれ読み替へるものとする。

昭和三十三年三月以前
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで
昭和五十年四月から昭和五十二年七月まで
昭和五十二年八月から昭和五十四年三月まで

附則第五条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、厚生年金保険法附則第九条第四項において準用する同法第四十四条の二の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「同条に定める額」とあるのは、「同項に定める額」と読み替えるものとする。

附則第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで 削除

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

附則第二十二條及び第二十三條の二を削る。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第八条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次の

ように改正する。

目次中「第三章 福祉手当(第十七条—第二十六条)」を「第三章 障害児福祉手当(第十七条—第二十六条)」と改める。

第一条中「支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を有する者に福祉手当」を「支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当」に改める。

第二条第一項中「別表第一に定める」を「第五項に規定する障害等級に該当する」に改め、同条第二項中「重度障害者」とは、別表第二に定める程度の障害を「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活にお

いて常時特別の介護を必要とする者をいう。

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四条中「二万五千円」を「二万五千六百円」に、「別表第一に定める」を「第二条第五項に規定する障害等級の」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

「第三章 福祉手当」を「第三章 障害児福祉手当」に改める。

「第十七条中「重度障害者」を「重度障害児」に、「福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同条第二号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)」にいう「身体障害者療護施設」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する肢体不自由児施設」に改める。

第十八条中「二万五千円」を「二万八千円」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(支払期月)

第十九条の二 手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第二十六条中「第五条の二」を「第五条の二第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特別障害者手当

(支給要件)

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、この限りでない。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されているとき。

二 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く)に継続して三月を超えて収容されるに至つたとき。

(手当額)

第二十六条の三 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、二万円とする。

(支給の調整)

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十六條の五において準用する第二十二條第二項」と読み替へるものとする。

第二十七條中「又は福祉手当」を「障害児福祉手当又は特別障害者手当」に改める。

第二十八條中「福祉手当」を「障害児福祉手当又は特別障害者手当」に改める。

第三十條中「福祉手当」を「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当」に改める。

第三十四條中「福祉手当」を「障害児福祉手当及び特別障害者手当」に改める。

第三十六條第二項中「若しくは重度障害者」を

「重度障害児若しくは特別障害者」に改める。

第三十七条中「若しくは重度障害者に対する第十七条第二号」を「重度障害児に対する第十七条第一号に規定する給付若しくは特別障害者に対する第二十六條の四」に改める。

第三十八条第二項中「福祉手当」を「障害児福祉手当又は特別障害者手当」に改める。

第三十九條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第三十九條の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十一條中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四十二條中「一万円」を「十万円」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下施行期日という）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條の規定 公布の日

二 第一条の規定、第八條の規定中特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條の改正規定（手当額を改める部分に限る）及び同法第十八條の改正規定並びに附則第三條及び第九十四條の規定 昭和五十九年六月一日

三 第三條中厚生年金保険法第四十七條第二項の改正規定及び第五條中船員保険法第四十條の改正規定並びに附則第四十條及び第九十一條の規定 昭和五十九年八月一日

四 第四條の規定中厚生年金保険法第五條の改正規定及び附則第十八條の規定 昭和五十九年十月一日

五 第三條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く）及び第五條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く）

正規定を除く。並びに附則第三十九條、第四百條、第六百條及び第三百三十二條の規定 昭和六十一年十月一日

六 附則第九十六條第一項の規定 昭和六十一年一月一日

(通算年金通則法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）

二 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）

2 前項の規定による廃止前の通算年金通則法は、法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という）が支給する長期給付については、なおその効力を有する。

3 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行つた前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による廃止前の通算年金通則法第七條第一項の規定による確認に関する処分不服がある者については、国民年金法第百一條第一項中「又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分」とあるのは、「保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第七條第一項の規定による処分」と、厚生年金保険法第九十條第四項中「保険給付」とあるのは、「保険給付又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第七條第一項の規定による確認」とする。

4 前項に規定するもののほか、共済組合が支給する長期給付に関し、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による廃止前の通算年金通則法を適用する場合における同法の規定の技術的調整その他の必要な事項については、政令で定める。

(第一條の規定の施行に伴う経過措置)

第三條 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百を基準として、昭和五十九年四月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

その効力を有するものとされた第一項の規定による廃止前の通算年金通則法を適用する場合における同法の規定の技術的調整その他の必要な事項については、政令で定める。

(第一條の規定の施行に伴う経過措置)

第三條 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百を基準として、昭和五十九年四月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）以下「法律第八十二号」という。附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條

条第一項中「前年度」の物価指数とあるのは、「前年度」の物価指数（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）附則第四條の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てたものとする。）と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）附則第四條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てたものとする。）の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三條

五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の二

(用語の定義)

第五条 この条から附則第三十八条まで、附則第四十一条から第九十条まで、附則第九十二条及び附則第九十三条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新国民年金法 第二条の規定による改正後の国民年金法をいう。
- 二 旧国民年金法 第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。
- 三 新厚生年金保険法 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
- 四 旧厚生年金保険法 第四条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 五 新船員保険法 第六条の規定による改正後の船員保険法をいう。
- 六 旧船員保険法 第六条の規定による改正前の船員保険法をいう。
- 七 旧通則法 附則第二条第一項の規定による廃止前の通則年金通則法をいう。
- 八 旧交渉法 附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法をいう。
- 九 被用者年金各法、保険料納付済期間、保険料免除期間、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ新国民年金法第五条第一項、同条第二項、同条第三項、同法第七条第一項第一号、同項第二号又は同法附則第七条第一項に規定する被用者年金各法、保険料納付済期間、保険料免除期間、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。

- 十 第一種被保険者 男子である新厚生年金保険法による被保険者であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。
- 十一 第二種被保険者 女子である新厚生年金保険法による被保険者であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

險者以外のものをいう。

- 十二 第三種被保険者 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する新厚生年金保険法による被保険者又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として新厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。
- 十三 第四種被保険者 附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十五条第一項の規定によつて新厚生年金保険法による被保険者となつた者及び附則第四十三条第二項又は第五項の規定によつて同法による被保険者となつた者をいう。
- 十四 船員任意継続被保険者 附則第四十四条第一項の規定によつて新厚生年金保険法による被保険者となつた者をいう。
- 十五 通算対象期間 旧通則法に規定する通算対象期間並びに法令の規定により当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間をいう。
- 十六 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。
- 十七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ新国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。
- 十八 老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金 それぞれ新厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金をいう。

(国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置)

第六条 施行日の前日において、旧国民年金法第六條第一項に該当し、かつ、同条第二項各号のいずれかに該当した者(同日において同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者を除く)が、施行日において新国民年金法第七條第一項各号のいずれかに該当するとき(同法附則第三條第一項に規定する組合員(以下単に「組合員」という)若しくは同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者(以下単に「組合員の被扶養者たる配偶者」という)又は同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く)は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、同法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

第六條 施行日の前日において、旧国民年金法第六條第一項に該当し、かつ、同条第二項各号のいずれかに該当した者(同日において同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者を除く)が、施行日において新国民年金法第七條第一項各号のいずれかに該当するとき(同法附則第三條第一項に規定する組合員(以下単に「組合員」という)若しくは同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者(以下単に「組合員の被扶養者たる配偶者」という)又は同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く)は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、同法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

七條第一項に該当し、かつ、同条第二項各号のいずれかに該当した者(同日において同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者を除く)が、施行日において新国民年金法第七條第一項各号のいずれかに該当するとき(同法附則第三條第一項に規定する組合員(以下単に「組合員」という)若しくは同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者(以下単に「組合員の被扶養者たる配偶者」という)又は同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く)は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、同法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2 施行日の前日において国民年金の被保険者(旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者を除く)であつた者が、施行日において、新国民年金法第七條第一項第一号イに規定する政令で定める生徒又は学生であるときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

3 新国民年金法附則第六條の規定は、前項の規定により国民年金の被保険者の資格を喪失した者について準用する。

4 施行日の前日において旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者は、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において、新国民年金法第七條第一項第一号又は第三号に該当するとき(組合員若しくは組合員の被扶養者たる配偶者又は同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く)は、同法第八條に該当しない場合においても、同日に国民年金の被保険者の資格を取得するものとす。同法附則第五條第一項に該当するときは、同日に同項の申出をしたものとみなす。

(国民年金の任意脱退の特例)

第七條 附則別表第一の上欄に掲げる者について

は、新国民年金法第十條第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 附則第十二條第一項第二号から第九号までのいずれかに該当する者については、新国民年金法第十條の規定は適用しない。

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第八條 施行日前の国民年金の被保険者期間(他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ)は、新国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの(他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料納付済期間」という)は、保険料納付済期間と、同条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの(他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料免除期間」という)は、保険料免除期間と、同法第八十七條の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは新国民年金法第八十七條の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ)のうち、昭和三十一年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く)は、新国民年金法第十條第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなす。同法第二十六條(同法第三十七條第四号において適用する場合を含む)並びに同法附則第九

は、新国民年金法第十條第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 附則第十二條第一項第二号から第九号までのいずれかに該当する者については、新国民年金法第十條の規定は適用しない。

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第八條 施行日前の国民年金の被保険者期間(他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ)は、新国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの(他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料納付済期間」という)は、保険料納付済期間と、同条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの(他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料免除期間」という)は、保険料免除期間と、同法第八十七條の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは新国民年金法第八十七條の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ)のうち、昭和三十一年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く)は、新国民年金法第十條第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなす。同法第二十六條(同法第三十七條第四号において適用する場合を含む)並びに同法附則第九

条第一項及び第九条の二第二項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。

3 前項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者期間の計算について、附則第四十七條第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする）は、新国民年金法第二十七條の規定の適用については、保険料納付済期間に算入する。

4 当分の間、第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者の二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る当該保険料納付済期間は、新国民年金法第二十六條及び第二十七條並びに同法附則第九條第一項及び第九條の二第二項の規定の適用については、同法第五條第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入せず、同法附則第九條第一項の規定の適用については、合算対象期間に算入する。

5 新国民年金法附則第七條及び第九條の規定の適用については、当分の間、同法附則第七條第一項中「組合員であつた期間若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「組合員であつた期間（昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。以下この条及び附則第九條において同じ。）」若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間（昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。以下この条及び附則第九條において同じ。）」とする。

6 次の各号に掲げる期間は、新国民年金法第十條第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に、同法附則第九條第一項の規定の適用については合算対象期間に、それぞれ算入する。

一 旧国民年金法附則第六條第一項の規定により国民年金の被保険者となることができた者が、同項に規定する申出を行わなかつたため、国民年金の被保険者とならなかつた期間

二 旧国民年金法第十條第一項の規定による都道府県知事の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかつた期間

三 通算対象期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

四 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に通算対象期間（旧通則法第四條第二項に規定するもの（他の法令の規定により同項に規定する通算対象期間とみなされるものを含む）を除く。次号において同じ。）」を有しない者が、施行日以後に保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を有するに至つた場合又は組合員となるに至つた場合におけるその者の厚生年金保険の被保険者期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

五 通算対象期間のうち、旧保険料納付済期間及び旧保険料免除期間並びに厚生年金保険の被保険者期間である通算対象期間以外のものであつて昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

六 施行日前の厚生年金保険の被保険者期間のうち、二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。）

七 施行日前に旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による脱退手当金（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。）附則第九條又は第十五條の規定、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十四号（附則第十七條の規定及び船員保険法の一部を改正す

る法律（昭和四十年法律第五十五号。附則第四十七條第一項において「法律第五十五号」という。）附則第九條の規定による脱退手当金を含む）の支給を受けた者が、施行日から六十五歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎となつた期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であつた期間のうち、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

八 国会議員であつた期間（六十歳以上であつた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの期間に係るもの（第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び前号に掲げる期間を除く。）

九 日本国内に住所を有せず、かつ、日本国籍を有していた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び前号に掲げる期間を除く。）

十 昭和三十六年五月一日以後国籍法（昭和二十五年法律第四十七号）の規定により日本の国籍を取得した者（二十歳に達した日の翌日から六十五歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。）その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であつて、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和五十六年法律第八十六号）による改正前の国民年金法第七條第一項に該当しなかつたため国民年金の被保険者とならなかつた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第三項に規定

する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び第七号に掲げる期間を除く。）

十一 前号に掲げる者の日本国内に住所を有しなかつた期間（二十歳未満であつた期間及び六十歳以上であつた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から当該日本の国籍を取得した日の前日（同号に規定する政令で定める者にあつては、政令で定める日）までの期間に係るもの（国民年金の被保険者期間、新国民年金法附則第三條第一項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間、第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び第七号に掲げる期間を除く。）

十二 前項各号（第三号から第六号までを除く。）に掲げる期間の計算については、新国民年金法第十一條の規定の例による。

十三 第六項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第六條の規定を参照して政令で定めるところによる。

十四 施行日前の国民年金の被保険者期間又は第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る第六項第五号に掲げる期間については、同項の規定は適用しない。

十五 新国民年金法附則第七條第二項から第五項までの規定は、第六項第三号及び第五号に規定する期間のうち組合員であつた期間につき同法第十條第一項及び同法附則第九條第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

十六 新国民年金法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

十七 新国民年金法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

十八 新国民年金法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

十九 新国民年金法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

二十 新国民年金法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

4 新国民年金法第二十條第二項から第四項までの規定は、前二項の場合に準用する。

5 老齡基礎年金及び新國民年金法附則第九條の三の規定による老齡年金については、同法第二十條第一項中(遺族厚生年金を除く)とあるのは、「遺族厚生年金並びに國民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)第四條の規定による改正前の厚生年金保險

6 附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金については、新国民年金法第二十条第一項中「支給されるものを除く」とあるのは、「支給されるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）」第四条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付を除く」とする。

（老齢基礎年金等の支給要件の特例）

第十二条 保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む、同条第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）又は保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたもの

のを含む。以下この条において同じを有し、かつ、新国民年金法第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九条第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる者を除く）であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る）並びに附則第九条の第二項及び第九条の第三項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

一 附則別表第一の上欄に掲げる者であつて、

保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（附則第八條第四項及び第六項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む）並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

二 附則別表第二の上欄に掲げる者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に属するものを含む）が、以下第六号を除き、この条において同じが、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

三 附則別表第二の上欄に掲げる者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る）、附則第八條第六項の規定により合算対象期間に算入することとされたものうち同項第三号から第五号までに掲げるもの及び組合員であつた期間（施行日以後の期間に係るものに限る）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

四 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、七年六月以上は、第四種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三條第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間及び旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む）以外のものではない）。

五 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保

險の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、十年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む）以外のものではない）。

六 継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四條第二項の規定により同法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間又は継続した十五年間における当該第三種被保険者であつた期間とみなされた期間と当該第三種被保険者であつた期間とに基づく厚生年金保険の被保険者期間が、十六年以上であること。

七 昭和二十七年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧船員保険法第三十四條第一項第二号に規定する船員保険の被保険者期間を満たしていたこと。

八 昭和十七年四月一日以前に生まれた者であつて、次のいずれかに該当すること。

イ 施行日の前日において、新国民年金法第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律（旧通則法附則第十五條の規定により同法第三條に定める公的年金各法とされたものを含む）に定める年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める退職年金の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であつたこと。

ロ 施行日の前日において、イに規定する年金制度に係る組合員期間が当該制度において定める退職年金の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であり、かつ、当該退

職年金を受けられること。

九 旧通則法第五條第二号に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができること。

2 前項第一号に規定する組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、新国民年金法附則第九條第二項の規定を準用する。

3 第一項第三号に規定する組合員であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、旧通則法第四條、第六條、第七條及び第九條の規定を参照して政令で定めるところによる。

（老齢基礎年金の額の計算の特例）

第十三條 附則別表第四の上欄に掲げる者について新国民年金法第二十七條（同法第二十八條第四項及び附則第九條の二第三項において適用する場合並びに同法附則第九條の三第二項においてその例による場合を含む）の規定を適用する場合においては、同法第二十七條中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

（老齢基礎年金の額の加算等）

第十四條 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八條第一項に該当する者を除く）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、大正十五年四月二日以後に生まれた者に限る。以下この条、次条及び附則第十八條において同じ）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七條並びに新国民年金法第二十七條、第

二十八條及び附則第九條の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、十八万円にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

一 老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む）の月数が二百四十以上であるものに限る）の受給権者

二 新厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級の一级又は二級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齢基礎年金の額は、附則第十七條並びに新国民年金法第二十七條、第二十八條及び附則第九條の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 前二項の加算を開始すべき事由又は廃止すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第十五條 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む）

み、同条第四項に規定するものを除く。次項に

において同じ。及び保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。次項において同じ。）を有さず、かつ、次の各号のいずれかに該当するものが、同日において前条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 合算対象期間（附則第八條第四項及び第六項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が、二十五年以上であること。

二 附則第十二條第一項各号のいずれかに該当すること。

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日後にその者の配偶者が前条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者が保険料納付済期間及び保険料免除期間を有さず、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 前二項の規定による老齢基礎年金の額は、新国民年金法第二十七条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する加算額に相当する額とす

る。

4 新国民年金法第二十八條の規定は、第一項又は第二項の規定により支給する老齢基礎年金については、適用しない。

5 第一項第一号に規定する組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、新国民年金法附則第九條第二項の規定を準用する。

第十六條 附則第十四條第一項又は第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同条第一項又は第二項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金は、その受給権者が前項に規定する政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、支給を停止する。

第十七條 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（附則第八條第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び新国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八條第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）を合算した期間がそれぞ

同表の欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七條の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額（附則第九條又は同法第十六條の二の規定により改定された額を含む。）にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料免除期間の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数

ロ その者に係る附則別表第五の下欄に掲げる月数

2 前項の規定によつて老齢基礎年金の額が計算される者については、新国民年金法第二十八條第四項中「同条に定める額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第十七條第一項に定める額」と、同法附則第九條の二第三項中「同条に定める額」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第十七條第一項に定める額」とする。

（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）

第十八條 六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。同条第四項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）又は保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この項

において同じ。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなかつたものが、同日以後の国民年金の被保険者期間又は組合員であつた期間を有するに至つたことにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。

一 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（附則第八條第四項及び第六項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が、二十五年以上であること。

二 附則第十二條第一項各号のいずれかに該当すること。

2 前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した当時附則第十四條第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十七條及び第五項において読み替えられた同法第二十八條の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に附則第十四條第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した日後にその者の配偶者が附則第十四條第一項各号のいずれかに該当するに至り、かつ、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十七條及び第五項において読み替えられた同法第二十八條の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に附則第十四條第一項に規定

する加算額を加算した額とする。ただし、同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

4 附則第十四条第三項及び第十六条第一項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する新国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

6 第一項第一号に規定する組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、新国民年金法附則第九条第二項の規定を準用する。

7 新国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が第一項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第十九条 老齢基礎年金（新国民年金法附則第九条の二第二項の規定により支給するものを除く。次項において同じ。）は、国民年金の被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。

2 老齢基礎年金の受給権者であつて、その権利を取得したとき以後の国民年金の被保険者期間を有するものについては、新国民年金法第二十八條の規定は適用しない。

（障害基礎年金等の支給要件の特例）

第二十条 初診日が昭和七十一年四月一日前にある傷病による障害について新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項及び第三十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の一に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納

付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。）」とする。

2 昭和七十一年四月一日前に死亡した者について新国民年金法第三十七條ただし書の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。）」とする。

第二十一条 前条並びに新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項及び第三十条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十七條ただし書の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月（二月、四月、七月及び十月をいう。）の前月」とする。

（障害基礎年金の支給要件の特例）

第二十二条 新国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金又は旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）の受給権を有していたことがある者については、新国民年金法第三十条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

第二十三条 疾病にかかり、又は負傷した日が施行日前にある傷病による障害又は初診日が施行日前にある傷病による障害について新国民年金法第三十条から第三十条の四までの規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

2 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病が治らないで、昭和三十九年八月一日において旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態になつた者が、施行日以後七十歳に達する日の前日までの間に、当該傷病により初めて新国民

年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。

ただし、初診日において二十歳未満であつた者及び昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において旧国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

第二十四条 船員保険の被保険者であつた間に職務上の事由又は通勤により疾病にかかり、又は負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、当該傷病が治つていない場合であつて、施行日において、新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同条の規定に該当するものとみなして、その者に同条の障害基礎年金を支給する。

2 前項の規定により支給される障害基礎年金は、その受給権者が旧船員保険法第四十条第二項に規定する障害年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。

（従前の障害福祉年金）

第二十五条 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にある者については、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。

2 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、同日後、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（同日前の同法別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。）は、新国民

年金法第三十条の四第二項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。

3 旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有する者が、前二項の規定により新国民年金法第三十条の四第一項の障害基礎年金の受給権を取得したときは、当該障害福祉年金を受ける権利は消滅する。この場合において、当該障害福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、新国民年金法第十八條第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

5 昭和六十一年四月分の第一項の規定による障害基礎年金については、新国民年金法第十八條第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

（障害基礎年金の併給の調整の特例）

第二十六条 新国民年金法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定は、施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金又は施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。次条において同じ。）であつて障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合（前条の規定により支給すべき事由が生じた場合を除く。）について準用する。施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く。）を受けることができる者に対して更に同条の規定により障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合において、同様とする。

2 前条の規定により支給される障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、新国民年金法第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(遺族基礎年金の支給要件の特例)

第二十七條 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、旧厚生年金保険法による障害年金の受給権を有するもの、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したもの、旧厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)

第二十八條 施行日の前日において旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者については、新国民年金法第三十七條に該當するものとみなして、同條の遺族基礎年金を支給する。

2 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者が、前項の規定による新国民年金法第三十七條の遺族基礎年金の受給権を取得したときは、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給権は消滅する。この場合において、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。

3 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、新国民年金法第十八條第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

4 昭和六十一年四月分の第一項の規定による遺族基礎年金については、新国民年金法第十八條第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払ふものとする。

5 第一項の場合における新国民年金法第三十九條の規定の適用については、旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有していた者は、新国民年金法第三十九條第一項に規定する妻とみなす。

6 第一項の場合における新国民年金法第三十九

条及び第六十七條第二項の規定の適用については、旧国民年金法による母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた子若しくは孫若しくは弟妹は、新国民年金法第三十九條第一項に規定する子とみなす。

7 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に對する新国民年金法第三十九條第三項(同法第四十條第二項において適用する場合を含む)の規定の適用については、同法第三十九條第三項第四号中「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子で」とあるのは、「夫又は妻のいずれの子で」とする。

8 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金については、新国民年金法第三十九條第二項及び第三項の規定によつて年金額を改定するほか、第六項に規定する孫又は弟妹のうちの一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月からその生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の數に應じて、年金額を改定する。

9 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金の受給権は、新国民年金法第四十條第一項及び第二項の規定によつて消滅するほか、第六項に規定する孫又は弟妹が一人であるときはその孫又は弟妹が、同項に規定する孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十條、第四十一條の四第一項から第四項まで、第四十一條の五第一項及び第二項、第六十四條の五から第六十五

条まで、第六十六條第三項から第五項まで並びに第六十七條並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七號)附則第二十五條第三項の規定の例による。

11 施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による遺児年金については、旧国民年金法第四十七條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(寡婦年金及び死亡一時金の特例)

第二十九條 附則別表第一の上欄に掲げる者が死亡した場合における新国民年金法第四十九條第一項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 新国民年金法第四十九條第一項の規定の適用については、旧国民年金法による障害年金(障害福祉年金を除く)は障害基礎年金とみなす。

3 新国民年金法第五十二條の二第一項の規定の適用については、旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金(障害福祉年金を除く)、母子年金(母子福祉年金を除く)若しくは準母子年金(準母子福祉年金を除く)又は前条第一項の規定による遺族基礎年金の支給を受けたことがある者は、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者とみなす。

(新国民年金法による老齢年金の支給要件の特例)

第三十條 附則別表第一の上欄に掲げる者については、新国民年金法附則第九條の三中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

(施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特例)

第三十一條 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月二日以後に生まれた

者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは旧船員保険法による老齢年金の受給権を有していたものについては、附則第十五條及び第十八條並びに新国民年金法第三章第二節、同章第五節第一款及び第二款並びに同法附則第九條の三の規定を適用せず、旧国民年金法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び寡婦年金の支給要件に關する規定並びにこれらの年金たる給付の支給要件に關する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、これらの者に對して、なおその効力を有する。

(旧国民年金法による給付)

第三十二條 旧国民年金法による年金たる給付(前條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含む)、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く)については、次項から第九項まで及び第十一項並びに附則第十一條、附則第二十五條第三項、前條、次條第一項及び附則第三十五條第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に關する規定及び当該年金たる給付の額の計算に關する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものと

するほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的説替えは、政令で定める。

旧国民年金法第二十七 七条第一項	合算した額	合算した額に昭和五十四年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額（その額が六十万円に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を超えるときは、当該額とする。）
旧国民年金法第三十八 八条及び第四十三 九条第一項及び第 十四条第一項	五十万二千六百 円	六十万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧国民年金法第三 九条第一項及び第 十四条第一項	二万四千 円	六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧国民年金法第三 九条の二第二項	十八万 円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧国民年金法第五 十 条	二分の一	四分の三
旧国民年金法第七 七条第一項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
附則第九九条の規定	二十七万二千二百 円	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九

による改正前の国民 年金法の一部を改正 する法律（昭和四十 四年法律第八十六 号。以下「改正前の 法律第八十六号」と いう。）附則第十六 条第二項	二十七万二千二百 円	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九 年法律第 号）附則第三十二條第二項の規定 により読み替えられた同法第二條の規定による改 正前の国民年金法第二十七條第一項に規定する昭 和五十四年度基準物価上昇比率を二十七万二千二 百円に乘じて得た額を基準として政令で定める額
第七條の規定による 改正前の厚生年金保 險法等の一部を改正 する法律（昭和四十 八年法律第九十二 号。以下「改正前の 法律第九十二号」と いう。）附則第二十 条第二項		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九 年法律第 号）附則第三十二條第二項の規定 により読み替えられた同法第二條の規定による改 正前の国民年金法第二十七條第一項に規定する昭 和五十四年度基準物価上昇比率を二十七万二千二 百円に乘じて得た額を基準として政令で定める額

- 3 新国民年金法第十六条の二及び第十七条の規定は、第一項に規定する年金たる給付（障害福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）について準用する。
- 4 第一項に規定する給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給されるものに限る。）及び通算老齢年金の支払については、新国民年金法第十八条第三項の規定の例による。
- 5 前項の規定は、政令で定める日までの間は適用しない。
- 6 新国民年金法第三十三條及び第三十三條の二の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（障害福祉年金を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「昭和六十一年四月一日において」と読み替えるものとする。
- 7 新国民年金法附則第五條の規定は、第一項に規定する給付のうち老齢年金又は通算老齢年金の受給権者については、適用しない。
- 8 新国民年金法附則第九條の二第六項の規定は、旧国民年金法による寡婦年金については、適用しない。
- 9 旧国民年金法による老齢福祉年金については、旧国民年金法第六十五條から第六十八條まで及び第七十九條の二第五項から第七項までの規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的説替えは、政令で定める。
- 10 旧国民年金法による年金たる給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。
- 11 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による年金たる給付若しくは一時金たる給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新

国民年金法第五十四条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、施行日以後の行為に対する同法第六十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。

第三十三条 施行日の前日において児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当している者であつて、同法第六条の規定を受け、又は同条の規定の請求をしてゐるものについては、その者が監護し、又は養育してゐる児童が、新たに附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の加算の対象となつた場合においても、その者に対する昭和六十一年四月以降の月分の児童扶養手当の支給については、当該児童は、児童扶養手当法第四条第二項第四号に該当しないものとみなす。

2 前項の規定に該当した者に支給する児童扶養手当の額は、児童扶養手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一 児童扶養手当法第五条本文に規定する額（同法第九条の規定により手当の一部について支給を制限されているときは、その制限されている額を減じた額）

二 新国民年金法第三十三条の二の規定により加算する額（子が二人以上あるときに加算する額を除く。）を十二で除して得た額

（国民年金事業に要する費用の負担の特例）

第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、新国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 当該年度における新国民年金法による付加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用（同法第五十二条

の四第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額

二 当該年度における附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用の総額に障害基礎年金の額又は遺族基礎年金の額に対する旧国民年金法第五十八条に規定する額又は同法第六十二条及び第六十三条第一項に規定する額の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

三 当該年度における老令基礎年金の給付に要する費用のうち、附則第十七条の規定による加算額の総額

四 当該年度における旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（他の法令により当該保険料免除期間とみなされるものを含む。）を有する者に係る同法による年金たる給付（同法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）に要する費用（同法第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用及び第六号に掲げる費用を除く。）の額に、イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

五 当該年度における旧国民年金法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用（次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額

イ 旧国民年金法第二十七条第一項第一号に掲げる額

ロ 旧国民年金法第七十七条第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険

料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

ハ 二百円に旧国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

六 当該年度における旧国民年金法による老齢年金（前号に掲げる老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金の給付に要する費用（同法第二十七条第一項（同法第二十九条の四第一項においてその例による場合を含む。）に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額

七 当該年度における改正前の法律第八十六号附則第十六条第一項又は改正前の法律第九十二号附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の二に相当する額

八 当該年度における改正前の法律第九十二号附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち、八百四十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

九 当該年度における旧国民年金法による老齢福祉年金の給付に要する費用の総額

2 新国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次号及び第三号に掲げる額」とあるのは、「次号及び第三号に掲げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号へに規定する額の三分の一に相当する額に相当する部分の費用を除く。）の額」と、「四百八十」とあるのは「四百八十

（昭和五十九年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）と読み替へるものとする。

3 新国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは、「障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第二十五条の規定による障害基礎年金を除く。）とする。

4 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度における老令基礎年金（その金額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に国民年金基金が支給する年金に要する費用（二百円に当該国民年金基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の四分の一に相当する額）

二 当該年度における死亡を支給事由とする国民年金基金が支給する一時金に要する費用（新国民年金法第五十二条の四第二項の加算額の四分の一に相当する額）

5 新国民年金法第八十六条の規定の適用については、同条中「この法律又は」とあるのは、「この法律（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた場合における同法第二条の規定による改正前のこの法律及び昭和五十九年改正法の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前のこの法律を含む。以下この条において同じ。）とする。

第三十五条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による老齢年金及び通算老齢年金を含む。）及び附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌

者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用については、政令で定めるところにより、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の給付に要する費用として、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

一 六十五歳以上の者に支給する老齢年金又は通算老齢年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該被保険者期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（附則第七十九条第二号に掲げる額に相当する部分を除く。）

二 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子に支給する遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

2 前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用は、新国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二第一項の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

3 旧国民年金法による年金たる給付（附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による老齢年金及び通算老齢年金を含む。）に要する費用（老齢年金又は通算老齢年金の給付に要する費用のうち同法第二十七條第二項（同法第二十九條の四においてその例による場合を含む。）に定める額に相当する部分並びに寡婦年金、老齢福祉年金及び同法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金の給付に要する費用を除く。）は、新国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

く。は、新国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

第三十六條 昭和六十一年四月から昭和六十二年三月までの月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七條第四項中「六千八百円」とあるのは、「六千八百円（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えるときは、その割合を六千八百円に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替へるものとする。

2 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月までの月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七條第四項中「六千八百円」とあるのは、「七千円（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えるときは、その割合を七千円に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替へるものとする。

3 次の表の上欄に掲げる月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七條第四項中「六千八百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えるときは、その割合を同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間に於いて第十六條の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定により年金たる給付の額の改定

一を超えたとときは、その割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間に於いて第十六條の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定により年金たる給付の額の改定

昭和六十三年四月から昭和六十四年三月までの月分	七千四百円	昭和六十三年
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月までの月分	七千七百円	昭和六十四年
昭和六十五年四月以後の月分	八千円	昭和六十五年

4 新国民年金法第八十七條第四項に定める保険料の額は、昭和六十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第三十七條 昭和六十四年三月までの月分の新国民年金法による保険料のうち、都道府県知事がやむを得ない事情があると認めて期限を定めて承認した市町村の区域に住所を有する国民年金の被保険者の当該期限までの期間に係る保険料の納期限については、新国民年金法第九十一条及び第九十二条の規定を適用せず、なお従前の例によるものとする。

第三十八條 施行日前の期間に係る旧国民年金法による保険料の追納については、なお従前の例によるものとする。

第三十九條 昭和六十一年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（厚生年金保険法第十五條第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬

の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とする。）とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と読み替へるものとする。

が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が六万四千円以下であるもの又は四十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が四十二万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和六十一年十月から昭和六十二年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が六万八千円未満である厚生年金保険法第十五條第一項の規定による厚生年金保険の被保険者の昭和六十一年十月から昭和六十二年三月までの標準報酬額は、同法第二十六条の規定にかかわらず、六万八千円とする。

第四十條 初診日が昭和五十九年八月一日前にある傷病による障害に係る第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七條第二項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生年金保険の適用事業所の経過措置）
第四十一條 新厚生年金保険法第六條第一項第二号に掲げる事業所又は事務所であつて、常時五

人以上の従業員を使用するもの以外のものについては、同項（同条第三項及び同法第七條において適用する場合を含む）の規定は、昭和六十四年三月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。

（厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第四十二條 大正十年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧船員保険法第十七條の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの（同日に同法第十三條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く）は、同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、同法第十八條の規定による都道府県知事の確認を要しない。

2 大正十年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧厚生年金保険法第九條又は第十條第一項の規定による厚生年金保険の被保険者であつたものは、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。

（第四種被保険者に関する経過措置）

第四十三條 旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定は、施行日の前日において同項の規定による厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものについては、なおその効力を有する。ただし、その者が第九項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき以後は、この限りでない。

一 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十七條第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当したこと。

二 施行日において組合員（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）附則第十三條の十二に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法

律第五百二十二号）附則第二十八條の二に規定する特例継続組合員を除く。以下この条及び次条において同じ。）であること。

三 施行日において附則第十二條第一項第七号に該当すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合（組合員となつたことにより当該被保険者の資格を喪失したものである場合を除く）又は組合員となつたことにより当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員の資格を喪失した場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき（附則第十二條第一項第四号から第七号までに該当するものを除く）は、その者は、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができ

る。ただし、第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する者（施行日の属する月に厚生年金保険の被保険者でなくなつた者を除く）にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間の全部が厚生年金保険の被保険者期間又は組合員であつた期間である場合に限る。

一 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日において厚生年金保険の被保険者であつたもの（第四号に掲げる者を除く）

二 前条第二項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者

三 大正十年四月一日以前に生まれた者のうち、施行日の前日において船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの

四 施行日の前日において旧厚生年金保険法第

十五條第一項の規定による被保険者であつた者（前項第一号又は第三号に該当した者を除く）

五 第五項の規定によつて厚生年金保険の被保険者となつた者

3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は組合員でなくなつた日から起算して六月以内にしなければならぬ。ただし、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第二項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、当該申出に係る厚生年金保険の被保険者若しくは組合員の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得するものとする。ただし、その者が当該申出が受理された日において厚生年金保険の被保険者又は組合員であつたときは、当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員の資格を喪失した日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得するものとする。

5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五條第一項の申出をすることができた者（同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされていたものを除く）であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

6 第三項の規定は前項の申出について、第四項の規定は前項の申出をした者について、それぞれ準用する。この場合において、第四項中「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者若しくは組合員の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員の資格を喪失した日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定による厚生年金保険の被保険者及び第二項又は第五項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者については、旧厚生年金保険法第十五條第四項の規定は、なおその効力を有する。

8 第四種被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

9 第四種被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第三号又は第四号に該当するに至つたときは、その日）に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険の被保険者期間が二十年に達したとき、又は附則第十二條第一項第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

三 新厚生年金保険法第九條又は第十條第一項の規定による被保険者となつたとき。

四 組合員となつたとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

六 厚生年金保険の被保険料（初めて納付すべき被保険料を除く）を滞納し、新厚生年金保険法第八十六條第一項の規定による指定の期限までに、その被保険料を納付しないとき。

10 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第十八條第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

11 施行日の前日において旧船員保険法第二十條の規定による船員保険の被保険者であつて、次条第一項第二号に該当したもの（同項第一号に該当した者を除く）は、第二項の規定の適用については、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、同日に組合員となつたことにより当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

（船員任意継続被保険者に関する経過措置）

第四十四條 施行日の前日において旧船員保険法第二十條の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて次の各号のいずれにも該当しな

いものは、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、新厚生年金保険法第十八条の規定による都道府県知事の確認を要しない。

一 施行日の前日において旧船員保険法第二十一条第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当したこと。

二 施行日において組合員であること。

2 前項に規定する者については、旧船員保険法第二十条第四項の規定はなおその効力を有するものとし、その者が同項の規定によつて同条第一項の規定による船員保険の被保険者とならなかつたものとみなされたときは、その者は、前項の規定による厚生年金保険の被保険者とならなかつたものとみなす。

3 船員任意継続被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

4 船員任意継続被保険者は、前条第九項第一号、第二号若しくは第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は同項第四号に該当するに至つたときは、その日）に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

一 新厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用されるに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 厚生年金保険の保険料を滞納し、新厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

5 前項の規定の適用については、船員任意継続被保険者のうち、旧厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者又は同項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間が、旧交渉法第三条第一項又は第四条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間とみなされることにより、旧船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満

たすに至つたにもかかわらず、同法第二十一条第二号に該当することなく、施行日の前日まで引き続き同法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつた者は、前条第九項第二号に該当しないものとし、その者は、附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間と船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間とを合算して十五年となるに至つた日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

3 第四種被保険者及び船員任意継続被保険者については、新厚生年金保険法附則第四条の第三項及び第四条の五第一項の規定は適用しない。

6 前条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十八条第一項ただし書の規定は、船員任意継続被保険者について準用する。

（厚生年金保険の被保険者の種別の変更）
第四十六条 新厚生年金保険法第十八条、第十九条の二、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第二百二条第一項（第一号及び第二号に限る）、第二百四条、第二百八条及び第二百八十七條（第一号に限る）の規定は、厚生年金保険の被保険者の種別の変更（第一種被保険者（旧厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者を含む。）と第三種被保険者（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者を含む。）との間の変更をいう）について準用する。

7 新厚生年金保険法第九条及び第十三条第一項の規定の適用については、当分の間、同法第九条中「適用事業所に使用される者」とあるのは「適用事業所に使用される者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第

（厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置）
第四十七條 旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間（他の法令の規定により当該被保険者であつた期間とみなされ、又は当該被保険者であつた期間に算入された期間を含む。）は、厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす。ただし、次の各号に掲げる期間は、この限りでない。

8 船員任意継続被保険者については、新厚生年金保険法第十条第一項の規定は適用しない。

一 旧船員保険法による脱退手当金（法律第八十二号附則第十五条又は法律第五号附則第十九条の規定による脱退手当金を含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間

（第四種被保険者及び船員任意継続被保険者に係る国民年金の被保険者の資格等の特例）
第四十五条 新国民年金法第七條第一項第三号及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「第二号被保険者の」とあるのは、「第二号被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第

二 附則第三百三十五條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は附則第三百三十九條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員たる船員保険の被保険者であつた期間

2 第四種被保険者及び船員任意継続被保険者は、新厚生年金保険法第二百条、第二百一条、

三 前号に規定する組合員たる船員保険の被保

險者となる前の船員保険の被保険者であつた期間
2 施行日前の旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間（同法附則第四条第二項の規定により当該第三種被保険者であつた期間とみなされ、又は当該期間に関する規定を準用することとされた期間を含む。）に係る厚生年金保険の被保険者期間の計算については、旧厚生年金保険法第十九条第三項及び第十九条の二の規定の例による。

3 第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧船員保険法による船員保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

第四十八條 附則第八條第一項の規定は、施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）に係る新厚生年金保険法の適用について準用する。

2 昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで

の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）第七項及び第八項において同じ。は、新厚生年金保険法第四十二条ただし書（同法第五十八條第一項第四号並びに同法附則第八條第一項及び第二項、第十五條、第二十八條の三並びに第二十八條の四において適用する場合を含む。）及び同法附則第十四條第一項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。

3 新厚生年金保険法附則第八條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「従事する被保険者」とあるのは、従事する被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第五條第十三号に規定する第四種被

保険者、同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者、同法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧法第二十二條の規定による被保険者を除く。と、「船舶に使用される被保険者」とあるのは「船舶に使用される被保険者（昭和五十九年改正法附則第五條第十四号に規定する船員任意継続被保険者を含む。）」と、「船員たる被保険者」というのであつた期間とあるのは「船員たる被保険者」というのであつた期間（昭和五十九年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法第六條の規定による改正前の船員保険法による被保険者であつた期間を含む。以下この項において同じ。）」とする。

4 新厚生年金保険法附則第十四條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「組合員であつた期間及び同法附則第七條第一項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間」とあるのは、「組合員であつた期間（昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。）」及び同法附則第七條第一項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間（昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。）」とする。

5 附則第八條第六項各号（第六号を除く。）」に掲げる期間は、新厚生年金保険法附則第十四條第一項の規定の適用については、合算対象期間に算入する。この場合において、附則第八條第七項から第九項までの規定を準用する。

6 新国民年金法附則第七條第二項から第五項までの規定は、附則第八條第六項第三号及び第五号に掲げる期間のうち組合員であつた期間につき新厚生年金保険法附則第十四條第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、新国民年金法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは「厚生年金保険法附則第十四條第一項」と、同条第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは「当該組合員であつた期間に基づく老齢厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替へるものとする。

7 施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者期間の計算について、前条第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。）」は、新厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項及び第四十七條の三第二項において準用する場合を含む。）」及び同法第五十八條第一項ただし書の規定の適用については、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

8 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険又は施行日前の期間に係る船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五條第一項ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第五十一條ノ二ただし書に該当するときを除く。）」は、当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間については、第二項の規定を適用せず、当該被保険者期間は、新厚生年金保険法附則第十四條第一項の規定の適用については、第五項の規定にかかわらず、合算対象期間に算入せず、前項に規定する同法の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、附則第八條第十二項に規定する保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間とみなす。

（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）
第四十九條 施行日前の船員保険の被保険者であつた期間の各月の旧船員保険法による標準報酬月額額は、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

第五十條 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第二十六條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六條の規定に基づく標準報酬月額が六万八千円未満である第

四種被保険者の昭和六十一年四月以後の標準報酬月額については、附則第三十九條第三項の規定を準用する。

3 船員任意継続被保険者の各月の標準報酬額は、新厚生年金保険法第二十一條から第二十四條までの規定にかかわらず、旧船員保険法第四條第七項の規定に基づくその者の施行日の前日の属する月における標準報酬によるものとする。

（旧船員保険法による従前の処分）
第五十一條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧船員保険法又はこれに基づく命令によつてした処分、手続その他の行為は、新厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（厚生年金保険の平均標準報酬月額の計算に関する経過措置）
第五十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七條第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）であるときは、新厚生年金保険法第四十三條（同法第五十條第一項及び第六十條第一項においてその例による場合並びに附則第五十九條第二項、同法第四十四條第一項及び第四十四條の三第四項並びに法律第九十二號附則第五條第四項の規定により読み替へられた新厚生年金保険法第四十四條の二第一項において適用する場合を含む。）」及び同法附則第九條第一項第二号に定める額は、これらの規定にかかわらず、旧第三種被保険者等であつた期間の平均標準報酬月額（当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八號）附則第四條の規定に該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三

号）附則第三十五條の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とする。以下この条において同じ。）」の千分の七・五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額と、旧第三種被保険者等であつた期間以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金（新厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）」の額を計算する場合にその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときはを除く。）」障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十條第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）」の額を計算する場合において同法第六十條第一項後段の規定の適用があるときは、この限りでない。

第五十三條 附則第四十九條の規定により旧船員保険法による標準報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす場合において、昭和四十四年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者であつて施行日以後に新厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有するに至つたものに支給する当該保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合には、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万二千円に満たないものがあるときは、これを一万二千円とする。

（新厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の改定の特例）
第五十四條 次の各号に掲げる年金たる保険給付の額、加給年金又は加算額に関する当該各号

に掲げる規定の適用については、昭和六十一年の平均の物価指数が昭和五十八年度の年度平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合において、昭和六十一年四月以降の月分の当該各号に掲げる規定に定める年金たる保険給付の額、加給年金又は加算額は、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。

一 老齢厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額 同項

二 障害厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第五十条の二第二項に規定する加給年金額 同項

三 遺族厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額 同項

四 老齢厚生年金の額のうち新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号に規定する額 同項（第一号に限る。）

五 老齢厚生年金の額のうち附則第五十九條第二項第一号に規定する額 同項（第一号に限る。）

六 遺族厚生年金の額のうち附則第七十四條の規定による加算額 新国民年金法第三十八條、第三十九條第一項及び第三十九條の二第一項

（新厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払期の特例）

第五十五条 新厚生年金保険法附則第二十八條の三の規定による特例老齢年金及び同法附則第二十八條の四の規定による特例遺族年金の支払については、政令で定める日までの間は、同法第三十六條第三項の規定にかかわらず、旧通則法第三十條の規定の例による。

2 前項の規定の施行に伴い必要な経過措置については、政令で定める。

（厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給調整の経過措置）

第五十六条 新厚生年金保険法による年金たる保

險給付は、その受給権者が旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定により支給される年金たる保険給付及び附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この条において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金を除く。）は、その受給権者が新厚生年金保険法による年金たる保険給付又は新国民年金法による年金たる給付（附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族年金、通算遺族年金又は特例遺族年金の受給権者が新厚生年金保険法による年金たる給付又は新国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び同法附則第九條の三の規定による老齢年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限り、その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けることができる場合における当該遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金についても、同様とする。

3 新厚生年金保険法第三十八條第二項から第四項までの規定は、前二項の場合に準用する。

4 遺族厚生年金については、新厚生年金保険法第三十八條第一項中「付加年金」とあるのは、「付加年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第二条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）とする。」とする。

5 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金は、その受給権者（六十五歳に達している者に

限る。）が遺族厚生年金又は新厚生年金保険法による特例遺族年金の支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止を行わな

6 附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付のうち職務上の事由による障害年金は、第二項の規定にかかわらず、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号の額の二倍に相当する額（同法第四十一条ノ二の規定により加給すべき金額があるときはその金額に相当する額を加えた額）を控除した額に相当する部分の支給の停止を行わな

7 附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付のうち職務上の事由による遺族年金は、第二項の規定にかかわらず、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号及びハの額を合算した額の二倍に相当する額（同法第五十条ノ三の規定により加給すべき金額があるときは、その金額のうち同法別表第三ノ二中欄に掲げる額に相当する額を、同法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額があるときは、その金額に相当する額をそれぞれ加えた額）を控除した額に相当する部分の支給の停止を行わな

（老齢厚生年金の支給要件の特例）

第五十七条 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に属するものを含む。）を有し、かつ、新厚生年金保険法第四十二条ただし書に該当する者（同法附則第十四條第一項の規定により同法第四十二条ただし書に該当しないものとみなされる者を除く。）であつて、附則第十二條第一項各号のいずれかに該当するものは、同法

第四十二条及び第五十八條第一項（第四号に限る。）並びに附則第八條第一項及び第二項、第十五條、第二十八條の三第一項並びに第二十八條の四第一項の規定の適用については、同法第四十二条ただし書に該当しないものとみなす。

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第五十八條 女子であつて附則別表第六の上欄に掲げる者については、新厚生年金保険法附則第八條第一項第一号及び第二号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。ただし、附則第十二條第一項第二号又は第四号に該当しない者については、この限りでない。

2 附則第十二條第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者は、新厚生年金保険法附則第八條第二項の規定の適用については、同項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第五十九條 附則別表第七の上欄に掲げる者については、附則第五十二條並びに新厚生年金保険法第四十三條（同法第四十四條第一項及び第四十四條の三第四項において適用する場合並びに同法第六十條第一項においてその例による場合（同法第五十八條第一項第四号に該当する場合に限り、その例を適用する。）及び同法附則第九條第一項中「千分の七・五」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 老齢厚生年金（新厚生年金保険法附則第八條第一項又は第二項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三條及び第四十四條第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一千二百五十円に厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法

令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。の月数（当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十とする）を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 厚生年金保険の被保険者期間（施行日以後の期間であつて国民年金の被保険者でなかつた期間に係るものを除く。）のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（当該被保険者期間の計算については附則第四十七条第二項又は第三項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した被保険者期間とし、二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第八の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める月数

三 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び新厚生年金保険法附則第九条第一項第一号中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

四 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び新厚生年金保険法附則第九条第一項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二十五円に乘じて得た額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するように定められるものとする。

五 昭和六十年度の年平均の物価指数が昭和五十八

年度の年度平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二十五円に乘じて得た額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の割合を二十五円に乘じて得た額から千二百五十円に乘じて得た額」とする。

六 第二項の規定によつて老齢厚生年金の額が計算される者については、新厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「これらの規定」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第五十九条第二項」とする。

（老齢厚生年金の加給年金額の特例）

第六十条 老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新厚生年金保険法第四十四条第一項（同法附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第五十条の二第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」とし、同法第四十四条第四項第四号（同法第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額の特例）

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）新厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（次条第三項において読み替えて適用する場合及び同法附則第九条第四項において準用する場合を含む。）同法第四十六条第一項、同法第六十二条第一項又は同法附則第十六条の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十

に満たないときは、当該月数は二百四十であるものとみなす。

二 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給する老齢厚生年金の額のうち附則第五十九条第二項第一号に掲げる額及び新厚生年金保険法附則第九条第一項第一号に掲げる額を計算する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数を二百四十とする。

（第四種被保険者及び船員任意継続被保険者に係る老齢厚生年金の特例）

第六十二条 新厚生年金保険法附則第十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「又は同日以後」とあるのは、「又は同日以後に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第五十三条に規定する第四種被保険者若しくは同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者としての被保険者期間若しくは」とする。

二 新厚生年金保険法附則第九条第二項及び第三項の規定は、第四種被保険者又は船員任意継続被保険者に支給する同法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額の計算について準用する。

三 第四種被保険者又は船員任意継続被保険者である新厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者が、附則第四十三条第九項第二号に該当したことによりその被保険者の資格を喪失したときは、同法第四十四条第一項及び第三項中「当時」とあるのは、「当時（その権利を取得した当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数は二百四十であるものとみなす。）」とする。

算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第六十二条第二項において準用する附則第九条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とする。

四 新厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が第四種被保険者又は船員任意継続被保険者である間は、その支給を停止する。

（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）

第六十三条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権を有していた者については、新厚生年金保険法第三章第二節並びに附則第八条、第十五条及び第二十八条の三の規定を適用せず、旧厚生年金保険法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

二 前項の規定により、なおその効力を有するものとされた規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的調整は、政令で定める。

旧厚生年金保険法	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）
第四十二条第一項第五号、第四十六条の三第四号及び附則第二十八条の三第一項第四号	第一級から第十四級まで	第四十四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下

(障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 初診日が昭和七十一年四月一日前にある傷病による障害について新厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書(同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む)の規定を適用する場合においては、同法第四十七條第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く)」とする。

2 昭和七十一年四月一日前に死亡した者の死亡について新厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書の規定を適用する場合においては、同項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く)」とする。

第六十五条 前条、新厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書(同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び同法第五十八條第一項ただし書の規定の適用については、当分の間、前条並びに同法第四十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書中「月の前々月」とあるのは、「[月前における直近の基準月(一月、四月、七月及び十月をいう)の前月]とする。」

(障害厚生年金の支給要件の特例)
第六十六条 新厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について旧厚生年金保険法による障害年金(附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む)又は旧国民年金法による障

害年金の受給権を有していたことがある者については、新厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

第六十七條 疾病にかかり、又は負傷した日が施行日前にある傷病による障害又は初診日が施行日前にある傷病による障害について新厚生年金保険法第四十七條から第四十七條の三まで及び第五十五條の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

第六十八條 船員保険の被保険者であつた間に職務上の事由又は通勤による疾病にかかり、又は負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、当該傷病が治つていない場合であつて、施行日において、新厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同条の規定に該当するものとみなして、その者に同条の障害厚生年金を支給する。この場合において、同法第五十一條中当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る「障害認定日」とあるのは、「昭和六十一年四月一日」とする。

2 前項の規定により支給される障害厚生年金は、その受給権者が旧船員保険法第四十條第二項に規定する障害年金の受給権を有するとき、は、その間、その支給を停止する。

(障害厚生年金の併給の調整の特例)
第六十九條 新厚生年金保険法第四十八條第一項、第四十九條第一項及び第五十一條の規定は、施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金(附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。次項において同じ。)であつて障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に對して更に障害厚生年金(新厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級の第一級又は第二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。次項において同じ)を支給

すべき事由が生じた場合に準用する。

2 昭和三十一年四月一日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金であつて障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に對して更に障害基礎年金又は障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度に應じて、同法第五十二條の規定の例による当該政令で定める障害年金の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)
第七十條 新厚生年金保険法第五十一條の規定の適用については、当分の間、同条中「となつた障害に係る障害認定日」とあるのは「となつた障害に係る障害認定日(第四十七條の二第一項の規定による障害厚生年金については当該障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日とし、」と、「それぞれの障害に係る障害認定日」とあるのは「それぞれの障害に係る障害認定日(第四十七條の二第一項に規定する障害については、当該障害認定日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、昭和六十一年三月三十一日とし、」と、「基準障害に係る障害認定日」とあるのは「基準障害に係る障害認定日とする。」とする。

(厚生年金保険の障害手当金の支給要件の特例)
第七十一條 新厚生年金保険法第五十六條の規定の適用については、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む)は、同法第五十六條第一号の年金たる保険給付とみなす。

2 新厚生年金保険法第五十六條の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「船員保険法による障害年金」とあるのは、「船員保険法による障害年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌

者たる政府が支給するものとされたものを除く。とする。

(遺族厚生年金の支給要件の特例)
第七十二條 旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にある同法による障害年金の受給権者、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病(施行日前に発したものに限り)により初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて同法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしているものその他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族厚生年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 昭和七十一年四月一日前に死亡した者の死亡について新厚生年金保険法第五十九條第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあること」とする。

(遺族厚生年金の加算の特例)
第七十三條 新厚生年金保険法第六十二條第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者であつて、その権利を取得した当時四十歳以上であつたものに限り)が、六十五歳以上であるときは、当該遺族厚生年金の額は、新厚生年金保険法第六十條第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五條の規定を準用する。

一 新厚生年金保険法第六十二條第一項に規定する加算額(附則第五十四條又は同法第三十四條の規定により改定された額を含む)。

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老

給基礎年金の額（附則第九條又は同法第十六條の二の規定により改定された額を含む。）にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

第七十四條 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が新厚生年金保険法第五十九條第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十條第一項及び第六十二條第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、新厚生年金保険法第六十條の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3 新国民年金法第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項、第四十條、第四十一條第二項及び第四十一條の二の規定は、遺族厚生年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金に対する新厚生年金保険法第六十五條（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十五條中「その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族厚生年金が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）附則第七十四條第一項の規定によりその額が加算されたものである」とする。

5 新厚生年金保険法第六十六條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族厚生年金」とあるのは「妻に対する遺族厚生年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第七十四條第一項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は昭和五十九年改正法附則第七十四條第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金」とする。

（厚生年金保険の脱退手当金の経過措置）
第七十五條 昭和十六年四月一日以前に生まれた者については、旧厚生年金保険法中同法による脱退手当金の支給要件に関する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合において、老齢厚生年金又は障害厚生年金は旧厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金と、障害厚生年金は同法による障害年金と、それぞれみなす。

（厚生年金保険の保険給付の制限の特例）
第七十六條 新厚生年金保険法第七十五條の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であつた期間又は旧厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者について同項第一号に規定する第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における当該第三種被保険者であつた期間に基づく新厚生年金保険法による保険給付について準用する。この場合において、同法第七十五條ただし書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）附則第四十六條に規定する被保険者の種別の変更」と読み替へるものとする。

（新厚生年金保険法による特例遺族年金の支給要件の特例）

第七十七條 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項第一号又はロのいずれかに該当する者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法による特例遺族年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（旧厚生年金保険法による給付）
第七十八條 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第五項まで及び第七項並びに附則第三十五條第一項及び第二項、第五十六條第二項及び第五項、第六十三條、第六十九條第二項並びに第七十五條の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に關する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合に

おけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が新厚生年金保険法第五十八條の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項並びに附則第五十六條第二項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

旧厚生年金保険法第三十四條第一項第一号	乗じて得た額
乗じて得た額に昭和五十四年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額	

旧厚生年金保険法第三十四条第五項	十八万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
	二万四千元	六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
	六万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法第四十六条第一項	第一級から第六級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）第四条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下は、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ
旧厚生年金保険法第四十六条第二項	第一級から第十四級まで	昭和五十九年改正法第四条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項	第一級から第六級までの等級である期間、第七級から第十一級までの等級である期間又は第十二級から第十四級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については	昭和五十九年改正法第四条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下は、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ
旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項	第一級から第十四級まで	昭和五十九年改正法第四条の規定による改正後の附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下

旧厚生年金保険法第五十条第一項第三号及び同法第六十条第二項	五十万六千六百円	等級以下 六十万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法第六十二条の二第二項	十二万円	十二万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十二万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法附則第十六条第二項	九万八千四百円	九万八千四百円（昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）
旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下
旧交渉法第二十五条の二及び第二十六条	五十万六千六百円	六十万円（総理府において作成した昭和五十八年度の年度平均の全国消費者物価指数に対する総務庁において作成した昭和六十一年の年平均の全国消費者物価指数の比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
改正前の法律第九十二号附則第三条第二項	五十万六千六百円	六十万円（総理府において作成した昭和五十八年度の年度平均の全国消費者物価指数に対する総務庁において作成した昭和六十一年の年平均の全国消費者物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	二万四千元	六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

得た額を基準として政令で定める額)	六万円
十八万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)	

- 3 新厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。
- 4 第一項に規定する年金たる保険給付のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金の支払については、新厚生年金保険法第三十六条第三項の規定の例による。
- 5 前項の規定は、政令で定める日までの間は適用しない。
- 6 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる保険給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。
- 7 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

(厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例)
第七十九条 国庫は、毎年度、新厚生年金保険法第八十条の規定によるほか、同法による保険給付、旧厚生年金保険法による保険給付及び附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ)を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額の百分の二十(同月前の附則第五十二条に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く)に相当する額)については、その額の百分の二十五に相当する額

二 附則第三十五条第一項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分(同法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く)として政令で定める部分に相当する額の四分の一

第八十条 次の表の上欄に掲げる月分の第二種被保険者の新厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第五項中「百分の百二十四」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、「百分の九十二」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替へるものとする。

昭和六十二年十月から昭和六十三年九月までの月分	百分の百十七	百分の八十七
昭和六十三年十月から昭和六十四年九月までの月分	百分の百十九	百分の八十九
昭和六十四年十月以後の月分	百分の百二十一	百分の九十一

- 2 第二種被保険者の新厚生年金保険法による保険料率は、昭和六十五年十月以後において同法第八十一条第五項に定める保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。
- 3 第三種被保険者及び船員任意継続被保険者の新厚生年金保険法による保険料率は、同法第八十一条第五項の規定にかかわらず、百分の百三十六(厚生年金基金の加入員である第三種被保険者にあつては、百分の百四)とする。
- 4 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第八十二条第一項ただし書及び第三項、第八十三条第一項並びに第八十三条の二の規定は、なおその効力を有する。
- 5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法の規定は、船員任意継続被保険者について準用する。

(厚生年金基金の加入員及び代議員等の資格に関する経過措置)
第八十一条 大正十年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において厚生年金基金(以下「基金」という)の加入員であつた者(施行日に新厚生年金保険法第二百二十四条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く)は、施行日に、当該加入員の資格を喪失する。

2 基金の代議員及び役員等の資格については、基金の業務の運営状況を勘案して政令で定める日(同日において現に基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、新厚生年金保険法第一百七十七条第三項並びに第一百九十九条第二項及び第四項中「加入員」とあるのは、「加入員及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第八十一条第一項の規定により加入員の資格を喪失した者であつて現に設立事業所に使用されるもの」とする。

3 新厚生年金保険法第六十一条第三号に規定する船舶に使用される厚生年金保険の被保険者については、当分の間、同法第一百零一条中「被保険者」とあるのは、「被保険者(船舶に使用される被保険者を除く。次項、次条第一項及び第二項、第二百二十二条並びに第四百四十四条第一項及び第二項において同じ)」とする。

(厚生年金基金の年金給付の基準の特例)
第八十二条 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付であつて、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この項及び附則第八十四条において「加入員たる被保険者であつた期間」という)の一部が旧厚生年金保険法第三十一条第一項第六号に規定する特例第三種被保険者(以下この項において「旧特例第三種被保険者」という)であつた期間である者に支給するものの額は、新厚生年金保険法第二百三十二条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一 当該旧特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の百分の七・五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 当該旧特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の百分の七・五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間以外

の加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付のうち、附則別表第七の上欄に掲げる者に支給するものについて前項及び新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「千分の七・五」とあるのは、同表の下欄のように読み替へるものとする。

第八十三条 大正十五年四月一日以前に生まれた者及び施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者については、新厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定を適用せず、旧厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第百三十一条第一項第二号中「第四十三條第四項から第六項までのいずれか」とあるのは、「第四十三條第四項」と読み替へるものとする。

2 基金が支給する年金たる給付であつて、施行日前に支給事由の生じたもの（前項に規定する者に支給するものを含む）については、前項及び次条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

（厚生年金基金の年金給付の費用の負担に関する経過措置）

第八十四条 基金が支給する年金たる給付のうち施行日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金が支給する年金たる給付に要する費用の一部を負担する。

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは新厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されて

いるものを除く。）の受給権者に基金が支給する年金たる給付に要する費用について行ふものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十七年四月一日以前に生まれたものに支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する新厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するものに支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

三 新厚生年金保険法附則第二十八條の第三項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に支給する年金たる給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管

掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、新厚生年金保険法第四十二条ただし書に該当しない者（同法附則第四十二条の規定又は法令の規定により同法第四十二条ただし書に該当しないものとみなされる者を含む。）であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八條の第三項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているものに当該基金が支給する年金たる給付に要する費用について行ふものとする。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額とする。

5 第二項又は前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべき額については、これらの規定にかかわらず、昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日前の加入員たる被保険者であつた期間を有する者に係る当該基金が施行日において保有する積立金（旧厚生年金保険法第百三十二条第二項に定める額に相当する部分の年金給付に充てるべきものに限る。）の額に、千分の八からその者に係る附則別表第七の表の下欄に掲げる率を控除して得た率の千分の八に対する割合を乗じて得た額の総額を、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した額から控除するものとする。

（厚生年金基金連合会への準用）

第八十五条 前三條の規定は、厚生年金基金連合会が支給する年金たる給付について準用する。

（旧船員保険法による給付）

第八十六条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧船員保険法による老齢年金の受給権を有していた者については、新厚生年金保険法第三章第二節並びに附則第八條、第十五條及び第二十八條の三の規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金の支給要件に関する規定、附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号。以下「改正前の法律第百五号」という。）中同法による特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定により、なおその効力を有するものとされた規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧船員保険法第三十 四條第三項及び第三 十九條ノ二第四号並 びに改正前の法律第 百五号附則第十七條 第一項第四号	第一級から第十 四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年 法律第 号）第四條の規定による改正後の厚生 年金保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令 で定める等級以下
---	-----------------	---

3 施行日の前日において旧船員保険法第五十条第一項第三号を除く。の規定による遺族年金の受給権を有する者が当該死亡した者の配偶者であつた者である場合であつて、同日において当該遺族年金につき同法第二十三条ノ二の規定に基づく後順位者たる子があるときは、同日において同法第五十条第一項第三号を除く。の規定に該当するものとみなして、施行日の属する月の翌月から同条の遺族年金を支給する。

4 前項の規定により子に支給される遺族年金は、配偶者が同項に規定する遺族年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する当該遺族年金が次条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第五十条ノ五第一項の規定により、その支給を停止されている間は、この限りでない。

5 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において船員保険の被保険者であつた期間が三年以上であるもの（施行日以後の厚生年金保険の被保険者期間が一年未満のものに限る。）については、旧船員保険法中同法による脱退手当金の支給要件に関する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合において、老齢厚生年金又は障害厚生年金は、それぞれ旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金又は障害年金とみなす。

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第八項まで及び第十項並びに附則第三十五条第一項及び第二項、附則第五十六条第二項及び第五項から第七項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付及び脱退手当金は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項並びに附則第五十六条第二項及び第五項から第七項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、厚生年金保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者であつた期間とみなし、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に

第三項に規定する年金たる保険給付については、次項並びに附則第五十六条第二項及び第五項から第七項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、厚生年金保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者であつた期間とみなし、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に

旧船員保険法第三十五條第一号	三十六万九千円
トス	三十六万九千円トス
ニ昭和三十四年度ノ年度平均ノ物価指数（総務庁ニ於テ作成スル全国消費者物価指数又ハ総務府ニ於テ作成シタル全国消費者物価指数ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ対スル昭和六十年ノ年平均ノ物価指数ノ比率（昭和五十八年度ノ年度平均ノ物価指数ニ対スル昭和六十年ノ年平均ノ物価指数ノ比率（以下昭和五十八年度基準物価上昇比率ト称ス）ガ	

旧船員保険法第三十六條第一項	十八万円	百分ノ百ヲ下リタルトキハ昭和五十四年度ノ年度平均ノ物価指数ニ対スル昭和五十八年度ノ年度平均ノ物価指数ノ比率トス以下昭和五十四年度基準物価上昇比率ト称ス）ヲ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額
十八万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）	
六万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）	
十二万円	三十六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ三十六万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）	
二万四千円	六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ六万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）	
旧船員保険法第三十八條第一項	第一級乃至第六級ノ等級タル期間、第七級乃至第十一級ノ等級タル期間又ハ第十二級乃至第十四級ノ等級タル期間	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法附則第八條第一項第三号ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル等級以下ノ等級タル期間
第一級乃至第十級ノ等級	前項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級	
旧船員保険法第三十九條ノ五第一項	第一級乃至第六級ノ等級タル期間、第七級乃至第十一級ノ等級タル期間又ハ第十二級乃至第十四級ノ等級タル期間	第三十八條第一項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級タル期間

四級ノ等級タル 期間		第三十八条第一項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ 等級	
旧船員保険法第三 十九条ノ五第二項	第一級乃至第十 四級ノ等級	二十四万六千円ニ昭和五十四年度基準物価上昇比率ヲ 乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額	得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額
旧船員保険法第四 十一條第一項第一 号	二十四万六千円	六十万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ六十万円ニ乗ジテ得タ ル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	一八〇、〇〇〇円(昭和五十八年度基準物価上昇比率 ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ一八〇、〇〇 〇円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル 額)
旧船員保険法第四 十一條第二項及び 第五十條ノ二第三 項	五十万六千六百円	十八万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タ ル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	三六〇、〇〇〇円(昭和五十八年度基準物価上昇比率 ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ三六〇、〇〇 〇円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル 額)
旧船員保険法第四 十一條ノ二第二項	十八万円	十八万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タ ル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	四二〇、〇〇〇円(昭和五十八年度基準物価上昇比率 ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ四二〇、〇〇 〇円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル 額)
	六万円	十八万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タ ル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	六〇、〇〇〇円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ 百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ六〇、〇〇〇円 ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)
	十二万円	三十六万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ三十六万円ニ乗ジテ 得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法 律第 号)第四条の規定による改正後の厚生年金 保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令で定め る等級以下
	二万四千円	六万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百 ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ六万円ニ乗ジテ得タル額 ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	六十万円(総務府において作成した昭和五十八年度の 年度平均の全国消費者物価指数に対する総務府におい て作成した昭和六十年度の年平均の全国消費者物価指 数の比率ガ百分の百を超えたときは、当該比率を六十万 円に乘じて得たる額を基準として政令で定める額)
旧船員保険法第五 十條ノ二第一項第 二号	六万五千五百円	六万五千五百円ニ昭和五十四年度基準物価上昇比率ヲ 乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額	乘じて得たる額に昭和五十四年度の年度平均の物価指数 (総務府において作成する全国消費者物価指数又は総 務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以 下この項において同じ。)に対する昭和六十年度の年平均 の物価指数の比率(昭和五十八年度の年度平均の物価 指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率 (以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。))ガ 百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均 の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価 指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上
旧船員保険法第五 十條ノ二第一項第 三号	十二万三千円	十二万三千円ニ昭和五十四年度基準物価上昇比率ヲ 乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額	乘じて得たる額
旧船員保険法第五 十條ノ三ノ二	十二万円	十二万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十二万円ニ乗ジテ得タ ル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額)	
	二十一万円	二十一万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ二十一万円ニ乗ジテ	

改正前の法律第百五号附則第十六条第四項第一号	乗じて得た額 八十六万千円	昇比率」という。を乗じて得た額を基準として政令で定める額
附則第百十条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十条	九万八千四百円	九万八千四百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の平均の物価指数の比率（昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十一年の平均の物価指数の比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額
改正前の法律第九十二号附則第八条第四項	五十万千六百円	六十万円（総務庁において作成した昭和五十八年度の年度平均の全国消費者物価指数に対する総務庁において作成した昭和六十一年の平均の全国消費者物価指数の比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

- 4 新厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）について準用する。
- 5 第一項に規定する年金たる保険給付のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金の支払については、新厚生年金保険法第三十六条第三項の規定の例による。
- 6 前項の規定は、政令で定める日までの間は適用しない。
- 7 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者については、第三項の規定により船員保険の被保険者であつた期間とみなされた厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく新厚生年金保険法の老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族
- 8 旧船員保険法第五十条第一項各号（第三号を除く。）の規定による遺族年金については、第一項の規定にかかわらず、同法第五十条ノ四後段の規定は適用しない。
- 9 旧船員保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの並びに同法による脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金であつて同日においてまだ支給してないものについては、なお従前の例によるものとし、当該年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。
- 10 第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定

- する同法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金若しくは職務外の事由による障害手当金を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者となし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。
- （船員保険の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）
- 第八十八条 船員保険の管掌者たる政府は、前条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び脱退手当金並びに同条第九項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金に要する費用並びに附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間を計算の基礎とする年金たる保険給付に要する費用（当該期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当する額として、政令で定めるところにより算出した額を負担するものとする。
- 第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌者たる政府が負担する。
- 一 障害年金の給付に要する費用のうち、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号の額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分
 - 二 遺族年金の給付に要する費用のうち、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分
- 第九十条 新厚生年金保険法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた者に対する年金たる給付のうち政令で定めるものについては、施行日以後、旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付（同法附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた保険給付を含む。）として支給する。
- 2 前項の措置に伴い必要な事項は、政令で定める。
- （第五条の規定の施行に伴う経過措置）
- 第九十一条 初診日が昭和五十九年八月一日前にある傷病による障害に係る第五条の規定による改正後の船員保険法第四十条第三項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- （船員保険の職務上の事由による年金たる保険給付に關する経過措置）
- 第九十二条 新船員保険法第四十二条及び第四十二条ノ二の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第四十条第一項の規定による障害年金（政令で定める部分に限る。）は、新船員保険法第四十条第一項の規定による障害年金とみなす。
- 第九十三条 新船員保険法第五十条ノ七の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付のうち、職務上の事由による遺族年金（同法第五十条第一項第二号に該当した場合に支給されるものを含む）、政令で定める部分に限る。）は、新船員保険法による遺族年金とみなす。
- （第八条の規定の施行に伴う経過措置）
- 第九十四条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

第九十五条 昭和六十一年四月分の障害児福祉手当については、第八條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第九十九条までにおいて「新法」という。）第九條の二の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

第九十六条 昭和六十一年四月一日において特別障害者手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該特別障害者手当について新法第二十六条の五において準用する新法第十九條の認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が施行日において現に特別障害者手当の支給要件に該当しているとき、又は同日において現に特別障害者手当の支給要件に該当している者が昭和六十一年四月三十日まで新法第二十六条の五において準用する新法第十九條の認定の請求をしたときは、これらの者に対する特別障害者手当の支給は、新法第二十六条の五において準用する新法第五條の二第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 前條の規定は、前項の規定により支給される昭和六十一年四月分の特別障害者手当について準用する。

第九十七条 施行日の前日において二十歳以上であり、かつ、施行日において現に第八條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第九十九条までにおいて「旧法」という。）第十七條に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第九條の認定を受け、又は同條の認定の請求をしているものには、引き続き当該支給要件に該当する間に限つて、附則第九十九條の規定を適用する場合及び次項に定める事項を除き、なお従前の例により旧法による福祉手当を支給する。

2 附則第九十五条並びに新法第十七條ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五

十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）附則第五條の三第四項において適用される場合を含む。）第十八條、第九條の二及び第二十條から第二十三條までの規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。

第九十八条 昭和六十一年三月以前の月分の旧法による福祉手当については、次條の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第九十九条 附則第九十七條第一項又は前條に規定する旧法による福祉手当の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合における新法第三十五条第二項の規定の適用については、その者は、同項に規定する手当の支給を受けている者とみなし、施行日以後の行為に対する新法第四十一条の規定の適用については、当該福祉手当は、同條に規定する手当とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第一百條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（船員保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第一百二條 船員保険法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。
（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第一百三條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四條を次のように改める。
第四條 削除

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第一百四條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第十六條第一項並びに第十九條の三第一項及び第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。
（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第一百五條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。
（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第一百六條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條第一項第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。
（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第一百七條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條から第十八條までを次のように改める。
第十一條から第十八條まで 削除
（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第一百八條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「厚生年金保険法第四十三條第三項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一條第一項の規定により基本年金額の計算の基礎となしな

い被保険者であつた期間を除くを「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を含む」に、「三年以上であるもの」を「三年以上であるもの（厚生年金保険法第五十一條の規定

により障害厚生年金の額の計算の基礎としない被保険者であつた期間があるときは、当該期間を除いた期間が三年以上であるもの）」に、「その基本年金額」を「その年金額」に、「第三十四條第一項第二号」を「第四十三條（第四十四條第一項において適用する場合並びに第五十條（第五十條の二第一項において適用する場合を含む。）及び第六十條においてその例による場合を含む。）以下この条において同じ。」及び同法附則第九條第一項第二号」に改め、同條第二項中「基本年金額」を「年金額」に、「第三十四條第一項第二号」を「第四十三條及び同法附則第九條第一項第二号」に改め、同條第三項を削る。

附則第五條を次のように改める。
第五條 削除
附則第十二條を次のように改める。
第十二條 削除
附則第十五條第二項中「老齢年金及び通算老齢年金につき厚生年金保険法第三十四條の規定により基本年金額」を「老齢厚生年金の額」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に、「この法律による改正後の同條第一項第一号に掲げる額」を「厚生年金保険法第四十三條（同法第四十四條第一項において適用する場合を含む。）又は同法附則第九條第一項に定める額」に、「同号の」を「これらの」に、「同号に」を「これらの規定に」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前項の規定は、昭和五十九年改正法附則第一百八條の規定による改正前の附則（以下この項において「改正前の附則」という。）第三十二條第一項の期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に基づいて老齢厚生年金の額を計算する場合において、改正前の附則第三十二條第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第一百九條 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に基づいて老齢厚生年金の額を計算する場合において、改正前の附則第三十二條第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

附則第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

附則第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

第三十一條及び第三十二條 削除

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)
第九百九条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九百十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九百十一條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

附則第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

附則第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

附則第三十五條中「附則第四條第一項又は第二項」を「附則第四條」に、「同法第七十條第一項及び第三十二條第二項」を「同法第七十條第三十二條第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第七十八條

第一類第七号

社会労働委員会議録第二号

昭和五十九年十二月六日

第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十條第一項に、「同法第三十四條第一項第二号」を「厚生年金保険法第四十三條(第四十四條第一項において適用する場合並びに第五十條(第五十條の二第一項において適用する場合を含む)及び第六十條においてその例による場合を含む)」に、「表の上欄に掲げる期間に属する」を「表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間に属する」に、「同表の下欄に掲げる率」を「同項の規定を適用した場合における厚生年金保険法第四十三條に規定する政令で定める当該期間に係る率」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法律第七十八号附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、船員保険の被保険者であつた期間を有するものに対する前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「厚生年金保険法第七十條第一項」とあるのは「厚生年金保険法第七十條第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)以下「昭和五十九年改正法」という。附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第六條の規定による改正前の船員保険法第四十七條」と、「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(昭和五十九年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)」と、同項第一号中「年金たる保険給付」とあるのは「年金たる保険給付又は船員保険法による年金たる保険給付」と、「その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同条第二項の表に掲げる期間又は同条第一項に規定する政令で定める期間」と、「同項」とあるのは「同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

及び第二項」と読み替えるものとする。
附則第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九百十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六十三條中「一部が第三種被保険者であつた期間」を「一部が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)以下この条において「昭和五十九年改正法」という。第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間(同法附則第四條第二項の規定により当該第三種被保険者であつた期間とみなされ、又は当該期間に関する規定を準用することとされた期間及び昭和五十九年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。に、「老齢年金、障害年金又は遺族厚生年金」を「老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金」に、「加給年金及び同法第六十二條の二を「同法第四十四條(同法附則第九條第四項において準用する場合を含む)及び同法第五十條の二に規定する加給年金額、同法第六十二條第一項の規定により加算する額並びに昭和五十九年改正法附則第七十三條並びに同法附則第七十四條第一項及び第二項に、「月前の第三種被保険者であつた期間」を「月前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして計算した」とを「同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者(以下この条において「旧第一種被保険者」という)であつた期間とみなして計算した」に、「同日以前の第三種被保険者であつた期間」を「同日以前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一

種被保険者であつた期間とみなして当該を「旧第一種被保険者であつた期間とみなして当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金(同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る)であつて、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるもの(昭和五十九年改正法附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものを除く)については、この限りでない。

(健康保険法の一部改正)
第九百十三條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「国」を「前号に掲グルモノノ外国」に、「事務所」を「事業所」に改め、「五人以上ノ」を削る。

第十三條ノ第二項第一号中「又ハ第二十條」を削る。

第二十條第一項及び第二十一條第五号中「船員保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク」を削る。

第五十七條ノ三中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第九百十四條 前條の規定による改正後の健康保険法第十三條第二号に掲げる事業所に使用される者であつて、常時五人以上の従業員を使用する事業所以外の事業所に使用されるものについては、同条(同法第十四條、第十六條から第十八條まで、第二十條第一項、第二十一條、第三十一條、第五十五條第二項及び第六十九條の七において適用する場合を含む)の規定は、昭和六十四年三月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第九百十五條 労働者災害補償保険法(昭和二十二

年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「障害年金又は別表第一第二号の政令で定める法令による給付であつて同法の規定による障害年金に相当する給付」を「障害厚生年金又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による障害基礎年金に、「同表第一号又は第二号」を「別表第一第一号から第三号までに規定する場合に同じ、それぞれ同表第一号から第三号まで」に改める。

第二十二條の二第二項中「同表第一号又は第二号」及び「別表第一第一号又は第二号」を「別表第一第一号から第三号までに規定する場合に同じ、それぞれ同表第一第一号から第三号まで」に改める。

第五十九條第六項中(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)を「第三十六條の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第...号。以下この項及び次条第六項において「昭和五十九年法律第...号」という。附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和五十九年法律第...号第二條の規定による改正前の国民年金法(以下この項及び次条第六項において「旧国民年金法」という。第六十五條第二項(昭和五十九年法律第...号附則第二十八條第十項においてその例による場合及び昭和五十九年法律第...号附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する場合を含む。次条第六項において同じ)に、「第十七條第二号ただし書」を「第十七條第一号ただし書」に改める。

第六十條第六項中「第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)を「第三十六條の二第二項及び昭和五十九年法律第...号附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧...」を「第三十六條の二第二項及び昭和五十九年法律第...号附則第三十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧...」に改める。

国民年金法第六十五條第二項」に改める。

別表第一第一号中「厚生年金保険法の障害年金又は遺族年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第三十條の四の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ)又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金若しくは寡婦年金」に改め、「次号において同じ」を削り、同号イ中「障害年金」を「障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金」に、「同法の規定による障害厚生年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金」に、「同法の規定による障害厚生年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金」に改め、同号ロ中「障害年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「障害基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金又は寡婦年金」に改め、同表第二号中「政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金に改め、「場合」の下に「(第一号に規定する場合を除く)」を、「乗じて得た額」の下に「(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)」を加え、同表第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第一号の次に次の二号を加える。

三 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合(第一号に規定する場合を除く)にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、第一号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額(その額

が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)を乗じて得た額(その額が政令で定める額)とする。

第百十六條 施行日の属する月の前月までの月分の労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害年金、遺族年金及び傷病年金の額については、なお従前の例による。

2 施行日の属する月の前月までの月分の労働者災害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と第四條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下次条までにおいて「旧厚生年金保険法」という)の規定による障害年金又は遺族年金とが同一の事由(労働者災害補償保険法別表第一第一号に規定する同一の事由をいう。次項及び次条第一項において同じ)により支給される場合における障害補償年金、遺族補償年金及び傷病補償年金の額については、前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下次条までにおいて「新労働者災害補償保険法」という)別表第一第一号の規定にかかわらず、前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(次項において「旧労働者災害補償保険法」という)別表第一第一号の規定により算定して得た率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。

3 施行日の属する月の前月までの月分の労働者災害補償年金又は遺族補償年金と旧厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付(政令で定める法令による給付に限る)とが同一の事由により支給される場合における障害補償年金、遺族補償年金及び傷病補償年金の額については、新労働者災害補償保険法別表第一第一号の規定にかかわらず、同表の下欄の額に、政令で定める率に準じて得た額(その額が政令で定める率に準じて得た額)を乗じて得た額(その額が政令で定める率に準じて得た額)とする。

4 前二項の規定は、施行日の属する月の前月までの月分の労働者災害補償年金若しくは傷病補償年金、遺族年金及び傷病年金について準用する。

5 附則第二十八條第一項の規定により支給する遺族基礎年金に対する新労働者災害補償保険法別表第一第一号及び第三号(新労働者災害補償保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「遺族基礎年金」とあるのは、「遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第...号)附則第二十八條第一項の規定により支給する遺族基礎年金を除く)」とする。

6 施行日前に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付及び休業給付の額については、なお従前の例による。

7 施行日以後に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付と旧厚生年金保険法の規定による障害年金又はこれに相当する給付(第三項の政令で定める法令による給付に限る)とが同一の事由により支給される場合における休業補償給付の額については、新労働者災害補償保険法第十四條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額(その額が同条第二項において準用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六條第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)に第二項又は第三項の政令で定める率のうちに傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。

8 施行日以後に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業給付と旧厚生年金保険法の規定による障害年金又はこれに相当する給付(第三項の政令で定める法令による給付に限る)とが同一の事由により支給される場合における休業給付の額については、新労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付及び休業給付の額については、なお従前の例による。

保険法第二十二條の二第二項において準用する
新労災保険法第十四條第一項の規定にかかわら
ず、同項に規定する額（その額が新労災保険法
第二十二條の二第三項において準用する労働基
準法第七十六條第二項及び第三項の規定により
改定された場合には、その改定後の額）に第四
項において準用する第二項又は第三項の政令で
定める率のうち傷病年金について定める率を乗
じて得た額（その額が政令で定める額を下回る
場合には、当該政令で定める額）とする。

第百七條 新労災保険法別表第一第一号に規定
する場合における労働者災害補償保険法の規定
による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は
遺族補償年金（施行日の属する月から昭和六十
三年三月までの月分に限る。）の額については、
同表の規定にかかわらず、同表の下欄の額に次
の各号に掲げる同法の規定による年金たる保険
給付の区分に応じ、当該各号に掲げるところに
より算定して得た率を下らない範囲内で政令で
定める率を乗じて得た額（その額が政令で定め
る額を下回る場合には、当該政令で定める額）
とする。

一 障害補償年金 前々保険年度（前々年の四
月一日から前年の三月三十一日までをいう。
以下この号において同じ。）において労働者災
害補償保険法の規定による障害補償年金を受
けていた者であつて、同一の事由により旧厚
生年金保険法の規定による障害年金が支給さ
れていないすべてのものに係る前々保険年度に
おける労働者災害補償保険法の規定による障
害補償年金の支給額（これらの者が旧厚生年
金保険法の規定による障害年金を支給されて
いなかったとした場合の当該障害補償年金の
支給額をいう。）の平均額からこれらの者が受
けていた前々保険年度における旧厚生年金保
險法の規定による障害年金の支給額の平均額
に百分の五十を乗じて得た額を減じた額を当
該障害補償年金の支給額の平均額で除して得
た率

二 遺族補償年金 前号中「障害補償年金」とあ
るのは「遺族補償年金」と、「障害年金」とある
のは「遺族年金」として、同号の規定の例によ
り算定して得た率

三 傷病補償年金 第一号中「障害補償年金」と
あるのは、「傷病補償年金」として、同号の規
定の例により算定して得た率

2 新労災保険法別表第一第二号に規定する場合
における労働者災害補償保険法の規定による障
害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償
年金（施行日の属する月から昭和六十三年三月
までの月分に限る。）については、同表の規定に
かかわらず、同表の下欄の額に、当該年金たる
保険給付の区分に応じ、前項の政令で定める率
に準じて政令で定める率を乗じて得た額（その
額が政令で定める額を下回る場合には、当該政
令で定める額）を、当該年金たる保険給付の額
とする。

3 新労災保険法別表第一第三号に規定する場合
における労働者災害補償保険法の規定による障
害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償
年金（施行日の属する月から昭和六十三年三月
までの月分に限る。）については、同表の規定に
かかわらず、同表の下欄の額に、当該年金たる
保険給付の区分に応じ、第一項の政令で定める
率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（そ
の額が政令で定める額を下回る場合には、当該
政令で定める額）を、当該年金たる保険給付の
額とする。

三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條の
六第二項において準用する新労災保険法別表第
一第二号と、第三項中「新労災保険法別表第一
第三号」とあるのは「新労災保険法第二十二條の三
第三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條
の六第二項において準用する新労災保険法別表
第一第三号」と読み替へるものとする。

5 施行日から昭和六十三年三月三十一日まで
の間に支給すべき事由が生じた休業補償給付につ
いては、新労災保険法第十四條第三項中「同表
第一号から第三号まで」とあるのは「国民年金
法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律
第 号）附則第百七條第一項から第三項
まで」とする。

6 施行日から昭和六十三年三月三十一日まで
の間に支給すべき事由が生じた休業補償給付につ
いては、新労災保険法第二十二條の二第二項中「同
表第一号から第三号まで」とあるのは「国民年
金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法
律第 号）附則第百七條第四項において
準用する同条第一項から第三項まで」とする。
（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の
一部改正）
第百十八條 社会保険審議会及び社会保険医療協
議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を
次のように改正する。
第一条及び第二條中「並びに船員保険事業及
び厚生年金保険事業」を「及び船員保険事業」に
改める。
第三条第一項中「二十七人」を「二十一人」に改
め、同項第一号及び第二号中「並びに船員保険
及び厚生年金保険」を「及び船員保険」に、「九
人」を「七人」に改め、同項第三号中「九人」を「七
人」に改める。
第七條中、船員保険事業又は厚生年金保険
事業を「又は船員保険事業」に改める。
（国家公務員災害補償法の一部改正）
第百十九條 国家公務員災害補償法の一部を次の
ように改正する。

附則第十一項中「第六十五條第二項（同法第七
十九條の二第六項において準用する場合を含む。）
を「第三十六條の二第二項及び国民年金法
等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第
号）以下この項及び附則第十五項におい
て「昭和五十九年法律第 号」という。附則
第三十二條第九項の規定によりなおその効力を
有するものとされた同法第二條の規定による改
正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」とい
う。）第六十五條第二項（昭和五十九年法律第
号附則第二十八條第十項においてその例に
よる場合及び同法附則第三十二條第九項の規定
によりなおその効力を有するものとされた旧国
民年金法第七十九條の二第五項において準用す
る場合を含む。附則第十五項において同じ。）」
に、「第十七條第二号ただし書」を「第十七條第
一号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第六十五條第二項（同法第七
十九條の二第六項において準用する場合を含む。）
を「第三十六條の二第二項及び昭和五十九
年法律第 号附則第三十二條第九項の規定
によりなおその効力を有するものとされた旧国
民年金法第六十五條第二項」に改める。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第百二十條 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和
二十七年法律第百二十七号）の一部を次のよう
に改正する。
附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項
とし、附則第十一項から第十三項までを一項す
つ繰り上げ、附則第十四項中「附則第十二項」を
「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項と
し、附則第十五項から第十九項までを削り、
第二十項を第十四項とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第百二十一條 私立学校教職員共済組合法（昭和
二十八年法律第百四十五号）の一部を次のよ
うに改正する。
第三十六條第一項中「徴収金の徴収、」の下に
「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十

九年法律第 号) 附則第二項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の「を」を加える。

附則第二十一項中「厚生年金保険法ニ依る障害年金」を「厚生年金保険法ニ依る障害厚生年金」に、「厚生年金保険法による障害年金」を「厚生年金保険法による障害厚生年金」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二百二十二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号を次のように改める。

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者

第八号の二第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十三条 前条の規定による改正後の国民健康保険法第八号の二第一項の規定の適用については、附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付のうち老齢を支給事由とするものは厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる給付と、附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間は前条の規定による改正後の国民健康保険法第八号の二第一項に規定する年金保険の被保険者等であつた期間と、それぞれみなす。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第二百二十四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「船員保険」を削り、「並びにこれらの制度」の下に「及び船員保険制度」を加える。

第八条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

第十條第一項を次のように改める。

理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十七條中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七條ノ二を削り、同条第二号中「船員保険」を「又は船員保険の船舶所有者」及び「又は船舶所有者である事業者」を削り、同条第三号中「又は船員保険」を削り、「国民年金の被保険者」の下に「(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第一号被保険者を除く)」を加える。

第三十五條の三第一項中「又は船員保険の船舶所有者である者」を削る。

第三十六條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十七條中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十八條中「一万円」を「十万円」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十五條 施行日の前日において現に年金福祉事業団の役員として在職する者の任期については、前条の規定による改正後の年金福祉事業団法第十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二百二十六條 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第二号中「国民年金法に基づく障害福祉年金及び老齢福祉年金」を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号) 附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第二條による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二百二十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第十一号中「規定による国民年金の被保険者」の下に「(同法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く)」を加える。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二百二十八條 地方公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)」を「第三十六條の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号) 以下この項及び次条第四項において「昭和五十九年法律第 号」という。附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の国民年金法(以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という)第六十五條第二項(昭和五十九年法律第 号)附則第二十八條第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。」に、「第七十九條第二号ただし書」を「第七條第一号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)」を「第三十六條の二第二項及び昭和五十九年法律第 号附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五條第二項」に改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第二百二十九條 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「行なう」を「行う」に、「厚生年金保険の第三種被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四條に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号) 以下昭和五十

九年法律第 号)という。附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。」に改める。

第十八條第一項中「行なう」を「行う」に、「厚生年金保険の第一種被保険者又は第二種被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(坑内員並びに昭和五十九年法律第 号附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く)」に改める。

第二十條中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」を「老齢厚生年金」に改める。

第三十八條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十九條中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十條から第四十二條までの規定中「一万円」を「十万円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第二百三十條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

(老人保健法の一部改正)

第二百三十一條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第二号を次のように改める。

二 船員保険法の規定による被保険者(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十二條 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「昭和五十九年十月一日以後」を「昭和五十九年十月一日から昭和六十年九月三十日までの間」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 標準報酬月額が六万八千円未満である国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第六條の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第二十二條の規定による被保険者の昭和六十年十月から昭和六十一年三月までの標準報酬月額額は、旧船員保険法第四條第七項の規定にかかわらず、六万八千円とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）
第三百三十三條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。
第三條第三号中「次條第一項において同じ。」又はの下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第三百三十四條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第十四條第一項第三号中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十條の規定による被保険者を除く。）」を削る。
第二十四條第三項中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年法律第 号」という。）第四條の規定による改正前の」を、「昭和二十九年法律第百十五号」の下に「以下「旧厚生年金保険法」という。」を加える。
第二十九條中「若しくは船員保険法に基づき給付を受ける給付、昭和五十九年法律第 号附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた給付」に改める。
第三十七條の三第一項中「この法律によるほか、」の下に「昭和五十九年法律第 号附則

第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の」を、「昭和三十六年法律第百八十一号」の下に「以下「旧通則法」という。」を加える。
第三十九條第一項第二号及び第四十六條の五第三項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。
第四十九條の三第三項中「厚生年金保険法」を「通算遺族年金については、旧厚生年金保険法」に「並びに通算年金通則法」を「の規定の例によるほか、旧通則法」に「規定は、通算遺族年金については「規定を」に改める。
第六十三條第一項及び第六十六條第一項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。
別表第二の備考六中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。
（国家公務員等共済組合法の一部改正）
第三百三十五條 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年法律第 号」という。）第四條の規定による改正前の」を、「昭和二十九年法律第百十五号」の下に「以下「旧厚生年金保険法」という。」を加え、「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。
第七十九條の二第二項中「この法律によるほか、」の下に「昭和五十九年法律第 号附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の」を、「昭和三十六年法律第百八十一号」の下に「以下「旧通則法」という。」を加える。
第八十一條第一項第二号、第八十八條第三号及び第八十八條の六中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。
第九十二條の三第三項中「厚生年金保険法」を「通算遺族年金については、旧厚生年金保険法」に「並びに通算年金通則法」を「の規定の例によるほか、旧通則法」に「規定は、通算遺族

年金について」を「規定を」に改める。

第三百三十三條 国家公務員等共済組合法附則第十三條の十二第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。
（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第三百三十七條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中「更新組合員に対する」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の」を加える。
（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）
第三百三十八條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第七條を次のように改める。
第七條 附則第十三條を次のように改める。
第十三條 附則第十九條第二項、第三十條第二項及び第四十二條第二項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。
（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第三百三十九條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年法律第 号」という。）第四條の規定による改正

過措置）

第三百三十六條 国家公務員等共済組合法附則第十三條の十二第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。
（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第三百三十七條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中「更新組合員に対する」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の」を加える。
（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）
第三百三十八條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第七條を次のように改める。
第七條 附則第十三條を次のように改める。
第十三條 附則第十九條第二項、第三十條第二項及び第四十二條第二項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。
（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第三百三十九條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年法律第 号」という。）第四條の規定による改正

前の」を、「昭和二十九年法律第百十五号」の下に。以下「旧厚生年金保険法」という。」を加え、「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

第八十二條第一項中この法律によるほか、」の下に「昭和五十九年法律第 号附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の」を、「昭和三十六年法律第百八十一号」の下に「以下「旧通則法」という。」を加える。

第八十六條第一項第二号、第九十三條第三号及び第九十三條の六中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第九八条第三項中「厚生年金保険法」を「通算遺族年金については、旧厚生年金保険法に、並びに通算年金通則法」を「の規定の例によるほか、旧通則法」に、「規定は、通算遺族年金について」を「規定を」に改める。

第一百十七條第一項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第百三十五条の見出し中「期間計算等」を「資格の得喪」に改め、同条中「及び期間の計算」を削る。

第百三十七條第二項第二号中「船員保險法」を「昭和五十九年法律第 号第六條の規定による改正前の船員保險法（以下第百三十九条までにおいて「旧船員保險法」という。）」に改め、同項第二号中「船員保險法」を「旧船員保險法」に改め、同条第二項第二号中「船員保險法」を「船員保險法（障害給付にあつては旧船員保險法）」に改める。

第三百三十八条の見出し中「厚生年金保険及び船員保険交渉法」を「廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法」に改め、同条中「厚生年金保険及び船員保険交渉法」を「昭和五十九年法律第 号附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法」に、「厚生年金保険又は船員保険の老齢年金」を「旧厚生年金保険法又は旧船員保険法の規定

による老齡年金」に改める。

第三百三十九條中「船員保險法」の下に「又は旧船員保險法」を加え、「同法第二十九條ノ五」を「船員保險法第二十九條ノ五」に、「同法第五十八條」を「短期給付に要する費用にあつては同法

第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を、長期給付に要する費用にあつては旧船員保険法第五十八條に、「同法第六十条第一項を、旧船員保険法第六十条第一項」に改める。

附則第二十八條の二第二項及び同條第六項第四号中「若しくは船員保険」を削る。

附則第二十八條の第三項及び第二十八條の
五第二項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改
める。

別表第三の備考六中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

百四十条 地方公務員等共済組合法附則第二十八條の二第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつた日において厚生年金保

險の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

百四十一条 地方公務員等共済組合法の長期給

付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「通算年金通則法(昭和三十一年法律第百八十一号。以下「改正前の通則法」という。)」を「旧通算年金通則法(國民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)による廃止前の通算年金通則法(昭和三十一年法律第百八十一号)」をいう。以下同

じ。に改める。

第四條第二項各号中「改正前の通則法」を「三十七年法による改正前の旧通算年金通則法」に改める。

第二十条第一項及び第二項並びに第三百三十二条の二十一第二項中「通算年金通則法」を「通算年金通則法」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百二十二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(執行官法の一部改正)

第四百四十三条 執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「国民年金法、」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九

年法律第 号。以下「昭和五十九年法律第 号」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の」を、「通算年金通則法」の下に、昭和五十九年法律第 号附

（社会保険労務士法の一部改正）
百四十四条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
則を加える。

第九條第六号中「及び通算年金通則法」を削る。

別表第一中第二十五号を削り、第二十六号を

第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号から第三十四号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第二第六号中「及び通算年金通則法」を削り、同表第七号中「及び通算年金通則法」を削り、「通算年金通則法に規定する公的年金各法」を「国民年金法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改

第百四十五條 前條の規定による改正後の社会保険労務士法（次項において「新労務士法」という。）第三条第一項、第五条第五号、第八条第四号及び第九号の規定並びに別表第二の適用については、これらの規定及び同表に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧厚生年金保険及び船員保険交渉法及び旧通算年金通則法を含むものとする。

新勞務士法別表第二第七號の適用については、當分の間、同號の免除資格者の欄の4中「國民年金法」とあるのは、「國民年金法等の一

部を改正する法律（昭和五十九年法律第
号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通
算年金通則法に規定する公的年金各法とする。

百四十六條 昭和四十四年度以後における私立
共済組合からの年金の額の改定に関する法律の
(一部改正)

学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(沖繩の復婦に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
百四十七条 沖繩の復婦に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九号)の一部

を次のように改正する。

第百四条第四項を次のように改める。

4 沖繩の厚生年金保険法又は沖繩の国民年金

法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法又は国民年金法による老齢厚生年金等の受給資格及び年金額その他これらの法律に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、

恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

四十八條 恩給法等の一部を改正する法律

(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二第一項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百九条 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二項中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年法律第 号」という。)第四条の規定による改正

前の」を加える。

附則第二十四条第四項中「通算年金通則法」を「昭和五十九年法律第 号附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法」に改める。

附則第二十九条第一項第二号中「受けるべき」の下に「昭和五十九年法律第 号第六条の規定による改正前の」を加える。

(地方財政法の一部改正)
第五十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の五を次のように改める。
八の五 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費

附則別表第一

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第三

昭和二十二年四月一日以前に生まれた者	十五年
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	十六年
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	十七年

昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	十八年
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	十九年

附則別表第四

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八

附則別表第五

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年	三百三十六

附則別表第六

昭和七年四月一日以前に生まれた者	五十五歳
昭和七年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳

昭和九年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和十一年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳

附則別表第七

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千分の十
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・八六
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・七二
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・四四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・三一
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・一七
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・〇四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・九一
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・七九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・六六
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五四
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二九
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・〇六
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・九四
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・八三
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・七二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・六一

附則別表第八

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者

三百

昭和二年四月二日以前に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十

附則別表第九

昭和二年四月二日以前に生まれた者	〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八分の百八

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

理由

人口構造の高齢化等の社会的経済的諸環境の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金制度の適用を拡大し基礎年金を支給する制度に改め、船員保険の職務外年金部門を厚生年金保険へ統合し、国民年金及び厚生年金保険の給付の適正化等を行うとともに、日常生活において常時特別の介護を要する二十歳以上の在宅重度障害者に特別障害者手当を支給する制度を創設するほか、最近における社会経済情勢にかえり、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和五十九年度において特例として年金額を改定する措置並びに福祉年金及び特別児童扶養手当等の額を引き上げる措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十五万二千四百円」を「四十六万八千八百円」に、「三十万七千二百円」を「三十七万二千二百円」に改める。

第六十二条中「三十九万二千四百円」を「三十九万九千六百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万七千二百円」を「三十七万七千二百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「二万五千五百円」を「二万五千六百円」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十八条中「二万五千五百円」を「二万八千円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の同法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに次条及び

附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号、以下この条において「法律第九十二号」という)附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百二を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

前項の規定による措置は、政令で定める。

前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号、以下この条において「法律第八十二号」という)附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金

法第八十七条第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「前年度」の物価指数とあるのは「前年度」の物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の二部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第四條の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第四條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

- 一 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條
- 二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條
- 三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）

附則第十一條

- 四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項
- 五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の二

理由

老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和五十九年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。